

商事法務ビジネス・ロー・スクール セミナー案内

2026年 8月

今月の新規掲載セミナーのご案内

— 注目の最新プログラム —

- 新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント
小林章博 弁護士 | p.17
- 【コア・セミナー】 攻めのガバナンスを支える経営・財務リテラシー獲得の要諦
野口智弘 氏 | p.18
- 上場ファミリービジネスのガバナンスとアクティビスト対応の実務
中尾匡利 弁護士 | p.19
- 【コア・セミナー】 歴史から理解する現代監査役等のミッション
高田晴仁 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 | p.20
- 【コア・セミナー】 不確実性の時代における攻めと守りのリスクマネジメント
— 価値創造を支える ERM と事業リスク対応の基本 —
神林比洋雄 氏 | p.21
- 【大阪開催】 経営法務人材養成塾（児玉塾）短期集中プログラム
児玉康平 氏 | p.27
- 基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方〔全4講〕
～担当者に必要な実用知識を重点集中解説～
太田大三 弁護士・尾臺知弘 弁護士・高橋香菜 弁護士 | p.31
- ベーシック会社法
～企業統治関係を中心に～
増田健一 弁護士 | p.34
- 実務の悩みを解決！ 個人情報保護法の実務対応がわかる実践ケーススタディ
— 生成 AI 時代のデータ活用と執行事例を踏まえて —
小川智史 弁護士 | p.43
- 業務委託コンプライアンスの新実務
— 独禁法・取適法・フリーランス法を横断的に読み解く —
柿元将希 弁護士 | p.47
- 日台の営業秘密法制と企業実務
— 日台の立案担当者が解き明かす対応の勘どころ —
黒川直毅 弁護士 / 弁護士・朱 帥俊 弁護士 | p.50

メールマガジン登録はこちら

●●セミナー案内メールマガジンについて●●

募集中の全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金曜版を毎週配信しています。



株式
会社 商事法務

SHOJIHOMU Co., Ltd.

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階

TEL 03-6262-6761 FAX 03-6262-6802

E-mail law-school@shojihomu.co.jp

ご案内セミナー		講 師	開催日 配信期間*	頁
ガ バ ナ ン ス	コーポレートガバナンスに関する実務講座（全11講セット） [WEB]	澤口 実 弁護士 他	8/4（火）～'27/3/31（水）	4
	取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応 [WEB]	澤口 実 弁護士	8/25（火）～'27/3/31（水）	5
	役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～ [東京会場] [WEB]	高田 剛 弁護士	8/19（水） 9/9（水）～'27/3/31（水）	6
	「成長投資の促進」に向けた取締役会事務局の機能強化 ～独立社外取締役過半数の時代に向けて～ [東京会場] [WEB]	佃 秀昭 氏 ボードアドバイザーズ	9/14（月） 10/6（火）～'27/3/31（水）	7
	任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント～CGコード本年改訂を踏まえて 自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～ [東京会場] [WEB]	渡辺邦広 弁護士	9/28（月） 10/13（火）～'27/3/31（水）	8
	アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～ [東京会場] [WEB]	太田 洋 弁護士	10/1（木） 10/15（木）～'27/3/31（水）	9
	内部監査の基礎を学ぶ ～「グローバル内部監査基準」の考え方を中心として～ [東京会場] [WEB]	南部芳子 氏 日本内部監査協会	10/7（水） 10/21（水）～'27/3/31（水）	10
	あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例や改訂CGコードも参考にして～ [東京会場] [WEB]	塚本英巨 弁護士	10/23（金） 11/6（金）～'27/3/31（水）	11
	改訂CGコードを軸に機関投資家目線で読み解く諸施策と企業対応 [東京会場] [WEB]	三瓶裕喜 氏 アストナリング・アドバイザー合同会社	11/25（水） 12/9（水）～'27/3/31（水）	12
	リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～複雑化するリスクに企業はどのように対処すべきか～ [東京会場] [WEB]	三笥 裕 弁護士	12/3（木） 12/17（木）～'27/3/31（水）	13
	サステナビリティ経営の期待と課題～長期投資家の視点から～ [東京会場] [WEB]	松原 稔 氏 リそなアセットマネジメント	12/9（水） 12/23（水）～'27/3/31（水）	14
	企業価値向上に直結させるガバナンス改革の実践 [WEB]	武井一浩 弁護士 他	8/4（火）～'27/3/31（水）	15
	総務・法務部必修 生成AI時代の経営判断と善管注意義務 ～社内ルールの整備を踏まえて～ [東京会場] [WEB]	大島日向 弁護士	9/10（木） 9/30（水）～11/30（月）	16
	新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント [LIVE] [WEB]	小林章博 弁護士	9/16, 30, 10/14, 28 9/30（水）～'27/1/29（金）	17 NEW
	〔コア・セミナー〕攻めのガバナンスを支える経営・財務リテラシー獲得 の要諦 [東京会場] [WEB]	野口智弘 氏 ボードアドバイザーズ	10/1（木） 10/15（木）～'27/3/31（水）	18 NEW
	上場ファミリービジネスのガバナンスとアクティビスト対応の実務 [東京会場] [WEB]	中尾匡利 弁護士	10/15（木） 10/29（木）～'27/1/12（火）	19 NEW
	〔コア・セミナー〕歴史から理解する現代監査役等のミッション [東京会場] [WEB]	高田晴仁 氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	11/24（火） 12/14（月）～'27/3/31（水）	20 NEW
	〔コア・セミナー〕不確実性の時代における攻めと守りのリスクマネジメント ～価値創造を支えるERMと事業リスク対応の基本～ [東京会場] [WEB]	神林比洋雄 氏 ERM 経営研究所 LLC	12/2（水） 12/16（水）～'27/3/31（水）	21 NEW
法 務 一 般	地政学と経済安全保障時代における経営・ガバナンス戦略 ～CGコード改訂も踏まえた企業実務の最前線～ [WEB]	大澤 大 弁護士 セブラニ・クレビス 氏	8/12（水）～10/13（火）	22
	上場会社の機関設計の見直しと社内検討の進め方 ～ガバナンス体制の実効性強化のための実務ポイント～ [WEB]	太子堂厚子 弁護士	8/19（水）～11/19（木）	22
	〔速報解説〕2026 年改訂 CG コードの本旨と実務対応 [LIVE] [WEB]	倉橋雄作 弁護士	8/31（月）～12/25（金）	23
	生成 AI 時代の契約実務の捉え方と契約ガバナンス ～実務の基本構造と法務の役割を整理する [東京会場] [LIVE] [WEB]	小林一郎 氏 一橋大学大学院法学研究科教授	7/13, 24, 29, 8/28, 9/11 7/21（火）～'27/3/31（水）	24
	戦わない真の“戦略”法務へ ～非言語によるアタマからココロへ対立を超える法務 4.0 ～ [東京会場] ※会場開催のみ	小林洋光 氏 アデコ	9/9（水）	25
	AI 時代の法務をアップデート！「しなやかな法務力」実践ラボ ～AI と賢く付き合うための「法務思考」と「契約実務」の実践検証～ [東京会場] [WEB]	壺岐祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	11/13（金） 11/27（金）～'27/2/26（金）	26
取 引 法 務	【大阪開催】経営法務人材養成塾（児玉塾）短期集中プログラム ※会場開催のみ	児玉康平 氏	11/13（金）、12/4（金）	27 NEW
	法務・総務・審査・経理等の新任担当者のためのビジネス法務の基礎知識 [WEB]	太田大三 弁護士 他	4/1（水）～'27/3/31（水）	28
	AI ガバナンスの設計と実践 ～社内体制・ガイドライン・アップデートの勘所～ [WEB]	福岡真之介 弁護士	7/29（水）～9/29（火）	28
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ＜実践編＞ [東京会場] ※会場開催のみ	片桐 大 弁護士 他	10/29（木）	29
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ～実務から考える契約条項の基本と応用～（全2回） [WEB]	片桐 大 弁護士 他	8/21（金）～10/21（水）	29
	部品供給事業者（Tier1・Tier2 事業者）の法務担当者が知っておきたい 法務論点 [WEB]	藤田知也 弁護士 ・ニューヨーク州弁護士	6/17（水）～8/17（月）	30
取 引 法 務	「勝てる」営業のための「攻めの」秘密保持契約（NDA）実践講座 ～法務任せにしない、現場で差がつくリスク察知と交渉術～ [WEB]	遠藤元一 弁護士	6/26（金）～'27/3/31（水）	30
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方〔全4講〕 ～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～ [東京会場] [WEB]	太田大三 弁護士 他	12/9（水） 9/18（金）～'27/3/31（水）	31 NEW
	電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント [WEB]	宮内 宏 弁護士	7/17（金）～9/17（木）	32

ご案内セミナー		講 師	開催日 配信期間*	頁
会社法・ 金商法・ 上場規則等	総務・法務・人事必修 「従業員向け株式報酬制度」の導入及び運用のポイント解説 [東京会場] [WEB]	藤原宇基 弁護士 國本和希 弁護士	8/25 (火) 9/8 (火) ～ 12/25 (金)	33
	ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～ [東京会場] [WEB]	増田健一 弁護士	10/28 (水) 11/11 (水) ～ 27/1/12 (火)	34 NEW
	3時間でつかむ！金商法の全体像とポイント [WEB]	峯岸健太郎 弁護士	8/13 (木) ～ 10/13 (火)	35
	株式会社法総合基礎講座 ～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回） [WEB]	河内隆史 明治大学名誉教授 他	4/1 (水) ～ 10/2 (金)	35
リスク対応	米国訴訟対応の要諦 ～陪審審理・ディスカバリー・高額な訴訟費用といった構造から理解する米国訴訟～ [東京会場] [WEB]	一色太郎 弁護士	9/2 (水) 9/16 (水) ～ 11/30 (月)	36
	場面別 労基署調査、労働審判、訴訟への企業対応の実務 [東京会場] [WEB]	佐藤久文 弁護士	9/17 (木) 10/1 (木) ～ 27/1/29 (金)	37
	場面で学ぶ 民事訴訟実務の基礎知識 [WEB]	佐藤久文 弁護士	6/15 (月) ～ 8/31 (月)	38
教育	こども性暴力防止法の制度解説と実務対応 —2026年12月施行に向けた事前準備と規程等の整備— [WEB]	益原大亮 弁護士	7/31 (金) ～ 12/25 (金)	39
株主総会	シナリオから学ぶ 株主総会 ～新任担当者の「Why」にこたえる1日セミナー～ [東京会場] ※会場開催のみ	《監修》 石井裕介 弁護士	10/9 (金)	40
	議事録作成の基礎 ～株主総会・取締役会・監査役会等事務局対応の実務～ [WEB]	後藤晃輔 弁護士	6/18 (木) ～ 8/18 (火)	41
	対話と事例で学ぶ新任担当者のための株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～ [WEB]	浦田悠一 弁護士 李 政潤 弁護士	8/10 (月) ～ 10/13 (火)	41
個人情報保護法	3時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務 [東京会場] [WEB]	影島広泰 弁護士	9/7 (月) 9/21 (月) ～ 12/25 (金)	42
	実務の悩みを解決！ 個人情報保護法の実務対応がわかる実践ケーススタディ—生成AI時代のデータ利活用と執行事例を踏まえて— [東京会場] [WEB]	小川智史 弁護士	12/16 (水) 27/1/8 (金) ～ 27/3/31 (水)	43 NEW
	〔超速報〕改正個人情報保護法の実務への影響 —規制強化（ムチ）と利活用促進（アメ）、AI時代に企業が今押さえるべきポイント— [WEB]	影島広泰 弁護士	4/13 (月) ～ 9/30 (水)	44
	はじめてでもわかる ビジネスの流れで理解する個人情報保護法 [WEB]	木村一輝 弁護士	6/17 (水) ～ 8/31 (月)	44
	2時間でつかむ！ 世界の個人情報保護法制と実務 [欧州編・米国編セット] [WEB]	中崎 尚 弁護士	7/7 (火) ～ 9/7 (月)	45
競争法	執行段階に入った物流関連規制—改正物流関連二法・取適法対応の社内体制再点検のポイントと、更なる規制強化に向けた備え— [東京会場] [WEB]	花本浩一郎 弁護士 粟井勇貴 弁護士	8/26 (水) 9/9 (水) ～ 12/25 (金)	46
	業務委託コンプライアンスの新実務 —独禁法・取適法・フリーランス法を横断的に読み解く— [東京会場] [WEB]	柿元将希 弁護士	10/21 (水) 11/4 (水) ～ 27/1/12 (火)	47 NEW
	取適法の現在地と実務対応 [WEB]	長澤哲也 弁護士	4/1 (水) ～ 8/31 (月)	48
	【速報解説】独占禁止法が導くサプライチェーンの新たな取引秩序への備え—優越ガイドライン改正・新たな特殊指定と企業の実務対応— [WEB]	松田世理奈 弁護士	8/7 (金) ～ 12/25 (金)	48
知財法務	企業を守る営業秘密実務ガイド —不正競争防止法・最新裁判例・実務対応を体系的に学ぶ— [東京会場] [WEB]	山根崇邦 氏 同志社大学法学部教授	9/8 (火) 9/30 (水) ～ 12/25 (金)	49
	日台の営業秘密法制と企業実務 —日台の立案担当者が解き明かす対応の勘どころ— [東京会場] [WEB]	黒川直毅 弁護士 他	10/20 (火) 11/2 (月) ～ 27/1/29 (金)	50 NEW
	法務（総務）担当者のための知財契約実務の基礎 ～契約レビューで活用したい知財リテラシー～ [WEB]	末吉 互 弁護士 佐藤安紘 弁護士	8/21 (金) ～ 10/21 (水)	51
内部通報	内部通報の従事者が知っておきたい「2025年改正公益通報者保護法（2026年12月施行）・指針・指針の解説」の改正ポイント [東京会場] [WEB]	蜂須明日香 弁護士	8/7 (金) 8/26 (水) ～ 10/29 (木)	52
	ベーシック公益通報者保護法 [東京会場] [WEB]	中野 真 弁護士	8/18 (火) 9/1 (火) ～ 11/4 (水)	53
	公益通報対応業務従事者のためのストレスを軽減する対処スキル習得講座（全3回） [東京会場] ※会場開催のみ	五十嵐 治 公認心理師・ 臨床心理士	9/3 (木)・10/22 (木)・ 11/5 (木)	54-55
	ケーススタディ内部通報 ～ハラスメントの限界事例から調査対応の実務を考える～ [東京会場] ※会場開催のみ	大月雅博 弁護士	9/4 (金)	56
	公益通報対応業務の実務ガイド 2026 ～従事者・担当者のためのQ & A～ [東京会場] [WEB]	中村克己 弁護士	9/10 (木) 10/1 (木) ～ 12/1 (火)	57
	公益通報対応業務従事者入門講座 [WEB]	竹内 朗 弁護士 岩渕恵理 弁護士	25/10/29 (水) ～ 10/30 (金)	58
	期間限定アーカイブ配信 [WEB 再募集]	村田充章 弁護士 他	各講座で異なります	60

* 赤で記載されている日付は会場での開催日、緑で記載されている日付はLIVE配信日となり、青で記載されている日付はWEBの配信日・期間となります。

コーポレートガバナンスに関する実務講座 (全 11 講セット)

ビジネス・ロー・スクールでは、コーポレートガバナンス実務に関する実務講座をパッケージ化し、上場会社のコーポレートガバナンス実務で担当者の皆様に向けて、より受講いただきやすい特別割引セット価格でご提供しています。今年度は、「内部監査」をテーマにした講座を新設したほか、各講義においてCGコード改訂をはじめとする最新の潮流を取り入れ、より実践的かつタイムリーな内容へとアップデートいたしました。変化の激しいガバナンス実務の「今」を捉え、自社の体制強化に直結する充実のカリキュラムとなっております。

講義 No	セミナー名	講師	配信開始 (収録日)	掲載頁
第1講	取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応	澤口 実 弁護士	8/25 (8/4)	5
第2講	役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～	高田 剛 弁護士	9/9 (8/19)	6
第3講	「成長投資の促進」に向けた取締役会事務局の機能強化 ～独立社外取締役過半数の時代に向けて～	佃 秀昭 氏 ボードアドバイザーズ	10/6 (9/14)	7
第4講	任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ～CGコード本年改訂を踏まえて自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～	渡辺邦広 弁護士	10/13 (9/28)	8
第5講	アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～	太田 洋 弁護士	10/15 (10/1)	9
第6講	内部監査の基礎を学ぶ ～「グローバル内部監査基準」の考え方を中心として～	南部芳子 氏 日本内部監査協会	10/21 (10/7)	10
第7講	あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例や改訂CGコードも参考に～	塚本英巨 弁護士	11/6 (10/23)	11
第8講	改訂CGコードを軸に機関投資家目線で読み解く諸施策と企業対応	三瓶裕喜 氏 アストナリング・アドバイザー 合同会社	12/9 (11/25)	12
第9講	リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～複雑化するリスクに企業はどのように対処すべきか～	三笥 裕 弁護士	12/17 (12/3)	13
第10講	サステナビリティ経営の期待と課題 ～長期投資家の視点から～	松原 稔 氏 りそなアセットマネジメント	12/23 (12/9)	14
第11講	企業価値向上に直結させるガバナンス改革 ～CGコード改訂を踏まえたコーポレートセクレタリーの新設と取締役会運営改革	武井一浩 弁護士 荒井喜美 弁護士 安井桂大 弁護士 渡邉純子 弁護士	8/4 (配信のみ)	15

※今年度は会場受講がしやすいよう、昨年度に比べて開催日程を分散してスケジュールしております。ぜひ会場でのご受講もあわせてご検討ください。

※第1講～第10講は各収録日に会場受講も可能です。1社2名まで各講会場受講です。お申し込み後にメールでお送りする専用フォームより、別途会場受講の手続きをいただけます。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：8月4日（火）10時～2027年3月31日（水）17時 ※各講配信開始日が異なります。
- 講義時間：約1時間30分～2時間30分×11講
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：198,000円（税込）／1社分
※お申し込み1口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます（ただし同一法人内に限る）。

＜申込画面＞



【受講要領】

- 本コースは、含まれる各セミナーの収録動画を配信してご視聴いただけます。本コースに含まれる各セミナーの配信開始までに、Eメールで視聴用URLをご連絡いたします。

- URLご連絡後は、配信期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます。

【個別受講】

- 本コースに含まれる各セミナーは個別の受講申込みも受け付けています。
- 個別受講の申込受付期間はセミナーごとに異なりますので、弊社WEBサイトのセミナー案内をご確認ください。

取締役会を中心とした コーポレートガバナンスの最新動向と対応

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第1講

コーポレートガバナンスの最新動向、特にその要である取締役会の変化と、変化への対処について実践的に解説。

講義時間

約 1.5 時間

講師紹介 澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業。日本取締役協会幹事、『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010年）、『続・機関投資家に聞く』（商事法務、2026年）、『モニタリングモデル』（日本経済新聞出版、2026年）のほか、執筆、講演多数。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年8月25日（火）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 資本市場からの要求の高まりに加え、日本における本格的な企業支配権取引市場の形成により、上場企業のコーポレートガバナンスは変化のスピードを上げています。この変化の理解と対処の重要性がますます高まっています。
- ◆ そのような変化は、コーポレートガバナンスの要といえる取締役会に顕著であり、既に過半数社外取締役の時代は完全に視野に入っており、更に次の展開が求められています。社外取締役が多数を占める取締役会では、その在り方についてのコンセンサスは不可欠ですし、アクティビズムにより争点とされる事例も増加しており、適切な対応はますます重要な課題となっています。
- ◆ 本セミナーでは、前半にコーポレートガバナンスの最新動向と今後の展望をお話し、後半で、現在の取締役会の変化に伴う最新の動向・問題について取り上げ、取締役会担当の役職員にとって悩ましい問題への対処法について、実践的に解説いたします。

主要講義項目

I コーポレートガバナンスの最新動向と展望

- 1 日本における本格的な企業支配権取引市場の形成
- 2 議決権行使基準を含む機関投資家の動向
- 3 拡大するアクティビズムと政府の成長投資重視
- 4 コーポレートガバナンス・コードの改訂
- 5 会社法改正の動向
- 6 7月総会の是非
- 7 最近の不正・不祥事と内部統制システム

II 取締役会運営の最新動向と実務対応

- 1 日米取締役会運営の接近
- 2 モニタリング・モデル
- 3 拡大するリスクに関する取締役会の役割
- 4 取締役会運営の効率化の手法
- 5 オフサイト、フリーディスカッション、ワークショップなどのフォーマットの利用
- 6 コードが注目する取締役会事務局・コーポレートセクレタリー
- 7 取締役会実効性評価の最近の動き
- 8 米国の開示事例にみる新しい取締役会の動き

役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第2講

セミナー概要

報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説。

講師紹介 高田 剛 弁護士（和田倉門法律事務所 代表パートナー）

東京大学薬学部卒。2000年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て2016年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件を得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第2版〕』（商事法務、2017年）、『取締役・執行役ハンドブック』（商事法務、2015年・共著）がある。

開催日程等

- 開催日程：2026年8月19日（水）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月18日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月9日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とともに、報酬開示に関する規制についても留意したうえ、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントになります。
- ◆特に、上場企業グループにおいては、株式報酬の導入も一巡し、経営戦略の実現や企業価値の向上につながる報酬体系の実現に向け、設計・開示の見直し、精緻化を図る試みがみられます。
- ◆そこで、本セミナーでは、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、直近の法令改正及び最新事例とともに解説いたします。

主要講義項目

1 報酬制度に関する法務・税務の基本事項

- (1) 報酬決定に関する規制の枠組み
- (2) 報酬方針の策定
- (3) 報酬開示に関する規制の枠組み
- (4) 役員報酬と法人税・所得税

2 株式報酬設計・開示の見直し・精緻化

- (1) 手続規制と近年の法改正
- (2) 株式報酬の会計・税務
- (3) 技術的な留意点
 - ・事前交付型と事後交付型
 - ・現物出資構成と無償交付構成
 - ・在任時報酬型と退任時報酬型
 - ・クローバック条項
- (4) 有償ストックオプション

「成長投資の促進」に向けた取締役会事務局の機能強化 ～独立社外取締役過半数の時代に向けて～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第3講

セミナー概要

独立社外取締役の比率が高まり、過半数を超える企業が増加するなか、独立社外取締役の質が取締役会の質に直結しつつある。かかる中、独立社外取締役の質の確保に向けて、今般のCGコード改訂案でもその機能強化が期待されている取締役会事務局が理解しておくべき主なポイントを解説する。

講師紹介 ▶ 佃 秀昭 氏（株式会社ボードアドバイザーズ 代表取締役社長）

東京大学法学部卒業、マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院（MS）経営学修士取得。取締役会実効性評価、社長後継者計画、経営人材コーチング等に従事。1986年三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行。2000年よりエゴンゼンダーにて日本法人社長、スイス本社経営会議メンバーを歴任。2019年3月企業統治推進機構（現ボードアドバイザーズ）の事業開始。金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のメンバー。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月14日（月）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年9月11日（金）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月6日（火）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ 2015年にコーポレートガバナンス・コードの適用が開始されて以降、日本の上場企業は取締役会の改革を進め、その成果も着実に表れています。一方で、コード導入から11年を経て、独立社外取締役は数・比率ともに飛躍的に増加し、各種アクティビズムへの対処も含め、取締役会運営上、新たな課題が顕在化しています。今夏には「成長投資の促進に向けた」CGコードの改訂が予定されており、取締役会事務局（コーポレート・セクレタリー）機能の強化が要請されています。
- ◆ 本セミナーでは、取締役会改革に関する助言業務を手掛けてきたコンサルティング会社の代表を講師に迎え、独立社外取締役の質の確保、ボードサクセッションの在り方、アジェンダセッティングの高度化、取締役会実効性の向上、指名機能の強化を通じた企業価値向上の在り方など、取締役会事務局が直面するさまざまな悩みの解決に向けた実践的なアプローチを具体的に解説します。

主要講義項目

I コーポレートガバナンス改革と取締役会事務局の課題

- 1 コーポレートガバナンス改革の成果と課題
- 2 日本企業の取締役会が直面する主な課題
- 3 取締役会事務局が取り組むべき主なテーマ

II 取締役会の実効性を高める取締役会事務局

- 1 取締役会実効性評価の実践
- 2 独立社外取締役の質の確保
- 3 アジェンダセッティングの高度化
- 4 事務局は取締役会議長とCEOの結節点

III 指名機能を強化し企業価値を高める取締役会事務局

- 1 指名委員会の活用方法
- 2 ボードサクセッションの高度化
- 3 CEO後継者計画の高度化
- 4 取締役会事務局が果たす使命

任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ～CGコード本年改訂を踏まえて自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第4講

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードの本年改訂およびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たって、「任意の指名・報酬委員会」の設計・運営の見直しポイントを幅広く解説。

講師紹介 **渡辺邦広** 弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）

2004年 東京大学法学部卒業、2012年 コロンビア大学ロースクール修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2012年 Simpson Thacher & Bartlett法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2013年）、2013年 法務省民事局にて局付として執務（平成26年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～2015年）、2025年 東京大学大学院法学政治学研究科 客員准教授（～現在）。著書として、『実務問答会社法』（共著、商事法務、2022年）、『任意の指名委員会・報酬委員会の実務』（編著、商事法務、2022年）、『新・会社法実務問題シリーズ/5 機関設計・取締役・取締役会（第2版）』（共著、中央経済社、2021年）、『一問一答 平成26年改正会社法（第2版）』（共著、商事法務、2015年）のほか、執筆、講演多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月28日（月）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月25日（金）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月13日（火）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆10年前であれば設置しているだけで注目を集めた任意の指名・報酬委員会も、その後のコーポレートガバナンス・コードの制定・改訂等を経る中で、今では設置していること自体は当たり前になりつつあり、その設計・運営の実態が問われるようになってきています。自社に最適な設計・運営を考えるに当たっては、任意の指名・報酬委員会の設置が求められている趣旨やガバナンスの実質論を踏まえるとともに、他社の開示内容等にも目を配り先進的な取組みについてアンテナを張ることが必要となります。
- ◆本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードの本年改訂およびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説いたします。
- ◆また、指名・報酬に関するガバナンスの観点から、次期会社法改正のテーマの一つとなっている、法定の指名委員会等設置会社制度の改革論についても、その時点における法制審議会部会の議論を踏まえ、解説いたします。

主要講義項目

- 1 任意の委員会の最近の動き**
 - ・指名委員会・報酬委員会の重要性
 - ・「形式」から「実質」へ
 - ・委員会の開催回数の状況
 - ・指名委員会の権限・役割と活動状況の開示事例
 - ・CEO後継者計画への現CEOの関与
 - ・社長・社外取締役のサクセッションプランと開示事例
 - ・報酬委員会の権限・役割と開示事例
 - ・役員報酬の複雑さ
- 2 任意の委員会の基本**
 - ・監査等委員会の意見陳述権との関係
 - ・委員構成や議長選定の傾向
- 3 任意の指名委員会の設計・運営上の留意点**
 - ・指名委員会の構成
 - ・指名委員会の検討事項の範囲
 - ・指名委員会が最終決定すべきではない事項
 - ・後継者計画（サクセッションプラン）
 - ・「後継者計画」への指名委員会の関与
- ・指名委員会において検討・検証すべき要素・事項
 - ・指名委員会への情報提供
 - ・指名委員会の活動計画
- 4 任意の報酬委員会の設計・運営上の留意点**
 - ・報酬委員会の構成
 - ・報酬委員会の検討事項の範囲
 - ・報酬委員会が最終決定すべきではない事項
 - ・報酬委員会において検討・検証すべき要素・事項
 - ・報酬委員会への情報提供
 - ・報酬委員会の活動計画
- 5 実務運営上のその他の留意点等**
 - ・委員会の議事録
 - ・委員会の事務局の要否・人選
- 6 法定の指名委員会等設置会社制度の改革論**

アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第5講

上場会社として、同意なき買収等に対してどのように向き合うべきか、アクティビストからの株主提案やキャンペーンにどのように対応していくべきかにつき、具体的な事例を交えつつ、解説。

講師紹介 太田 洋 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

2弁護士（1993年登録）、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー。91年東大法学部卒業。2000年ハーバード・ロースクール卒業、01年ニューヨーク州弁護士登録。13～16年東大大学院教授。専門はM&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ2025年に活躍した弁護士ランキング」企業法務全般(会社法)分野第1位及びクロスボーダーM&A分野第2位、同じく「企業が選ぶ2024年に活躍した弁護士ランキング」企業法務全般(会社法)分野第1位及び税務分野第2位など受賞多数。主著に『敵対的買収とアクティビスト』（岩波新書）、『コーポレートガバナンス入門』（岩波新書）、『公開買付・大量保有報告制度の改正と実務対応』（共編著、商事法務）。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月1日（木）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月30日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月15日（木）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆2023年8月31日に経済産業省から「企業買収における行動指針」（指針）が公表されたこと等を受けて、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案が大幅に増加し、それと軌を一にして、アクティビストの攻撃も一層熾烈さの度合いを高めています。そういった中で、さらに本年夏には当該指針の補足説明文書が公表される見通しとなり、同意なき買収提案やアクティビスト対応の実務はさらに進化を遂げてきています。
- ◆このような傾向は、今後、強まりこそすれ、弱まることは当面考えられず、上場会社としては、同意なき買収（TOB）提案やアクティビストからの攻撃に直面する可能性を考慮しつつ、経営を行っていくべきを得ない状況になっていると考えられます。また、友好的なM&Aディールを行う場合でも、同意なき対抗買収（TOB）提案がなされ、又はアクティビストによる介入がなされる可能性を常に念頭に置かざるを得ない状況になっています。従って、上場会社としては、平時から準備できることは準備をしておいた上で、有事の際にどのように対応すべきかを常に想定しておくことが必須となっています。他方、適切な機会があれば、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案をすることも、今後の経営戦略を考える上では、有力な選択肢となってきたように思われます。
- ◆本セミナーは、企業買収防衛事案やアクティビスト対応事案に数多く携わる太田洋弁護士を講師に迎え、企業の経営支配権獲得や株主アクティビズムを巡る現在の情勢や事例を整理した上で、「同意なき」買収等を巡る一連の司法判断を前提に、上場会社としては、企業を守るためにどのような教訓が導き出されるか、逆に、経営戦略の一環として「同意なき」買収等を活用する際にはどのような点に留意すべきかを解説していただきます。
- ◆また、TOB制度・大量保有報告制度についての一部改正法の施行を受けて、その概要や予想される今後のM&A実務への影響についても解説いただく予定です。

主要講義項目

- 経済産業省「企業買収における行動指針」の補足説明文書の概要とポイント
- TOB制度・大量保有報告制度の改正の今後のM&A実務への影響
- 同意なき買収（TOB）提案を受けた場合、取締役会としてはどのように対応すべきか
- ニデック対牧野フリス東京地裁決定の概要と射程
- 「指針」公表後における同意なき買収（TOB）提案の事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 「指針」公表後における（同意なき）対抗TOBの事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 近時におけるアクティビストの動向と各アクティビストの特徴
- アクティビストに対してどのように対応していくべきか（有事導入型「買収への対応方針」の活用も含めて）
- 平時において上場会社は同意なき買収（TOB）提案やアクティビストによる株主提案等に備えてどのような施策を講じておくべきか



内部監査の基礎を学ぶ

～「グローバル内部監査基準」の考え方を中心として～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第6講

セミナー概要

2025 年より、全世界共通の「グローバル内部監査基準™」が適用されました。特にグローバルに事業を展開する本邦企業にとって、全組織的な業務の適切性を維持するためにも、内部監査に対する理解が必須と言えます。本セミナーでは、当該基準を用いながら、グローバル水準で求められる内部監査について、基本的な解説をおこないます。

講師紹介 南部芳子 氏（一般社団法人日本内部監査協会事務局次長）

北海道大学大学院経済学研究科 博士後期課程単位取得退学。一般社団法人日本内部監査協会において調査研究事業に従事。内部監査基準改訂委員会委員。内部監査に関する講演、学会報告等複数。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月7日（水）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月6日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


オンライン期間等

[〈申込画面〉](#)


- 視聴期間：2026年10月21日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

◆健全なコーポレートガバナンスの基礎として、内部監査の充実は不可欠です。近年、わが国企業においては、コーポレートガバナンス・コード等の各種ソフト・ローの中で内部監査について明記されたことなどを契機として、適切な内部監査体制の整備が進んできています。

他方、内部監査の国際組織である内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors: IIA）の設定する「グローバル内部監査基準™」が2025年1月より適用開始となり、昨今の内部監査は、各企業の実情も踏まえながら、グローバルに共通の考え方に基づいて実施されることが国際的にも主流になってきております。

◆本セミナーでは、IIAの「グローバル内部監査基準™」及び各種ガイダンス類を用いながら、内部監査に関する基本的な知識を習得することを目的として開催いたします。

◆コーポレートガバナンスにおいて重要な機能を担う方々に、内部監査部門との連携や内部監査の活用に向けてお役立ていただければと存じます。

主要講義項目

I. 内部監査に関する基礎知識

1. 監査と内部監査
2. 三様監査と内部監査
3. 3ライン・モデルと内部監査
4. 内部監査の歴史

II. 「グローバル内部監査基準™」に関する基礎知識

1. 「グローバル内部監査基準™」とIIAについて
2. 「グローバル内部監査基準™」の構成と、要求事項の概要

III. 内部監査の活用

1. 内部監査を受ける際の心構え
2. 内部監査結果の活用
3. 内部監査の報告経路のあり方

あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と 進化するガバナンスの工夫

～企業の取組事例や改訂 CG コードも参考にして～

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第7講

経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例や同省のガイダンスや CG コードの改訂内容も紹介しながら、実践的に解説。

講師紹介 塚本英巨 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2010年～2013年法務省民事局出向（平成26年改正会社法の企画・立案担当）、2016年～2025年公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017年～2020年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）」委員、2019年～2021年同省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員、2024年～2025年同省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員、2025年～同協会「監査等委員会実務委員会」専門委員。最近の著作として、「独立社外取締役過半数化・監査等委員会設置会社主流派時代の取締役会」（『旬刊商事法務』2414号（2026年2月15日号））、『上場会社法概説』（有斐閣、2025年）（共同執筆）ほか多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月23日（金）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月22日（木）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


オンデマンド期間等

[＜申込画面＞](#)


- 視聴期間：2026年11月6日（金）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆現在、プライム市場の上場会社を中心に、3分の1以上の社外取締役の選任が一般的となっていますが、その過半数化を行う上場会社も増えており、将来的には、機関投資家等から過半数化が求められると予想されます。これは、取締役会が、業務執行者に対する監督機能に軸足を置き、いわゆる「モニタリング・モデル」を志向することを意味すると考えられます。
- ◆もっとも、取締役会の「監督機能」や「モニタリング・モデル」の在り方は、一義的ではありません。そこで、社外取締役の過半数化を見据え、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、何のために社外取締役の過半数化が求められているのか、また、それに伴い、取締役会がどのように変革すべきであるか、現状の機関設計のままでよいのか、などを問い直す必要があります。
- ◆各論としては、取締役会のアジェンダ設定の見直し、監督機能の発揮の最たる場面である経営トップの解任・不再任に係る基準の在り方、さらに、取締役会だけでなく、執行側における体制の見直しが挙げられます。
- ◆また、ガバナンス強化については、2026年のコーポレートガバナンス・コードの改訂内容も踏まえて行う必要があるほか、経済産業省が「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」における議論を踏まえて2025年4月に策定・公表したガイダンスや「取締役会5原則」が参考になります。さらに、法務省の法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において現在議論中の次期会社法改正の項目の一つである指名委員会等設置会社の在り方の見直しの動向についても、留意する必要があります。
- ◆本講では、ガバナンス分野を多く手掛け、経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例やガイダンスも紹介しながら、実践的に解説します。

主要講義項目

I 「モニタリング・モデル」の取締役会とは？

- 1 取締役会の「監督機能」及び「モニタリング・モデル」の意義
 - ・ 究極的には、経営トップの「クビを切る」こと
 - ・ 「取締役会5原則」とは？
 - ・ 取締役会の機能強化とコーポレートガバナンス・コードの改訂
- 2 機関設計ごとにみた「モニタリング・モデル」の採用の可否
 - ・ 監査役会設置会社でもモニタリング・モデルを採用することができるのか？
 - ・ 次期会社法改正と指名委員会等設置会社の在り方の見直し

II 社外取締役の過半数化とその影響

- 1 求められる社外取締役の人数・割合
- 2 業務執行取締役の人数への影響
 - ・ 「取締役」が出世のゴールではなくなる
 - ・ 取締役会議長の在り方
- 3 役員人数の最適化に向けた機関設計の選択
 - ・ 社外取締役と社外監査役の重複感の解消

III 取締役会のアジェンダ設定の見直し

- 1 取締役会の決議対象から外すべき事項
 - ・ 決議事項のスリム化と執行側への委任の必要性
- 2 取締役会での審議を充実化すべき事項
 - ・ 監督の観点からの審議が充実しているか？
- 3 取締役会と経営会議等との棲み分け
 - ・ 同じことを二度、決議・審議することにはならない実務へ

IV 業務執行者の解任・不再任の基準の実効化

- 1 定性基準と定量基準
 - ・ 経営トップの「クビを切る」ための基準として実効性のあるものとは？
- 2 解任・不再任の基準の運用の在り方
 - ・ 基準に抵触すれば、直ちに解任・不再任となるのか？

V 執行側の体制の見直し

- 1 経営会議等の意思決定機能の在り方の見直し
- 2 リスク管理体制の見直し



改訂 CG コードを軸に 機関投資家目線で読み解く諸施策と企業対応

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第8講

セミナー概要

機関投資家の視点でガバナンス改革の現在地と投資家側・企業側の課題を整理し、ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆、相互作用の関係を整理し、企業のガバナンス改革への取組意義を改めて確認。

講師紹介 三瓶裕喜 氏（アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 ICGN講師）

1987年日本生命保険相互会社入社。1989年以降32年間、日本生命（ニューヨーク、ロンドン勤務を含む）、ニッセイアセットマネジメント、フィデリティ投信にて内外株式投資に従事。企業とのエンゲージメント経験を活かし、2021年から上場企業に価値向上のアドバイス、機関投資家にスチュワードシップのアドバイスを提供。企業価値向上や資本市場改革に係わる省庁・東証の審議会や有識者会議委員を多数歴任。

開催日程等

- 開催日程：2026年11月25日（水）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年11月24日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

[〈申込画面〉](#)


オンライン期間等

[〈申込画面〉](#)


- 視聴期間：2026年12月9日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

講座開設の趣旨

- ◆ 2026 年は、日本版コーポレートガバナンス・コードの第3次改訂（以下、CG コード）、東証の「資本コストや株価を意識した経営」に関する要請のアップデート、少数株主保護に関する上場規則の改正が予定されています。さらに、経産省からは成長投資ガイダンスが公表され、また、企業買収における行動指針はポイントの整理と Q&A が加えられ、関係者間での不十分な理解の解消・認識の乖離の縮小が図られています。
- ◆ 本講では原則主義の原点に立ち返り簡素化された CG コードを軸に、東証や経産省が発信する具体的な行動の指針の相互接続を試みます。それを踏まえ、機関投資家との関係において経営者が「まだ見ぬ景色」に気づいて、それをインセンティブにする機会、長期投資を謳う機関投資家、グロース投資スタイルを掲げる機関投資家がそうした経営者を後押しする「景色」を紹介します。
- ◆ 加えて、成長投資、特に人的資本投資で注意すべきポイント、企業買収における行動指針の Q&A 集などについて解説します。（会社法改正の中間試案のパブコメ回答が公表されていたら触れる可能性があります。）

主要講義項目

- I コーポレートガバナンス・コード2026年改訂のキーワード
- II 経営者と機関投資家の間の認識ギャップの広がり～経営者の不満・投資家の懸念～
- III 東証のアップデート、上場規則の見直し
- IV 経営者が「まだ見ぬ景色」～成長投資ガイダンス
- V 企業買収における行動指針のQ&A集解説
- VI 人的資本投資で注意すべきポイント

リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～複雑化するリスクに企業はどのように対処すべきか～

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第9講

事業リスク、不祥事リスク、株主構成リスク、経営人材育成リスクなど、企業を取り巻く各種リスクへの対応方法についての考え方を、コーポレートガバナンス・コード改訂や会社法改正の動向も踏まえつつ、解説。

講師紹介 **三 笥 裕** 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

1991年東京大学法学部卒業、1993年弁護士登録、1998年ハーバード・ロー・スクール（LL.M.）卒業、1998年～99年 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton (New York) にて執務、1999年 NY 州弁護士登録、2004年～07年東大大学院法学政治学研究科助教授。経産省・コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）及び「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会の委員。M&A 案件、コーポレートガバナンス案件、危機管理案件などを中心に企業法務案件を広く手がける。最近のコーポレートガバナンス関係の論文として、Chambers Corporate Governance Global Practice Guide (Japan Part)（共著）など。

開催日程等

- 開催日程：2026年12月3日（木）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年12月2日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年12月17日（木）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆近年は、世界的なパンデミック、気候変動、武力紛争、経済制裁、通商・関税問題、AI の急激な進化など、短期間のうちに企業を取り巻く事業環境を大きく変えるようなリスクが次々顕在化していて、企業では、これらへの対応を念頭に置いて事業運営にあたる必要があります。
- ◆また、事業領域の拡大や海外への事業展開に伴い、グループ会社数・規模が増大し、企業グループ全体を適切に経営管理するためには、親会社単体のみならず、グループ会社の管理にも相応に注力する必要が高まっており、グループ会社における不祥事が親会社も含む企業グループ全体の経営を揺るがすような事例も増えてきています。
- ◆さらに、日本の株式市場では、株主アクティビズムが活発化し、株主提案、委任状争奪戦、同意なき買収等の事例も顕著に増加しており、株主構成から生じるリスクへの対応の必要性が高まっています。
- ◆そして、このような複雑化したリスクに対応することが求められる経営陣及びその候補人材については、その育成体制・選抜システムを整備する必要性が高まっていますし、経営陣をサポートする組織や仕組みの重要性も高まっています。
- ◆このように、リスクマネジメントという観点からは、従来の「攻め」のガバナンス及び「守り」のガバナンスに加えて、これらの枠内に収まらないコーポレートガバナンス体制の整備も重要になっています。
- ◆本講では、事業リスク、不祥事リスク、株主構成リスク、経営人材育成リスクなど、企業を取り巻く各種リスクへの対応方法についての考え方を、コーポレートガバナンス・コード改訂や会社法改正の動向も踏まえつつ、解説します。

主要講義項目

- I コーポレートガバナンス分野における近時の動向
- II 事業リスクへの対応（「攻め」のガバナンス）
- III 不祥事リスクへの対応（「守り」のガバナンス）
- IV 株主構成リスクへの対応
- V 経営人材育成リスクへの対応

サステナビリティ経営の期待と課題 ～長期投資家の視点から～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第10講

セミナー概要

サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家エンゲージメントを踏まえ、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進める。

講師紹介 松原 稔 氏（リそなアセットマネジメント株式会社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 常務執行役員 責任投資部担当）

1991年リそな銀行入行、以降一貫して運用業務に従事。投資開発室及び公的資金運用部、年金信託運用部、信託財産運用部、運用統括部、アセットマネジメント部で運用管理、企画、責任投資を担当。2020年1月リそなアセットマネジメント株式会社責任投資部長、2023年8月より現職。経済産業省S X研究会委員、金融庁「有価証券報告書記述情報の開示の好事例に関する勉強会」メンバー、日本国際博覧会協会「持続可能性有識者委員会」委員等多数。

2000年 年金資金運用研究センター客員研究員、2005年 年金総合研究センター客員研究員。

開催日程等

- 開催日程：2026年12月9日（水）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年12月8日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年12月23日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ 2023年1月、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。また、2025年6月の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」ではサステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップが示され、段階的にSSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付けられます。
- ◆ また、任意報告である統合報告書は1000を超える企業・団体が発行を進めるなど、企業独自の情報開示も広がり、質・量とも充実化が進められています。
- ◆ サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家の対話・エンゲージメント、投資家による評価を踏まえ、これからの資本主義はどうあるべきか、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進めていきます。

主要講義項目

I 投資家の生態系

- 1 投資家のタイプ
- 2 パッシブ投資家とアクティブ投資家
- 3 それぞれの特徴と現況

II これからの資本主義

- 1 これからの資本主義OSの読み方
- 2 これからの資本主義OSはアップデートか？入れ替えか？
- 3 ソフトロー時代における企業が持つべきポイントとは？
- 4 企業の範囲とは？企業が外部不経済性に取り組むことの意味とは？

III 企業のサステナビリティ情報開示にむけた取り組み

- 1 なぜ、投資家は非財務情報に注目してきているのか？
- 2 企業報告を見ていく上でのポイント！

IV エンゲージメント

- 1 情報開示エンゲージメント
- 2 ボトムアップエンゲージメント
- 3 企業と投資家の対話集
- 4 企業と投資家の思考構造のギャップ

V ESG評価機関と機関投資家

- 1 ESG評価の生態系
- 2 投資家アンケート調査より

企業価値向上に直結させるガバナンス改革 ～CGコード改訂を踏まえたコーポレートセクレタリーの新設と 取締役会運営改革

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第11講

上場会社の企業経営において各種の不確実性が高まる時代の中、成長投資促進及びレジリエンス強化を二本柱として、ガバナンスの優劣が真の企業価値向上・成長に直結する状況となっています。本年夏より実施が予定されているCGコード改訂のほか、会社法改正の動向、経産省「企業買収行動指針」や「成長投資ガイダンス」なども踏まえ、上場会社の企業経営の現場で課題となっている各種の事項について、実務的視点から考察します。

講義時間

約 1.5 時間

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

講師紹介 武井一浩 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

1991年弁護士登録。1997年NY州弁護士登録。東京大学法学部、米国ハーバード・ロー・スクール（LL.M.取得）、英国オックスフォード大学経営学修士（MBA）各卒。上場会社の企業法務を中心に案件を取り扱う実務家。

荒井喜美 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

2007年弁護士登録。慶應義塾大学法科大学院（J.D.）及びColumbia University School of Law（LL.M.）修了、Herbert Smith Freehills LLP（ブリュッセル）勤務。国内外の危機管理案件（品質不正、情報漏洩、金銭不祥事、競争法違反、金融不祥事、各種訴訟、ガバナンス対応等）を幅広く扱う。特に米国司法省、欧州委員会等の欧米各国の法執行機関が日本企業を摘発する案件については、多くの案件、長年の経験を有する。

安井桂大 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

2010年弁護士登録。東京大学法科大学院（J.D.）、The London School of Economics and Political Science（LL.M.）。金融庁企業開示課においてコーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの改訂を担当。また、フィデリティの日本拠点でエンゲージメント・議決権行使およびサステナブル投資の実務に従事。コーポレートガバナンス/SR対応やサステナビリティ対応、M&A、株主/ステークホルダーアクティビズム対応等を幅広く手掛ける。

渡邊純子 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

2020年 The London School of Economics and Political Science（LL.M.国際人権法専攻）。国際人権法・国際労働法、欧州のサステナビリティに関する規制やアジア各国法を踏まえたグローバルな観点から、企業のサステナビリティ対応を支援。日本経済新聞「2023年に活躍した弁護士ランキング」ビジネスと人権部門第3位。経産省・産業構造審議会組織小委員会委員。国際労働機関（ILO）コンサルタントとして「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の策定を国際機関の立場から主としてリードした経験等を踏まえ、多様なステークホルダーとの連携を行いながら企業支援実務に携わる。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年8月4日（火）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 上場会社の企業経営において各種の不確実性が高まる時代の中、成長投資促進及びレジリエンス強化を二本柱として、ガバナンスの優劣が真の企業価値向上・成長に直結する状況となっています。
- ◆ 本年夏より実施が予定されているCGコード改訂のほか、会社法改正の動向、経産省「企業買収行動指針」や「成長投資ガイダンス」なども踏まえ、上場会社の企業経営の現場で課題となっている各種の事項について、実務的視点から考察します。
- ◆ 特に、コーポレートセクレタリーの新設・強化と取締役会運営改革等の見直しが実務的に重要論点となりますので、解説します。また、必要性和重要性が加速度的に高まっているレジリエンス強化及びサステナビリティ関連の諸対応についても解説します。

主要講義項目

- I ガバナンス改革の最新動向と企業経営に与える影響
- II CGコード改訂を踏まえたコーポレートセクレタリーの新設・強化と取締役会運営改革
- III レジリエンス強化をめぐる諸論点
- IV サステナビリティ強化をめぐる諸論点
- V おわりに

総務・法務部必修 生成 AI 時代の経営判断と善管注意義務 —社内ルールの整備を踏まえて—

セミナー概要

本セミナーでは、生成 AI の経営判断への利用と役員の善管注意義務との関係（経営判断原則との関係を含みます）について、国内外の実務動向や文献論文の調査結果を踏まえ、いくつかの仮想事例に基づいて解説します。さらに、社内で整備すべきルールの在り方や、部署内での情報収集や検討に AI を活用した場合に、役員へどのように報告することが望ましいかといった点についても踏み込み、生成 AI の企業導入にあたり、そのメリットと回避すべきリスクのバランスをどのように取るかについての一つの指標をお示しします。生成 AI の導入に際して整備すべき規程のポイントの一覧も、付属資料として配布予定です。

講師紹介 ▶ **大島日向** 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）

京都大学法学部卒業。2017年に弁護士登録後、長島・大野・常松法律事務所を経て、中村・角田・松本法律事務所に入所。Universiteit Leiden Advanced LL.M (Air and Space Law) 修了。京都大学大学院法学研究科博士後期課程（2024年-現在）。在ウィーン国際連合宇宙部法政策委員会課（2024年-2026年）。情報法制研究所上席研究員及び東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員。M&A及びコーポレートを中心とする企業法務全般を取り扱うが、生成 AI を利用したビジネス、宇宙ビジネス等、技術と法律が交差する領域に関する高い専門性を有する。

《企画監修》**中村直人** 弁護士（中村法律事務所 代表パートナー）

小原隆太郎 弁護士（中村・角田・松本法律事務所 パートナー）

開催日程等

- 開催日程：2026年9月10日（木）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年9月9日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



オンライン視聴期間等

〈申込画面〉



- 視聴期間：2026年9月30日（水）10時～2026年11月30日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年11月20日（金）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

講座開設の趣旨

◆今日では、生成 AI は多くのビジネスシーンで利用されており、企業内においても、業務効率化のために生成 AI をどのように活用するか、またそのためにどのようなルールを整備すべきかが注目される論点となっています。一方で、生成 AI を経営判断に利用する際に、役員の会社法上の責任（善管注意義務）にどのような影響があるのかという点については、従来、十分な議論がなされてこなかったように思われます。

◆本セミナーでは、生成 AI の経営判断への利用と役員の善管注意義務との関係（経営判断原則との関係を含みます）について、国内外の実務動向や文献論文の調査結果を踏まえつつ、いくつかの仮想事例に基づいて解説します。さらに、法務部および総務部のご担当者様に向けて、社内で整備すべきルールの在り方や、部署内での情報収集や検討に AI を活用した場合に、役員へどのように報告することが望ましいかといった点についても踏み込み、生成 AI の企業導入にあたり、そのメリットと回避すべきリスクのバランスをどのように取るかについての一つの指標をお示しします。

◆さらに、生成 AI の導入に関して企業内で整備すべき規程のポイントの一覧も、付属資料として配布いたします。

主要講義項目

I 生成AIの企業への導入

- 1 生成AI
- 2 AIエージェント
- 3 企業での導入事例等

II 役員の善管注意義務責任

- 1 善管注意義務と経営判断原則
- 2 内部統制システム
- 3 経営判断における生成AIの導入と役員の法的責任の変化
- 4 諸外国での議論の紹介

III 総務部及び法務部の担当者様に向けた留意事項

- 1 役員への報告資料を作成する際の留意点
- 2 社内規定の整備に向けて

IV 総括

新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント

セミナー概要

新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説。

講師紹介 小林章博 弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所）

京都大学法学部卒。2009年11月～弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表。2014年4月～2015年3月同志社大学法科大学院兼任教員。2016年3月～2026年3月船井総研ホールディングス社外取締役（監査等委員）、2017年4月～2022年3月京都大学法科大学院特別教授。

主な著作：『取締役会の法務〔Ⅰ〕～〔Ⅵ〕』（旬刊商事法務2272号～2277号）、『内部通報制度の理論と実務〔第2版〕』（共著）（商事法務、2022年5月）。

開催日程等

- 第1講 9月16日（水）、第2講 9月30日（水）、第3講 10月14日（水）、第4講 10月28日（水） 各講10時～11時（講義50分＋質疑応答10分）
- オンデマンド配信日程：2026年9月30日（水）10時～2027年1月29日（金）17時
※各講義、LIVE配信の1週間後に順次オンデマンド配信を開始します。
- 申込期限：2027年1月15日（金）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 取締役会が実質的に機能し与えられた役割を十分に発揮することは、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために極めて重要です。特に2015年6月から上場会社に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コード（CGC）において、基本原則の1つとして「取締役会等の責務」が掲げられて以降、上場会社では、取締役会の実効性を高めるための様々な工夫が行われています。
- ◆ 一方、取締役会についても、株主総会と同様に、招集、決議、議事録等について法令上の規定が存在します。各社で取り組まれている実務上の工夫は、これら取締役会に関する会社法の規律を遵守した上に構築すべきものです。従って、取締役会担当者には、会社法が定める取締役会に関する規律を正確に理解した上で、取締役会の運営サポートや実務上の工夫に取り組むことが求められます。
- ◆ 本セミナーは、新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説します。1コマ1時間の取り組みやすい時間設定で、全4回で取締役会運営に関する会社法の規律を一通り学べるセミナーとなっています。

主要講義項目

【第1講】

- I はじめに
- II 取締役会の招集
 - 1 招集の必要性
 - 2 招集権者
 - 3 招集通知の発出時期
 - 4 招集通知の内容、方法
 - 5 招集手続に関する諸論点
 - 6 招集手続の瑕疵

【第2講】

- III 取締役会の運営
 - 1 取締役会の運営 / 諸論点
 - 2 取締役会規程
 - 3 取締役会の議長 / 諸論点
 - 4 取締役会の決議 / 諸論点
 - 5 取締役会の決議の省略（書面決議） / 諸論点

【第3講】

- IV 取締役会の決議事項
 - 1 会社法362条4項各号に定める事項
 - 2 その他の重要な業務の執行（会社法362条4項）とCGC
 - 3 上記以外の取締役会の専決事項
 - 4 競業取引・利益相反取引承認 / 諸問題
- V 取締役会の報告事項
 - 1 取締役会の報告事項
 - 2 取締役会の報告の省略

【第4講】

- VI 取締役会の議事録
 - 1 議事録の作成義務
 - 2 議事録の記載事項
 - 3 議事録への署名・記名押印
 - 4 議事録の備置き、閲覧・謄写請求
- VII 取締役会の機能向上のための取組み
 - 1 取締役会の実効性評価
 - 2 任意の指名・報酬委員会

〔コア・セミナー〕 攻めのガバナンスを支える 経営・財務リテラシー獲得の要諦

セミナー概要

今後の会社経営やガバナンスに関わる皆様を対象に、財務戦略の基礎をわかりやすく解説します。ROE、ROIC、WACC等の重要概念を数式で覚えるのではなく、企業価値向上や取締役会での議論にどう活かすかというメカニズムから紐解き、確かな経営リテラシーを養います。

講師紹介 野口智弘 氏（株式会社ボードアドバイザーズ）

日本企業の戦略と組織能力の構築支援に、一貫して金融領域から従事。シナリオ分析や事業ポートフォリオ戦略、全社トランスフォーメーションの実行や、IR高度化における実践的な経験を踏まえ、取締役会評価や経営幹部アセスメントを軸に、コーチングを通じたリーダーシップ開発に取り組む。2001年日本銀行入行。国内のみならず、ニューヨーク事務所での勤務も通じ、金融市場やマクロ経済の分析、日本企業を取り巻く構造的な環境変化についてのリサーチに従事。2013年にボストン・コンサルティング・グループに入社後は、金融機関・保険会社のクライアントを中心に、グループ戦略策定や、海外進出・デジタル活用・店舗オペレーション改革等の事業戦略実行支援、ガバナンスやカルチャー改革といった幅広い経営トップアジェンダでコンサルティング業務に従事。また、プリンシパルとして、社内の人材開発にも深く関与し、コーチングや研修等を多数実践（2018年ベストコーチ受賞）。2001年 東京大学法学部卒業；2005年 ウォーリック大学経済学部修士（英国チーヴニング奨学金授与）

開催日程等

- 開催日程：2026年10月1日（木）10時30分～11時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年9月30日（水）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月15日（木）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月24日（水）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ 昨今のコーポレートガバナンス改革においては、「企業価値の持続的向上」が重要な目標として掲げられています。これに伴い、ROE、ROIC、WACCといった財務指標や資本コストの概念は、もはや財務部門だけのものではありません。法務・総務・経営企画をはじめ、今後の会社経営やガバナンスに深く関わる皆様にとっても、経営陣や機関投資家と対話するための「必須の共通言語」となっています。
- ◆ しかし、非財務部門の方からは「計算式が難しそう」「自らの業務とのつながりが分からない」といった声も少なくありません。本セミナーでは、数式の暗記ではなく「それが企業経営の中で何を意味するのか」という本質のメカニズムを平易に解説します。取締役会の実効性向上や役員報酬の議論など、明日から「攻めのガバナンス」に貢献できる実戦的な経営リテラシーの獲得を目指します。

主要講義項目

- 1 なぜ今、ガバナンス実務に「財務・経営リテラシー」が不可欠なのか
- 2 投資家の目線を知る：「資本コスト（WACC）」の本質
- 3 企業の「稼ぐ力」を分解する：「ROE」と「ROIC」のメカニズム
- 4 取締役会における「モニタリング」と財務指標の活用
- 5 企業価値を持続的に高めるコーポレートガバナンス上の論点
- 6 機関投資家・アクティビストとの対話（エンゲージメント）を見据えて

上場ファミリービジネスのガバナンスと アクティビスト対応の実務

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

ファミリーガバナンスに関する最新の議論状況も踏まえ、上場ファミリービジネス（オーナー企業）におけるコーポレートガバナンスの特徴と留意点を整理するとともに、日本における株主アクティビズムの事例を紹介し、平時・有事におけるアクティビスト対応の実務上のポイントを解説します。

講師紹介 中尾匡利 弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士）

2011年京都大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2022年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール修了。2014年弁護士登録、2024年カリフォルニア州弁護士登録。株主アクティビズム対応や支配権争いに加えて、コーポレート・ガバナンスや会社法、幅広い分野の訴訟・紛争解決を手掛ける。著作として、「株主総会の理論と実務」（有斐閣、2025年）、「令和元年 改正会社法 -- 改正の経緯とポイント」（有斐閣、2021年）等。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月15日（木）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月14日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月29日（木）10時～2027年1月12日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年1月4日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆近年、アクティビストによる日本の上場会社に対する投資や株主提案は増加傾向にあり、この傾向は創業家が大株主又は役員として関与する上場ファミリービジネス（オーナー企業）についても例外ではありません。
- ◆ファミリービジネスを巡っては、2025年3月に経済産業省が「ファミリービジネスのガバナンスの在り方に関する研究会」を立ち上げ、2026年6月に「ファミリーガバナンス・ガイドランス」を公表するなど、ファミリーガバナンスに関する議論が進んでいます。また、東京証券取引所の市場区分の見直しに関するフォローアップ会議においても、上場ファミリービジネス（オーナー企業）における創業家・オーナーとの関係や経営への関与等に関する開示の在り方について検討が進められています。
- ◆本セミナーでは、こうした最新の議論状況も踏まえ、上場ファミリービジネス（オーナー企業）におけるコーポレートガバナンスの特徴と留意点を整理するとともに、日本における株主アクティビズムの事例を紹介し、平時・有事におけるアクティビスト対応の実務上のポイントを解説します。

主要講義項目

- 1 ファミリービジネスを巡る最新の議論状況
- 2 上場ファミリービジネス（オーナー企業）のコーポレートガバナンスの特徴と留意点
 - (1) 役員の指名・報酬、後継者計画
 - (2) 取締役会・委員会の構成・運営
 - (3) 関連当事者取引
 - (4) 情報開示
- 3 上場ファミリービジネス（オーナー企業）におけるアクティビスト対応
 - (1) 日本における株主アクティビズムの概況
 - (2) 株主アクティビズムの事例紹介
 - (3) アクティビスト対応にあたっての実務上のポイント
 - ① アクティビスト対応にあたっての基本的な視点
 - ② 平時における対応のポイント
 - ③ 有事における対応のポイント
- 4 まとめ

〔コア・セミナー〕 歴史から理解する 現代監査役等のミッション

セミナー概要

監査役、監査等委員、監査委員の方々が職責を果たすにあたり、会社法上に「監査」の定義が見当たらないことが、その役割の理解を困難にしている一因といえます。本セミナーでは、高田晴仁教授が明治期からの歴史の変遷や日米欧の比較を交え、「監査」の本質をわかりやすく解説。現代の監査役等の役割を根本から理解するための新たな視座を提供します。

講師紹介 高田晴仁 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授

専門は、商法・会社法、商法史

1965年 富山市生まれ

1988年 早稲田大学法学部卒業

1992年 早稲田大学大学院 法学研究科修士課程修了

1995年 慶應義塾大学大学院 法学研究科博士課程単位取得退学、慶應義塾大学法学部専任講師、助教授（准教授）、教授を経て、2011年より現職
著書 『商法の源流と解釈』（2021年、日本評論社）、『監査役誕生—歴史の窓から—』（2022年、国元書房）など

開催日程等

- 開催日程：2026年11月24日（火）15時～16時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年11月20日（金）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年12月14日（月）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月24日（水）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆現在の会社法では、「監査」という概念自体が定義されておらず、「監査役」、「監査等委員会」、「監査委員会」における「監査」の概念を端的に理解することは、複雑な法制度とあいまって困難となっております。
- ◆そこで、本セミナーでは、「監査」という言葉が明治時代における「外国語の翻訳」を経た造語であること、本来持っていた意味は業務執行の「監視」と会計の「検査」であるという原点に立ち戻って紐解いていきます。明治期以来の監査概念の変遷、特に戦後の「監査」概念の拡散や平成の「原点回帰」の背景、さらにはドイツや米国等のガバナンスモデルとの本質的な違いも視野に入れながら、歴史的な由来を学ぶことで、現代の監査役等の役割の本質を理解する視座をえることができます。
- ◆講師の高田晴仁氏（慶應義塾大学教授）は2027年度より放送大学の「会社法」講座を受け持つなど、わかりやすい講義には定評があり、歴史的・国際的なマクロ視点からのアプローチは、高い支持をえております。監査役等の実務や自社のガバナンスに迷いや課題を感じている方、「監査」を本質から理解したい方にとって絶好の機会を提供いたします。

主要講義項目

1. 日本の監査役制度の特色と起源
2. 監査制度の変遷と回帰——監査役会
3. 監査制度の現代化——監査委員会・監査等委員会
4. 課題と将来像

〔コア・セミナー〕不確実性の時代における 攻めと守りのリスクマネジメント —価値創造を支える ERM と事業リスク対応の基本—



セミナー概要

企業を取り巻く不確実性が高まる中、リスク管理は「守るための仕組み」から「価値創造を支える経営の仕組み」へと進化しています。本セミナーでは、攻めと守りの ERM、事業リスク対応の基本、「神林モデル」をわかりやすく整理し、実務で活かせる視点を解説します。

講師紹介 神林比洋雄 氏（ERM経営研究所LLC代表社員、プロティビティLLC シニアアドバイザー）

アーサーアンダーセンに入社し、アンダーセンリスクコンサルティングAPAC統括/パートナー、アンダーセンワールドワイドオーガニゼーション取締役を歴任。プロティビティLLC創設、CEO就任。日本ガバナンス研究学会元会長。日本取締役協会リスク・ガバナンス委員会委員長、株式会社SUMCO社外取締役。公認会計士。

開催日程等

- 開催日程：2026年12月2日（水）10時～11時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年12月1日（火）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年12月16日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月24日（水）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆地政学リスク、サイバー・AI、サプライチェーン、人材、規制・サステナビリティなど、企業を取り巻く不確実性は複雑化し、リスク管理は不祥事や損失を防ぐための「守り」にとどまらず、持続的な価値創造と戦略実現を支える「攻め」の経営機能として位置づけることが重要になっています。
- ◆本講義では、リスクを目標達成に影響を与える可能性として捉え直し、報われるリスクと報われないリスク、リスク選好・許容度、内部統制との関係を整理します。さらに、経営理念・ガバナンス・戦略・リスク・内部統制を一体で捉える神林モデルを手がかりに、取締役会・経営陣・事務局がリスクをどのように議論し、意思決定に活かすべきかを解説します。あわせて、事業リスクマネジメントの基本である環境分析、リスクシナリオの特定、評価、対応、モニタリングの流れを平易に確認し、受講後に自社の重要リスクの見直し、経営会議・取締役会への報告、内部統制や監査との連携に活かせる視座を得ることを目指します。

主要講義項目

- 不確実性の時代におけるリスクの捉え方
- 「守り」のリスク管理から「攻めと守り」のERMへ
- 神林モデルで理解する経営理念・ガバナンス・戦略・リスク・内部統制の関係
- 事業リスクマネジメントの基本
 - 目標、リスク、コントロール、環境分析、リスクシナリオ—
- 重要リスクの評価・対応・モニタリング
 - KRI、PDCA、取締役会・経営陣への報告—
- 取締役会・経営陣・事務局が押さえる実務上のポイント



地政学と経済安全保障時代における経営・ガバナンス戦略 ～CGコード改訂も踏まえた企業実務の最前線～

セミナー概要

本セミナーでは、経済安全保障の基本概念と国際情勢も踏まえた経営への影響を整理し、CGコード改訂に象徴される制度的な変化を起点に、執行と監督の双方からその実務を捉え直します。経営陣に求められる意思決定の合理性やリスクマネジメント、取締役会・社外取締役による監督のあり方を、具体的なケースも交えて検討し、投資家との対話を意識した戦略的開示や、官民連携の実務的な意義や利活用についても踏み込みます。

講師紹介 大澤 大 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

セブラニ・クレビス 氏（株式会社ボードアドバイザーズ）

講義時間

約 3 時間

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年8月12日（水）10時～2026年10月13日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月5日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆CGコードが策定されてから10年余が経ちましたが、世界は経済合理性と予測可能なルール形成を追求するグローバル化の時代から、本質的に不確実かつ流動的な地政学と経済安全保障の時代になりました。現在検討が進んでいるCGコード改訂案にも、世界で初めて「経済安全保障」の文言が加わりました。企業は改めて「経済」と「安全保障」の間において戦略的な役割を担うことが求められているといえるでしょう。
- ◆本セミナーでは、経済安全保障の基本概念と国際情勢も踏まえた経営への影響を整理し、CGコード改訂に象徴される制度的な変化を起点に、執行と監督の双方からその実務を捉え直します。経営陣に求められる意思決定の合理性やリスクマネジメント、取締役会・社外取締役による監督のあり方を、具体的なケースも交えて検討し、投資家との対話を意識した戦略的開示や、官民連携の実務的な意義や利活用についても踏み込みます。
- ◆一般化された通念や受動的なリスク対応に終始せず、自社の事業特性やエクスポージャーに根差した判断軸を確立し、経済安全保障を新たな競争力の源泉へと昇華していくためには何が必要か。本セミナーの内容を通して、企業が次の一手を構想するためのフォワードルッキングな視座と具体策を提示します。

上場会社の機関設計の見直しと社内検討の進め方

— ガバナンス体制の実効性強化のための実務ポイント —

法人申込あり

セミナー概要

取締役会の機能強化や監査体制の見直しが急務となる中、制度選択に悩む上場会社が増えています。本セミナーでは、「自社にとって最適な機関設計とは何か」という問いに向き合いながら、制度比較・社内検討・意思決定に至るまでの実践的なポイントを解説。

講義時間

約 2.5 時間

講師紹介 太子堂厚子 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー。2001年弁護士登録。東京大学法学部卒。会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、紛争解決などを中心に案件を取り扱う。主な著書論文：『株主提案と委任状勧誘（第3版）』（共著）（株式会社商事法務、2023）、「上場会社における機関設計の選択の現在地と将来の展望」旬刊商事法務2336号（2023）、「Q&A監査等委員会設置会社の実務（第2版）」（株式会社商事法務、2021）、「＜新春座談会＞取締役会の新時代—コロナ禍を乗り越えて—」旬刊商事法務2251号（2021）（共著）、「TOPIX500構成銘柄企業にみる監査等委員会設置会社の指名・報酬の規律—指名・報酬に関する意見陳述権の行使状況を中心に—」旬刊商事法務2186号（2018）（共著）ほか多数。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年8月19日（水）10時～2026年11月19日（木）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年11月12日（木）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年のコーポレート・ガバナンス改革の進展や経営環境の変化を背景に、自社のガバナンス体制や取締役会の機能を見直す必要性を感じる上場会社が増加しています。とりわけ、監査等委員会設置会社の増加をはじめとした機関設計の多様化は、自社にとってどのような体制が最適かを改めて検討する契機となっています。
- ◆本セミナーでは、機関設計の「変更を検討中」または「意思決定前段階にある」上場会社を対象に、現行制度の概要と実務上の違いを整理した上で、社内での検討をどのように進めるべきか、取締役会での議論のポイントや判断材料の整理方法など、制度選択に向けた検討プロセスに焦点を当てて解説します。

※本セミナーではWEB受講を前提とした法人申込を受け付けます（法人申込は1社につき39,600円（税込））。法人申込では1口の申込で同一法人内に限り何名でもご視聴いただけます。

〔速報解説〕

2026 年改訂 CG コードの本旨と実務対応

セミナー概要

2026年4月3日付で公表された改訂CGコード案については、「遅くとも2027年7月までに」改訂版に対応したCG報告書の提出が求められる見込みです。各企業においては、改訂内容の理解と実務対応の方針決定に可及的速やかに取り組む必要があります。そこで本セミナーでは、改訂案が成案となり次第、直ちにその本旨を解説し、各社の実務対応の一助となることを目指します。

講義時間

約 2 時間

講師紹介 倉橋雄作 弁護士（倉橋法律事務所）

2004年東京大学法学部卒業、06年東京大学法科大学院修了、07年に弁護士登録。13年にオックスフォード大学修士修了（Law and Finance）。中村・角田・松本法律事務所パートナーを経て23年4月に現在の事務所を開設。主な著作として、『株主総会の新機軸』（商事法務、2025年）、『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方（第3版）』（共著、商事法務、2021年）、『取締役会実効性評価の実務』（商事法務、2016年）、『執行役員の実務』（商事法務、2018年）、「平時と有事のリスクマネジメント（上）（下）」（旬刊商事法務2191号・2192号）、「Board3.0議論の本質」（旬刊商事法務2293号）等多数。

※本セミナーはLIVE配信を行います。LIVE配信日程は決定次第、お申込者の皆様へご連絡いたします。

※オンデマンド配信の日程は、当初の予定より前倒しとなる場合がございますので予めご了承ください。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年8月31日（月）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆コーポレートガバナンス・コードの3度目の改訂は、新しい実務対応項目は少なく、従前の原則の統廃合が中心となっています。しかし、その通底にある大きな変化点としては、(1) プリンシプルベースへの原点回帰、(2) 短期目線・形式主義を誘因したことへの反省、(3) 実質主義、(4) 成長投資の強調、(5) 経営資源配分の説明責任、(6) コンプライ・オア・エクスプレインの体系から、全原則エクスプレインの示唆など、重要な考え方が顕著に示されています。今般の改訂は、これらの基本的な考え方を踏まえながら、各社各様に、自律内在的に、コーポレートガバナンスの在り方を再考する好機と言えます。
- ◆立ち止まって振り返れば、コーポレートガバナンス・コードが2015年に策定されてから11年が経過し、取締役会の役割論、構成、運営、体制などが大きく変容しました。コーポレートガバナンス・コードが後押しした政策保有株式の縮減とアクティビズム・資本市場の活発化の間には相関関係もありそうです。コーポレートガバナンス改革が日本の社会・経済にどのような影響を与えたのか、プラスの側面は何か、副作用はなかったか、対外的な説明責任の重要性が強調されるところ、それは各社の企業戦略にとって望ましいことであるのか。さまざまなコーポレートガバナンスの取組み・施策につき、自律内在的に意義を考え、One size fits all に陥ることなく、我が社の意思に根ざした取組みを改めて考える機会にしたいという問題意識のもと、2026年コード改訂への実務対応を考えます。

主要講義項目

1. コーポレートガバナンス・コード 2026 年改訂の概要
2. 大局的な流れのなかで、2026 年改訂の意義を考える
3. 実務対応項目
 - (1) 取締役会への情報アップデート
 - (2) CG 報告書の改定に向けて
 - (3) 全原則エクスプレインの実践
 - (4) 成長投資、資本コスト、経営資源配分論 — 副作用を意識しながら
 - (5) 取締役会の機能強化 — 現代的対応
 - (6) コーポレートセクレタリー論の考え方
 - (7) 有価証券報告書の総会前開示

生成 AI 時代の契約実務の捉え方と契約ガバナンス — 実務の基本構造と法務の役割を整理する

セミナー概要

本講座では、国際取引契約を手がかりに、日本の契約実務の特徴とその考え方を整理し、生成 AI 時代に求められる法務の視点を考えます。第 1 講から第 4 講のオンライン講座では、契約成立から不確実性の高い取引までの基本論点を押さえてつ、日本実務と国際取引の発想の違いを読み解きます。第 5 講では、コンプライアンスや ESG 対応、生成 AI の活用可能性と限界も踏まえ、契約ガバナンスや法務と事業部の役割分担を整理します。さらに会場限定の質疑・ディスカッションを通じ、実務理解を一段と深めます。

講師紹介 **小林一郎** 氏（一橋大学大学院法学研究科教授・グローバルリーガルイノベーション教育研究センター長）

1994年東京大学法学部卒業後、三菱商事株式会社入社。三菱商事欧州コーポレートセンター（在ロンドン）法務部長、法務部コンプライアンス総括室長、法務部部長代行などを経て、2022年4月より現職。一橋大学グローバルリーガルイノベーション教育研究センター長。博士（法学）。国際取引法学会会長。専攻は、国際取引法、商取引法、企業法務、法情報学（法とテクノロジー）。主な著作・論文として、「企業法務とテクノロジー：リーガルテック・生成AI・ALSPが変える実務の構造」商事法務（2025）、「日本の契約実務と契約法：日本的契約慣行の研究」商事法務（2024）、「制度は誰に回答するのか：生成AIと司法アクセスをめぐる制度的沈黙の構造」NBL1293号（2025）等。

開催日程等

- 第1講 7月13日（月）、第2講 7月24日（金）、第3講 7月29日（水）
- 第4講 8月28日（金） 各講10時30分～12時 完全オンライン（+後日の配信あり）
- 第5講 9月11日（金）15時～17時 会場開催（一部会場限定パートあり+後日の配信あり）
- オンデマンド配信日程：2026年7月21日（火）10時～2027年3月31日（水）17時
- 第5講開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 第5講定員：40名 ● 申込期限：2026年9月4日（金）
- 受講料：55,000円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 本講座は、国際取引契約を一つの素材としながら、日本の契約実務で実際に何が重視され、どのような考え方や運用が行われているのかを整理し、生成 AI 時代において法務担当者が押さえておくべき実務上の視点を確認することを目的とします。
- ◆ 契約書は、単に合意内容を書面化するためのものではありません。契約が成立したことや合意内容を明確にするだけでなく、契約理論や判例法理だけでは十分に処理しきれないリスクや争点を明示し、さらに企業として重視するルールや方針を実務に落とし込む役割も担っています。こうした契約書の役割を実務に即して理解することは、企業法務の基礎を考えるうえで重要です。
- ◆ 日本の実務では、契約成立の明確化や社内の稟議・承認プロセスとの接続が重視される一方、紛争時のリスク配分や運用上のずれについては、最終的に信義則などによる調整に委ねられてきた面もあります。これに対し、国際取引では、契約成立の過程やリスク分担のルールが実務の発展とともに理論面でも整理が進んできました。本講座では、こうした違いも踏まえながら、日本の契約実務をどのように理解すればよいかを考えます。
- ◆ また近年では、コンプライアンス、ESG、人権デューディリジェンスといった企業として重視すべき事項を、契約実務にどう反映させるかが重要になっています。契約実務は、個別契約のレビューにとどまらず、企業としてどのような事項を契約で担保するのかを考える場面にも広がっています。
- ◆ 生成 AI は、既存の実務標準を踏まえた契約書案を迅速に作成できる一方で、それだけで契約実務上の課題を解決するものではありません。他方で、論点整理、リスクの洗い出し、検討の抜け漏れの確認といった場面では、有効な補助となり得ます。そのため、AI に委ねられるポイントと、人が判断すべきポイントを理解しておくことがますます重要になります。
- ◆ 本講座では、第 1 講から第 4 講にかけて、契約成立、契約条項の読み方、信義則、長期・プロジェクト型取引における契約設計を取り上げ、契約実務の基本的な考え方と論点を整理します。第 5 講では、生成 AI の活用可能性と限界も踏まえながら、契約実務を支える契約ガバナンス、法務部と事業部の役割分担、チェック体制のあり方について検討します。会場での質疑応答やディスカッションを通じて、各社の実務に引き寄せて理解を深めることを目指します。

主要講義項目

第 1 講 契約が成立する場面と、契約交渉・準備段階での留意点

1. 契約は何のために締結されるのか
2. 契約成立の捉え方
 - (1) 合意の成立をどう捉えるか
 - (2) 日本法と欧米法の発想の違い
 - (3) 書面重視・稟議プロセスとの関係
3. 契約理論・判例法理で整理できることと、その限界
4. 契約交渉・準備段階で法務担当者が意識すべきこと
 - (1) 何を契約で決め、何を後工程に委ねるのか
 - (2) 想定すべきリスクと、あらかじめ整理しておくべき論点

第 2 講 契約条項の読み方と、契約解釈の基本

1. 売買契約を素材とした契約条項の基本構造
2. 契約理論・任意規定によって補われる事項
3. 契約理論・任意規定だけでは補いきれない、実務上重要な条項
4. 標準条項と、個別案件で効いてくる条項
5. 条文を読む際のリーガルマインド
 - (1) 文言・構造・背景事情をどう結びつけて理解するか
 - (2) 解釈が争われる局面を見据えた読み方

第 3 講 契約実務における信義則の位置づけと、典型的に問題となる場面

1. 日本の契約実務で信義則が出てくる場面

2. 裁判実務に見る信義則調整の典型例
3. 契約書はどこまで紛争を防ぐことができるのか
4. 契約理論と実務運用の距離 — 日本の契約実務にみられる特徴

第 4 講 不確実性の高い取引における契約設計とリスク対応

1. 建設工事請負契約・システム開発契約に見る取引構造
2. 不確実性の高い取引における契約書の役割
3. 契約でコントロールできるリスク／できないリスク
4. 実務上の対応策 — 条項設計、変更管理

第 5 講 生成 AI 時代の契約実務と契約ガバナンス

1. 個別契約レビューから契約ガバナンスへ — 法務の役割の広がり
2. 企業として契約で扱うべき事項 — コンプライアンス、ESG・人権デューディリジェンス条項
3. 生成 AI が作成する契約ドラフトの特性 — 実務標準を反映する強みとその限界
4. AI に期待すべき実務的役割
5. 【会場限定】ディスカッション／質疑応答
 - (1) AI 時代の企業法務像
 - (2) 人が担う判断と、AI が担う補助の切り分け
 - (3) 契約実務における法務部と事業部の役割分担、チェック体制の在り方

戦わない真の“戦略”法務へ ～非言語によるアタマからココロへ対立を超える法務 4.0～

セミナー概要

法務パーソンが得意とする言葉と論理的思考を補強するために、非言語理解とファシリテーションの実践により、コンフリクトある状況にアタマと言葉で即時反応せずにココロで受け止めること、交渉相手の世界観や心境を踏まえた解決を導くこと、そして事業部や自組織内におけるコンフリクトを対処予防する術の体得を目指します。

講師紹介 小林洋光 氏（アデコ株式会社 執行役員／Chief Legal Officer、国際企業法務協会（INCA）会長、ニューヨーク州弁護士）

神戸大学卒業、The Elisabeth Haub School of Law修了（JD）。

さまざまな日系・外資系企業にて20年超にわたり企業内法務に従事しつつ、地域活性化を実践する(株)トビムシ取締役、教育格差の是正を目指す(株)すらネット社外取締役、共感資本社会を創る非営利株式会社eumo監査役など複数企業の役員を兼務。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月9日（水）14時～17時30分（質疑応答込み）
※本セミナーは会場開催限定です。後日の配信等はありません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名 ●申込期限：2026年8月26日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講師からのメッセージ

完璧にレビューした取引契約から発生する紛争、手ごわい交渉相手との葛藤、美しい企業理念やコンプライアンス体制をすり抜ける不祥事、法務部門内や事業部との間で生じる溝といったコンフリクト（紛争・対立）に直面して、法務パーソンとして限界や無力感を味わうことはないでしょうか？

法務系 AI ツールが著しい進化を遂げるいま、私たちは慣れ親しんだ（AI が最も得意とする）言葉による分析・論理というアタマと理性の世界を土台としつつ、仕草やためらいといった非言語シグナルを手がかりに発生原因や直面する課題を深く味わい、声なき声に気づくココロと感情の世界にシフトする必要があります。

言葉と法論理の刃で武装して目の前のコンフリクトを斬るという対症療法に留まるのではなく、時には自らも弱みを見せて、対立を超えて共感する Integrity & Hospitality マインドを実装して、コンフリクトを予防するために、企業法務パーソンも「戦いを略す」真の戦略法務を実現する段階にあります。

コンフリクト対応のために、今まで私たちは企業法務の知識・スキルといった能力（いわばアプリ）を必死に獲得してきました。非言語理解とファシリテーションを通じて、意識や認識の器といった基盤 OS を拡張アップグレードすることで、これまで獲得したアプリの性能発揮も一層容易となります。

この講座では、法務パーソンが得意とする言葉と論理的思考を補強するために、非言語理解とファシリテーションの実践により、コンフリクトある状況にアタマと言葉で即時反応せずにココロで受け止めること、交渉相手の世界観や心境を踏まえた解決を導くこと、そして事業部や自組織内におけるコンフリクトを対処予防する術の体得を目指します。

諸先輩方が営々と築き上げた臨床法務 1.0、予防法務 2.0、戦略法務 3.0 を経て、私たちは対立を超えた未来・文化をいち早く創る伝道師に、法務 4.0 に進化するときではないでしょうか。ともにまだ見ぬ世界を目指して歩んでいきましょう。

事前アンケートを実施いたします

皆様が業務上直面した（している）組織や個人間のコンフリクト（上司と部下、世代間ギャップ、競合他社、顧客、交渉相手など）場面の具体事例をお寄せください（期限：8月28日（金）12時）。

例えば、①法務組織がグローバル統ルールを遵守させたいグローバル本社と、現地事情に合わせてカスタマイズしたい現地法人との板挟みになる事例。②法務組織の見解と事業部の意向との相違といったヨコの対立や上司と部下の役割・認識の違いといったタテの対立事例があります。

持ち寄られたコンフリクト事例をロールプレイ含むグループワーク形式にて解きほぐしていきます（お寄せいただいた内容は、セミナーの場限りの共有とさせていただきますのでご安心ください）。

主要講義項目

- I なぜ企業法務パーソンがココロと感情に注目すべきなのか？
 - ・法と言葉の限界
 - ・AI ツールの飛躍的進化
- II 非言語的コミュニケーションとは何か？
 - ・新たな気づきにシフトする
 - ・非言語に注目することで補完される企業法務パーソンの強味
- III プロセスワークとは何か？
 - ・論理的な対症療法で問題をあえて片付けない、受け止めて解きほぐす
 - ・シグナル、ランク、エッジ、ゴーストを考える
- IV 対立を超えるためにロールプレイの実践
 - ・ファシリテーションとロールスイッチ
 - ・エネルギー（感情・表現）についていく
 - ・相手の世界観に思いをはせる
 - ・リフレクションと気づきの共有

AI時代の法務をアップデート！ 「しなやかな法務力」実践ラボ ～ AI と賢く付き合うための「法務思考」と「契約実務」の実践検証～

セミナー概要

AI技術の進化で効率化と質向上が求められる中、ツール導入だけでは解決せず、変化に合わせAIを乗り越え「しなやかな法務力」が必要です。本セミナーでは、AIと人の役割分担、AIを用いた契約レビューの要点、プロンプト直結の文章術を解説。実務の悩みを解決するケーススタディを通じ、AIを相棒にするヒントを学びます。

講師紹介 **吉岐祐哉** 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2018年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2019年-2023年中村・角田・松本法律事務所所属、2023年長島・大野・常松法律事務所入所。

M&A取引、株主総会対応、コーポレートガバナンス、企業間紛争等を中心に企業法務全般を取り扱うほか、労働法に関するセミナーも多数開催している。著作として、「コーポレート・ガバナンスコード改訂の基本と人事労務実務への影響」（労働法学研究会報2022年12月1日号（第2778号））、『一読でわかる労働法入門』（労働開発研究会）など。

平山直樹 弁護士（平山総合法律事務所）

2016年京都大学法学部卒業。2018年京都大学大学院法学研究科卒業。2019年弁護士登録（大阪弁護士会）。2019年弁護士法人大江橋法律事務所入所。2024年平山総合法律事務所入所。

M&A取引、会社法関係訴訟、内部通報対応、契約書・プライバシーポリシー等のリーガルチェック等の企業法務全般を取り扱うほか、人事労務に関する法律相談（内規作成、修正等）・紛争代理、ハラスメント調査など、労務案件も多数取り扱う。

その他、立命館大学エクステンションセンター講師も務める。

開催日程等

- 開催日程：2026年11月13日（金）15時～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年11月12日（木）
- 受講料：22,000円（税込）／1名分 ※事前質問会 参加特典あり

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年11月27日（金）10時～2027年2月26日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年2月19日（金）
- 受講料：22,000円（税込）／1名分 ※事前質問会 参加特典あり

■事前質問会 参加特典■

STEP1「事前質問会」にご参加いただける方は、受講料を12,100円引き（割引後：税込9,900円）といたします。ご希望の方は、備考欄に「事前質問会参加希望」とご記入ください。※先着6名様限定の特典となります。

講座開設の趣旨

- ◆ AI技術の進化に伴い、現在の法務現場には「効率化」と「質の向上」の両方が強く求められています。しかし、高度なAIツールを導入したからといって、すべての実務が自動的に解決するわけではありません。
- ◆ 変化の激しいこれからの時代に求められるのは、画一的な正論で固めることなく、AIの特性を理解し、ビジネスの文脈に合わせてスマートに乗り越え柔軟性、すなわち「しなやかな法務力」です。
- ◆ 本セミナーは、2026年4月・5月に開催して好評をいただいた「AI時代を生き抜く“揺るがない法務力”を鍛える寺子屋 ― 基礎思考 × 契約実務 × AI活用の方法論 ―」を改変。日常業務の合間でも無理なく・効率的にご参加いただけるようプログラムを最適化し、「WEBでの事前質問会（任意）」と「実践的な集中講義」の2ステップに凝縮しました。
- ◆ セミナーでは、「どのような業務にAIツールを活用しようか悩んでいる」「日々の契約レビューの落としどころがわからない」といったリアルな実務のモヤモヤを講師にぶつけ、これからの新しいセオリーを共に検証・探究していきます。単なる座学にとどまらず、自社に持ち帰ってすぐに試せる解決策を導き出す「ラボ（実践・検証の場）」として、明日からの実務が少し軽くなり、AIを「心強い相棒」に変えるための具体的なヒントを提供します。

主要講義項目

■ STEP1：事前質問会（WEB・30分～1時間・任意、日程は希望者と別途調整）※先着6名限定（希望者特典割引有）

テーマ：実務のモヤモヤを解きほぐす「ラボ・相談会」

日々の相談対応や契約レビュー、AI活用における「ここだけの話」を講師陣が丁寧に個別にヒアリングします。ご質問内容は、STEP2（集中講義）において完全に匿名化・抽象化した上で、本編の講義内容へ反映・検証いたします。なお、事前質問会にご参加いただかない場合でも、事前アンケート等でご連絡いただいたモヤモヤにつきましては、可能な範囲で本編の講義内容へ反映・検証いたします。

■ STEP2：集中講義（11月13日（金）15時～17時）

テーマ：AIと賢く付き合うための「思考」と「実務」の実践検証

第1部：AI時代の法務マインドと「変わらない基礎」

1. AIに任せる領域と、人が担うべき領域のスマートな切り分け
2. AI時代にこそ差がつく「法的なものの見方（判断の筋道）」
3. AIへの的確なプロンプト（指示文）にも直結する「ロジカルな文章術」

第2部：AIを味方につける！契約実務と法務相談のアップデート

1. AIツールを前提とした契約書レビューのポイントと見落としがちな落とし穴
2. 事業部門からの法務相談：AIが読み取れない「ビジネスの真の意図」をどう汲み取るか
3. 効率化とリスク管理を両立させる、これからの法務の新セオリー

第3部：ケーススタディ & リアルなお悩みへの回答（ラボ・セッション）

1. ショート・ケーススタディ：実際にAIをどう活用し、検証するか、ミニ事例をもとに解説
2. Q&A ディスカッション：事前質問会及び事前アンケート等で集まった「モヤモヤ」に対し、講師二名が実践的な解決策を回答・深掘り

【大阪開催】経営法務人材養成塾（児玉塾） 短期集中プログラム

セミナー概要



本プログラムは、「ジェネラル・カウンセラー (GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー (CLO)」として世界で戦える人材になるために、関西にて特別開催する2日間の「短期集中プログラム」です。元・日立製作所 GC/CLO の児玉康平氏を講師に迎え、意思決定プロセスや組織を動かす行動について、徹底した「現場（修羅場）」の再現によるケースメソッドを通じて追体験いただきます。知識の習得にとどまらず、先人の「知恵」をも継承し、真の GC/CLO を目指す高い志を持つ皆様のご参加をお待ちしています（ビジネス・ロー・スクール事務局）。

講師紹介 ▶ 児玉康平 氏（元 株式会社日立製作所 執行役常務（GC/CLO））

東京大学法学部卒業。1987年日立製作所入社、1994年コーネル大学ロースクール卒業。1997年より2011年まで日立北米本社の社内弁護士として勤務の後、2018年より2024年まで日立製作所の執行役常務としてGC/CLOを務める。著書として神田秀樹東京大学名誉教授（公益社団法人商事法務研究会代表理事会長）らとの編著にて、『コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン』（商事法務、2022年）。

開催日程等

- 開催日程：第1回 2026年11月20日（金）11時～17時30分
第2回 2026年12月4日（金）11時～17時30分
※本セミナーは会場開催限定です。後日の配信等はありません。
- 開催場所：関西企業（淀屋橋駅／梅田駅周辺）の会議室 ※お申込者に個別にご案内いたします
- 定員：定員12名（最少開講人数8名） ● 申込期限：2026年11月6日（金）
- 受講料：198,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

◆わが国企業法務の世界でも「ジェネラル・カウンセラー (GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー (CLO)」という言葉が当たり前のように見聞きするようになりました。GC/CLOとは、企業が経営判断を下す場面において、法的に正しい結論は何かを踏まえた上で、さらにその結論を絶対視することなく、企業としてどのような結論を出すべきかを、CEOや経営会議、取締役会に対して責任をもって示す存在です。

ところが、これまでGC/CLOの重要性や機能が議論されるばかりで、法務担当者が日頃から何を思考し、調べ、どう行動すればGC/CLOとしての素養を身につけることができるのか、その具体論が語られることはありませんでした。さらに、多忙を極める企業法務の最前線で活躍する皆様（次世代GC/CLO候補）にとって、長期間にわたる継続的な研修への参加はハードルが高いという実務上の課題もありました。

◆そこで「経営法務人材養成塾」では、株式会社日立製作所でGC/CLOを6年間務めた児玉康平氏を招聘し、グローバルに通用する真のGC/CLOを育成するという理念はそのままに、2日間のブートキャンプ形式へと再構成した「短期集中プログラム」を関西にて特別開催いたします。

◆本プログラムは、正規版の単なる短縮版ではありません。最大の価値は、知識の伝達ではなく徹底した「現場（修羅場）」の再現にあります。GC/CLOが実際の経営判断の場で直面する「限られた時間と情報の中で最適解を導き出す」という極限の没入感と、圧倒的なプレッシャー下での意思決定プロセスを、ケースメソッドを通じて追体験していただきます。長年にわたるアメリカでの企業法務経験をもとに発信を続けてきた同氏から、知識だけではなく「知恵」をも継承し、組織を動かすことのできる真のGC/CLO人材を輩出することを目指します。

＜講師からのメッセージ＞

GC/CLOを務めた6年間、次世代法務人材の育成が日本法務にとって、ひいては日本企業の国際競争力を高めるためにも急務であるとの危機感を抱き続けていました。GC/CLOたる者かくあるべし、経営法務人材かくあるべし、という抽象論ではなく、より実践的かつ具体的な学びを提供する場として、本塾において知見のすべてを次世代人材の育成に注いでいく所存です。今回の短期集中プログラムでは、実際の現場で求められる「その場での思考とアウトプット」を凝縮して体感していただきます。皆さんと熱量の高い議論ができることを楽しみにしています。

プログラム・スケジュール例

日程	講義時間	内容・テーマ
11/20（金）	11:00-12:00	イントロダクション【GC/CLOのマインドセット】
	12:00-13:00	昼休憩（※受講者同士のランチミーティング）
	13:00-15:00	講義①【企業法務だけでは絶対的に足りない経験値】
	15:00-15:30	質疑応答／休憩
	15:30-17:30	講義②【社外弁護士にはできない和解交渉】
		終了後任意の懇親会
12/4（金）	11:00-13:00	講義③【グローバル法務に関して本当に必要な知識と知恵】
	13:00-14:00	昼休憩
	14:00-16:00	講義④【新しい分野への法務対応 - サイバーセキュリティ】
	16:00-16:30	質疑応答／休憩
	16:30-17:30	講義⑤【総括：組織を動かすリーダーシップ】

法務・総務・審査・経理等の新任担当者のための ビジネス法務の基礎知識

【法人申込】

セミナー概要

各部門が業務を的確に進めていくために必要なビジネス法務の基礎知識について、契約・取引管理や社内体制整備、トラブル対応など実務で直面しやすい場面ごとに、オンデマンドによる基礎編として体系的に解説します。そのうえで、会場開催の実践編では、事例検討や近時の法改正・最新動向にも触れながら、日常業務における理解の土台となる知識と考え方を、分かりやすく整理します。

講義時間

約 7 時間

- 講師紹介** 太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第2部で登壇】
 神代 優 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第1部・第2部で登壇】
 眞木純平 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第1部・第2部で登壇】

オンデマンド期間等

- 視聴期間：第1部（基礎編）2026年4月1日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
 第2部（実践編）2026年7月22日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：66,000円（税込）／1社分
 ※お申し込み1口につき、同一法人内であれば人数制限なくご受講いただけます。
 ※【個人申込】は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 法務、総務、審査、経理等の管理部門は、取引関係の管理や社内体制の整備、トラブル対応などを通じて、日常的に法律や法律問題と向き合う役割を担っています。そのため、各部門の担当者には、自身の専門分野にとどまらず、ビジネス全体を見渡す観点からの基礎的な法務知識が求められています。
- ◆ 本講座では、実務の現場で頻りに直面する場面を念頭に置きながら、業務を進めるうえで最低限押さえておきたいビジネス法務の基本知識について解説します。契約や取引関係、会社内部の仕組み、紛争対応の考え方などを中心に、近時の法改正や最新動向にも触れつつ、実務に即した形で分かりやすく整理します。
- ◆ 講義内容は、ビジネス法務の基本的な枠組みを整理したうえで、日常業務にすぐに活用できる実践的なテーマをバランスよく取り上げて構成しています。新任担当者の方はもちろん、管理部門として求められる知識や考え方を体系的に整理・再確認したい方にとっても、有益な機会となる内容です。
- ◆ 本講座は二部構成となっており、第1部（第1講～第5講）はオンデマンド配信により、各分野の基礎を体系的に学んでいただきます。第2部（第6講）は、最新トピック（近時の法律改正の動向等）の解説、事例研究、よくある質問や事前質問への回答などを通じて、理解の定着と実務への応用を図ります。基礎固めから実践的な視点までを一体的に学べるプログラムとして、管理部門担当者が業務に必要な知識と考え方を体系的に身につける機会としてご活用いただけます。

AI ガバナンスの設計と実践

—社内体制・ガイドライン・アップデートの勘所—

セミナー概要

企業におけるAIの利用について、関連法令やガイドラインを整理しつつ、社内体制の整備、社内規程の作成・見直しの勘所を解説。適切なAI利用に資することを目指します。

講義時間

約 3 時間

- 講師紹介** 福岡真之介 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー）
 1996年、東京大学法学部卒業。1998年、司法修習修了（50期）。2001年～現在、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業勤務。
 経済産業省「AI活用における民事責任の在り方に関する研究会」構成員、経済産業省「AI事業者ガイドライン検討会」委員、内閣府「AI制度研究会」構成員。
 主な著書は、『生成AIと著作権の論点』（商事法務、2025）、『生成AIの法的リスクと対策〔増補改訂版〕』（日経BP、2025）、『AI・データ倫理の教科書』（弘文堂、2022）など多数。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年7月29日（水）10時～2026年9月29日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月18日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ AIの進展は目覚ましく、日進月歩でテクノロジーが変化しています。「昨日の情報が今日には古い」という事態も起こりえる状況となっています。
- ◆ 企業にとって、「変化が激しく、リスクがあるからAI等を使用しない」という選択は、時代の変化についていけなくなる原因となり、かえってリスクになるといえます。そのようなリスクを防ぐためにも社内のAIガバナンス（AI使用規程や情報の管理体制など）を整備することが肝要です。
- ◆ 本セミナーではAIについての関連法令やガイドラインなどに言及しつつ、自社における管理体制の制定、見直すためのポイントを整理いたします。

※本セミナーは、AIの実際の使用方法を解説するセミナーではございません。AI使用にあたっての自社内のルール等を整理するための知見をご提供することを企図したセミナーです。

法務スタッフのための 「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ＜実践編＞

セミナー概要

セミナー「法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説～実務から考える契約条項の基本と応用～（全2回）」の講師陣が開催する、講師と受講者による対話型のセミナー。架空の事例をもとに講師との意見交換を通して、「これだけは知っておきたい」法的論点への対応を実践知として獲得することを目指す。

講師紹介 第Ⅰ部 片桐 大 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
第Ⅱ部 上村哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
藤田知也 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
《企画監修》藤原総一郎 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

開催日程

- 開催日程：2026年10月29日（木）13時30分～17時（質疑応答込み）
※本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月21日（水）
- 受講料：44,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆定番セミナーとして長年人気を博する「法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説～実務から考える契約条項の基本と応用～（全2回）」（以下「基本編」といいます）の講師陣が開催する、講師と受講者による対話型のセミナーです。
- ◆本セミナーでは、架空の事例をもとに講師や受講生との意見交換を通して、法務として「これだけは知っておきたい」法的論点への対応を実践知として獲得することを目指します。
- ◆法的知識とともに他社との交渉における留意点（契約における論点）も学べるセミナーとなっております。「基本編」を受講された方はもちろん、日々の業務の知見を実践的に整理されたい方にもおすすめのセミナーです。
- ※レベル感としては、「基本編」を受講された方はもちろん、法務経験のない方であっても、実務で活用できる内容となっております（M&Aや知的財産権に関する契約に関する経験は必須ではありません）。
- ※講義当日、講師との意見交換を行っていただくにあたり、開講日の2週間前を目安に講義用資料を受講者にお送りいたします。
- ※講義用資料の事前検討結果を、10月26日（月）までに事務局あてにお送りいただければ、講義当日の進行や言及する論点、フィードバックの参考にさせていただきます。

法務スタッフのための 「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 ～実務から考える契約条項の基本と応用～（全2回）

セミナー概要

日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理した上で、知的財産、M & Aをめぐる契約上の留意点も取り上げ、具体的・実務的なスキルを解説。

講義時間

約 8 時間

講師紹介 第Ⅰ部 片桐 大 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
第Ⅱ部 上村哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
藤田知也 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
《企画監修》藤原総一郎 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

オンライン視聴期間等

- 視聴期間：2026年8月21日（金）10時～2026年10月21日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月10日（木）
- 受講料：55,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆法務スタッフとして、契約の作成、審査等の業務に関する一般的知識を身に付けておくことの重要性はいうまでもないところですが、個別・具体的な場面において取引類型や取引実態に応じた契約条項となっているか、過不足なく適切な契約書面になっているかどうかをチェックし、会社にとってのリスクを的確に把握して、想定されるさまざまなリスクに対応した内容の契約書に仕上げることができるかどうかは、その後のリスクマネジメント上も大きなポイントになります。
- ◆弊社ビジネス・ロー・スクールでは、日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理し、実務において有用かつ実践的な契約文言案等を習得していただいた上で、企業としては非常に重要な知的財産をめぐる契約上の留意点をとりあげ、また、近時日本の契約でも一般的なとなった英米法系の契約条項を含むM & Aに関する契約条項を解説し、具体的・実務的なスキルを身につけていただけるよう研修講座を開設しました。
- ◆第Ⅰ部「契約条項の基本と実務」においては、「契約類型ごとの留意点とチェックポイント」に重点を置いて解説。第Ⅱ部「知的財産権とM&A」では、各テーマをよりコンパクトにまとめ、「これだけは押さえておきたい」ポイントにフォーカスして学んでいただきます。

部品供給事業者（Tier1・Tier2 事業者）の 法務担当者が知っておきたい法務論点

セミナー概要

製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説。

講師紹介 藤田知也 弁護士・ニューヨーク州弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー。

企業法務全般を幅広く取り扱う。特に、製造業に関するM&A案件や公取委審査対応に豊富な経験を有するほか、コーポレートガバナンス、危機管理・コンプライアンス対応、人事労務対応など、企業が直面する様々な法律問題に対応する。The Best Lawyers in Japan (Corporate/M&A)、Legal 500 Asia Pacific(Antitrust and Competition)など、M&A分野と独占禁止法分野の両方で外部から高く評価を受けている稀有な存在。2006年 東京大学法学部卒業、2009年 経済産業省経済産業政策局産業組織課に出向（～2011年）。2013年 デューク大学ロースクール修了。2013年 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2014年）。

講義時間

約 3 時間

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年6月17日（水）10時～2026年8月17日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月10日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆日本の「ものづくり産業」は、現代においても日本の経済を支える重要な基幹産業であり続けており、日本の高品質な製品や技術革新を支えています。とりわけ、複雑な製造工程を伴う「ものづくり」は、競争力を有する日本の製造業の代名詞ともいえる存在であり続けています。
- ◆このような製造工程においては、一次請け事業者（Tier1）、二次請け事業者（Tier2）といった、完成品製造のエコシステムを構成する部品供給事業者が重要な役割を果たしています。そして、部品供給事業者においては、サプライチェーンにおけるポジション、また近時の事業環境を踏まえた様々な法務上の留意事項が存します。
- ◆日常の取引においても、部品供給事業者は一面でサプライヤーでありもう一面で顧客であるという二面性に留意して契約書を取り扱う必要があり、その正確な対応には背景となる法務知識が必須です。また、複雑多様化した日本の製造業においては、特定の部品を取り扱う事業者が限定的で寡占化しやすいという事情から、さまざまな取組みにおいて独占禁止法の問題がかわります。さらに、昨年5月に改正法が成立した中小受託取引適正化法（旧下請法）が本年1月1日に施行され、改正の要点や実務対応については十分に認識しておく必要があります。加えて、近時の事業承継問題の対応としてサプライチェーン内でのM&Aという手法も増えている中、上場会社におけるM&Aの活性化・アクティビストの台頭とも相まって、その法務面の理解は必須知識となってきています。
- ◆そこで本講では、日本経済を支える製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説し、事業部や経営企画部と伴走できる法務担当者になっていただくことを目指しています。

「勝てる」営業のための「攻めの」秘密保持契約（NDA）実践講座 ～法務任せにしない、現場で差がつくりリスク察知と交渉術～

法人申込あり

セミナー概要

事業部（営業部）の方を主な対象とした「NDA 契約の入門セミナー」。「NDA は法務の書類」という思い込みを解き、営業担当者ご自身が現場で使える知識と判断軸を、事例を通じて身につけていただくことを目指す。

講師紹介 遠藤元一 弁護士（東京霞ヶ関法律事務所）

関東学院大学 経営学部講師、社団法人GBL研究所 理事、日本内部統制研究学会 理事、著作として、『第三者委員会報告書 30選』（商事法務、共編著）、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021年12月号等。企業法務全般をてがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法（使用者側）、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

講義時間

約 1.5 時間

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年6月26日（金）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月24日（水）17時
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、契約書のひな形・マニュアル・リーガルテックツールの普及により、法律の専門知識がなくても契約実務をこなせる環境が整いつつあります。しかし「なんとなく対応できてしまっている」とこと、「本当に理解して対応できている」とことの間には、大きな落とし穴が潜んでいます。
- ◆目的と契約書がかみ合っていない。条項の定め方に思わぬ抜け穴がある。そうした小さなずれが、取引先との紛争や信用失墜、高額な損害賠償へと発展するケースは少なくありません。
- ◆本講座では、製造委託・業務委託・M&A・コンサルティング・共同開発など、あらゆるビジネスシーンで登場する秘密保持契約（NDA）を題材に取り上げます。「NDA は法務の書類」という思い込みを解き、営業担当者ご自身が現場で使える知識と判断軸を、事例を通じて身につけていただきます。
- ◆講義の視聴にあたっては、受講者の皆様には事前に事例課題に目を通していただいたうえで、「何が問題なのか」「目の付け所はどこか」という観点をもちながら受講いただくようお願いいたします。

※本セミナーは、各社の事業部の方への研修としてご利用いただくことを前提に構成しております。

※自社の研修として利用される際は、法人申込よりお申込みください（1社 33,000円（税込））

基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方〔全4講〕

～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～

セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、AI契約書レビューサービスやChatGPT等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指す。

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

講師紹介 太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）
尾臺知弘 弁護士（丸の内総合法律事務所）
高橋香菜 弁護士（丸の内総合法律事務所）

開催日程等

- 第2部開催日程：2026年12月9日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年12月8日（火）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月18日（金）10時10分～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月3日（水）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ 契約書の管理業務（プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等）に携わる実務担当者が身に付けておかねばならない法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、多忙な日常業務の中で、これらを体系的かつ効率的に学ぶ機会を確保することは容易ではありません。
- ◆ そこで本講座では、限られた時間で最大の学習効果を得られるよう、オンデマンド配信（第1講～第3講）と会場開催（第4講）を組み合わせたハイブリッド型のプログラムへとリニューアルいたしました。
- ◆ 第1部（第1講～第3講）のオンデマンド配信（計9時間～10時間）では、契約の法的枠組みから各種契約書（売買・業務委託・秘密保持等）の読み方・作り方の基本まで、時代に左右されない普遍的な実用知識をいつでも・どこでも体系的に学んでいただけます。
- ◆ 第2部（第4講）の会場開催（2時間30分）では、事前にインプットした知識をベースに、現場で直面する課題に対応するための実務的な「契約交渉の要点・修正の技法」を重点的に深掘りします。さらに後半には、具体的な法的トラブルや業務委託契約の交渉事例を用いた実践的なケーススタディを組み込んでいます。
- ◆ 新任担当者の方のスタートアップとしてはもちろん、自己流の契約実務を基礎から見直し、最新トレンドを踏まえてブラッシュアップしたい方にとっても、短時間で濃密に学べる最適のプログラムとして自信をもってお勧め申し上げます。

主要講義項目

【第1部：オンデマンド配信】（計9時間～10時間）

- 第1講 契約・契約書の基礎知識と基本形式
1. 「契約」とは、「契約書」とは何か（意義・効果・成立時期）
 2. なぜ「契約書」を作らなければならないのか（証拠・合意形成・信用性）
 3. 契約書の文言解釈の基本
 4. 契約書の形式①：本文以外の形式（題名・日付・当事者・通数・収入印紙）
 5. 契約書の形式②：署名・記名押印（実印と認め印、電子契約・電子署名）
 6. 契約書の形式③：定型約款の効力と規律
 7. 契約自由の原則とその例外、履行の強制（公正証書・即決和解）

第2講 契約書の作り方・読み方（総論）

1. 各種契約書における条項の基本的な構成イメージ
2. 権利義務・対価に関する条項（代金・給付内容）
3. 効力の存続に関する条項（期間・中途解約・解除・反社条項）
4. トラブルに備える条項（期限の利益喪失・契約不適合責任・損害賠償・管轄/準拠法）
5. 具体的な条項作成の基本（十分性と明確性、書式例の使い方）

第3講 主要な契約書の特徴とチェックポイント（各論）

1. 売買契約／（売買）取引基本契約
2. 不動産賃貸借契約
3. 業務委託契約（委任型・請負型、システム開発委託）
4. ライセンス契約
5. 秘密保持契約（不正競争防止法との関係含む）

【第2部：会場開催】（2時間30分）

第4講 契約交渉の要点～提案された契約書案を適切に修正する技法～

- 1 契約交渉における前提
 - (1) 契約書の内容によって生じるリスクとは
 - (2) 契約交渉における様々な考慮要素
- 2 契約交渉における契約書案のやり取りの位置づけ
 - (1) 契約書のやり取りの開始時期（いつから、誰が、どのようにアプローチすべきか）
 - (2) 最初の契約書案の作成者のポジション（ドラフト作成の優位性と受け手の対応）
- 3 契約書案の修正の技法と実践アプローチ
 - (1) 都合の悪い条項を削除したら、どうなるのか？（削除による法的影響と代替案の考え方）
 - (2) 一般的な契約交渉において、相手方から提案された契約書条項をどこまで修正することができるのか？（修正の限界点と落としどころの探り方）
 - (3) 修正すべき内容の優先順位付けとリスク評価
 - (4) 修正に応じてくれない場合の対応策
- 4 二つのケーススタディ
 - (1) ケーススタディ（1）～法的トラブルからみた「修正を提案すべき条項」実務の現場でよくある具体的な法的トラブルを踏まえて、「修正を提案すべき条項」について検討する。
 - (2) ケーススタディ（2）～提案された業務委託契約書案の修正交渉想定事例を踏まえて、相手方から提案された業務委託契約書案について、どのような条項に修正交渉していくべきかを検討する。



電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント

セミナー概要

電子契約・民事訴訟のIT化に関する法律・実務の重要ポイントについて、分かりやすく整理し、あわせて法制化の最新動向についても、簡単に紹介予定。

講義時間

約3時間

講師紹介 宮内 宏 弁護士（宮内・水町IT法律事務所）

電子契約、電子文書保存、電子文書の法的有効性確保、電子帳簿保存法対応、IT法務、企業法務等に豊富な実績／日本電気株式会社（NEC）にて、情報セキュリティ、AI（機械学習）、コンピュータアニメーション等の研究開発に従事した後、弁護士登録／内閣官房トラストに関するワーキングチーム、デジタル庁トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ等、電子取引関係法令の法制度整備に参画／地方公共団体審議会委員、省庁委員会委員、監事・監査役等就任多数。法政大学非常勤講師。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年7月17日（金）10時～2026年9月17日（木）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月10日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆取引の電子化が広く普及しており、契約書などの重要な書類の電子化も進んでいます。もっとも、電子契約の導入の流れの中で、自社でもその導入を検討するに当たっては（あるいは取引先から求められて電子契約での締結に合意するに当たっては）、法的リスク・留意点や、実務体制上のメリット・デメリット、電子証明書の発行や電子署名の実施方法の選択などの必要となる対処も十分整理・把握しておく必要があります。
- ◆また、電子契約を段階的・部分的に導入する場合など、契約書・文書管理の観点からも、保存に関する規制・ルールや、社内の内部統制等の観点、さらには訴訟対応等の法的対応との関係をも踏まえた、これまで以上に効率的で正確な、全体で整合のとれた文書管理も求められると考えられます。
- ◆一方、民事裁判の電子化について、改正民事訴訟法は2026年5月に全面施行され、文書の提出・管理等の全てが電子で行われることになりました。この改正により電子文書の証拠提出が本格化するため、それに備えた電子文書の取扱いや、証拠としての提出方法について注意が必要です。
- ◆そこで、本セミナーでは、電子契約・民事訴訟のIT化に関する法律・実務の重要ポイントについて、分かりやすく整理していただきます。また、法制化の最新動向についても、簡単に紹介する予定です。

主要講義項目

I 総論

- 1 電子契約の意義
- 2 民事訴訟手続きIT化の概要
- 3 電子文書の管理
- 4 法制度の動き

II 電子契約の法的有効性とメリットとデメリット

- 1 契約の成立と契約書
- 2 電子契約のメリット・デメリット
- 3 電子契約と電子署名
- 4 電子証明書
- 5 電子署名の実施方法
- 6 電子署名の応用技術

III 民事訴訟手続きのIT化

- 1 民事訴訟手続きIT化の3つのe
- 2 電磁的記録の証拠提出
- 3 信頼性の確保
- 4 訴訟準備としての文書管理

IV 電子契約と法制度

- 1 法制度の動き
- 2 税務と電子契約

総務・法務・人事必修

「従業員向け株式報酬制度」の導入及び運用のポイント解説

セミナー概要

上場企業の約3割が導入しているともされる従業員向け株式報酬。会社法改正やCGC改訂の議論の中で、企業価値向上に資する仕組みとして注目を集めており、今後さらに導入が進む可能性があります。本講座では、制度の複雑化が進む中、各スキームの利弊に加え、労基法・金商法における見落とされがちな論点までを弁護士が解説し、法規制を踏まえつつインセンティブ効果を最大化して、企業価値向上につなげる実務的な落としどころを提示します。

講師紹介 藤原宇基 弁護士（岩田合同法律事務所 パートナー）

2003年東京大学法学部卒業、2008年弁護士登録。人事労務案件に精通しており、コーポレートガバナンスと労務コンプライアンスを横断する視点から、株式報酬制度等のインセンティブ報酬設計の構築を多数支援している。複雑なインセンティブ設計に伴う規則の制定や労働条件の変更対応等、現場の労務リスクを見据えた助言を多数行っている。

國本和希 弁護士（岩田合同法律事務所 アソシエイト）

2016年慶應義塾大学法科大学院修了、2017年弁護士登録、2021～2023年国内証券会社出向。国内証券会社の勤務経験を活かして金融商品取引法を含む金融法務、役員報酬・株式報酬、M&A、IPO支援を中心に企業法務全般を多数取り扱う。また、上場会社向けの株式報酬の取扱実績は100社以上にのぼり、インサイダー取引規制の観点から知る前計画等の制度導入に関する法的助言も多数行っている。

開催日程等

- 開催日程：2026年8月25日（火）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月24日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

- ＜申込画面＞
- 視聴期間：2026年9月8日（火）10時～2026年12月25日（金）17時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2026年12月18日（金）
 - 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆近年、従業員への報酬として賃金以外に自社株式を付与する企業が増加しており、統計データによれば、上場企業の約3割を占めるとのデータもあります。会社法の改正により株式無償交付制度の対象を使用人にまで拡大するとの議論や、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた議論においては、形式的対応にとどまりがちな現行ガバナンスの「実質化」が明確な課題として位置付けられ、資本効率や成長投資との関係も含め、企業価値向上に資する仕組みとなっているかの検証・説明が求められる方向にあり、当該仕組みの一環として、従業員向け株式報酬の普及がより進むことが予想されます。
- ◆しかし、従業員向け株式報酬には、リストラクテッド・ストック（RS）やストック・オプションのみならず、持株会を用いた制度や業績条件を付したものと、多種多様であり、各発行会社に適した制度設計を行うにあたり、各制度のメリット、デメリット、留意点を把握しておくことが重要になります。
- ◆また、上記の制度設計や実際に株式を交付する際には、関連法令を遵守する必要があります。特に、役員向けと異なり、従業員向けの場合には、労働基準法や持株会に係る法令も関係することになりますので、知らない間に法令に違反していた、といったことがないよう注意する必要があります。なお、当該株式の売却の際には、インサイダー取引規制に留意する必要があります。
- ◆そこで、本セミナーでは、まず導入編（前半の内容）として、従業員向け株式報酬制度の意義及び一般的に採用されている各種制度の概要等についてご説明し、これから従業員向け株式報酬制度の導入又は改定を検討する企業のお役に立ちたいと考えています。そして、その後の実践編（後半の内容）では、労働基準法、会社法及び金融商品取引法等に照らして、具体的に制度構築や株式の交付手続、さらには株式売却時において注意すべきポイントや対応策についてお示しいたします。
- ◆株式報酬制度や労働法に関する相談経験が豊富な弁護士がわかりやすく解説します。

主要講義項目

【導入編】

- 第1 普及が進んでいる「従業員向け株式報酬制度」の意義
 - 1 日本における従業員向け株式報酬制度の導入状況
 - 2 従業員向け株式報酬制度を用いた人事戦略
- 第2 各従業員向け株式報酬制度の概要
 - 1 事前交付型：リストラクテッド・ストック（RS）及びパフォーマンス・シェア（PS）
 - 2 事後交付型：リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）
 - 3 持株会RS
 - 4 持株会奨励金スキーム
 - 5 上記各種制度の比較
- 第3 知らないで損？「株式無償交付制度」の概要
 - 1 株式無償交付制度の意義
 - 2 現物出資制度との比較
 - 3 株式無償交付制度の改正動向（対象範囲の拡大）
- 第4 導入に向けた制度設計及びスケジュールの概要
 - 1 制度設計において気を付けるべきポイント
 - 2 制度導入及び株式交付スケジュール

【実践編】

- 第1 労働基準法における留意点
 - 1 必携知識である賃金通貨払いの原則
 - 2 マルス・クロールバック規定と損害賠償予定の禁止
- 第2 金融商品取引法における留意点
 - 1 株式交付時における開示書面の提出
 - 2 有価証券報告書における人的資本開示
- 第3 忘れがちなルールも多い？持株会に関連する法令の留意点
 - 1 集団投資スキームとの関係
 - 2 利益供与規制との関係
 - 3 その他
- 第4 大きな課題である納税資金確保の問題！株式売却時における留意点
 - 1 納税資金確保の必要性とインサイダー取引規制の概要
 - 2 知る前計画の活用
 - 3 金融庁のQA（応用編問10）

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催

LIVE
配信

収録
配信

再募集

ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～

セミナー概要

企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法・関係法令、コーポレートガバナンス・コード等を整理し、法律知識にとどまらない必須の実務を解説。

講師紹介 ▶ **増田健一** 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

1986年東京大学法学部卒業、1988年弁護士登録（第二東京弁護士会）、1992年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)、1993年ニューヨーク州弁護士登録、1997年アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー（現任）、2019年～2022年東京大学大学院法学政治学研究科客員教授。その他、プライム市場上場企業数社の社外取締役、社外監査役を務めている。M&A、プライベート・エクイティ投資、コーポレートガバナンス、人事・労働関係案件、訴訟案件、その他企業法務全般において数多くの経験を有しており、クロス・ボーダー案件にも精通している。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月28日（水）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月27日（火）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン 申込み期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年11月11日（水）10時～2027年1月12日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年1月5日（火）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆企業法務担当者にとって、実務の前提となる現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であるといえます。
- ◆しかしながら、多くの担当者は、日々多忙な業務に追われ、法の全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになりがちです。
- ◆そこで、本講座では、企業法務・株式実務担当者の方を対象に、企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法および関係法令の基本事項、さらにはコーポレートガバナンス・コード等についても整理、確認した上、法律の知識にとどまらず担当者として必須の実務について解説します。
- ◆各社の法務・株式実務の担当部門に配属された新任・新入社員の方を想定した内容ですが、改めて会社法の復習と実務のつながりを確認したい実務担当者のご受講も歓迎いたします。

主要講義項目

I 株式会社に關する法体系

- 1 会社とは 何のために会社を作るのか
- 2 会社法と法務省令
- 3 金融商品取引法と金融商品取引所規則
- 4 コーポレートガバナンス・コード
- 5 会社を規律するその他の法令

II 株式と株主

- 1 株式とは
- 2 株式の譲渡
- 3 株券
- 4 株主名簿
- 5 株主の権利
- 6 新株発行と自己株式の処分

III 会社の機関とその役割

IV 株主総会

- 1 株主の総意によって会社の意思を決定する機関
- 2 法定事項
- 3 招集
- 4 株主提案権
- 5 議決権
- 6 議事運営
- 7 決議
- 8 議決権行使の方法
- 9 定時株主総会スケジュール

V 取締役と取締役会

- 1 取締役
- 2 取締役会
- 3 代表取締役
- 4 業務執行取締役
- 5 社外取締役

- 6 取締役と会社との関係
- 7 取締役の責任

VI 監査役と監査役会

- 1 選任等
- 2 人数
- 3 職務
- 4 権限
- 5 会社に対する責任・報酬
- 6 監査役会

VII その他の機関

- 1 会計参与
- 2 会計監査人

VIII 指名委員会等設置会社

- 1 選任方法
- 2 指名委員会等設置会社における機関の概略
- 3 取締役・取締役会・指名委員会等

IX 監査等委員会設置会社

- 1 選任方法
- 2 監査等委員会設置会社における機関の概略
- 3 取締役・取締役会・監査等委員会

X 代表訴訟—その存在意義と概略

- 1 「株主代表訴訟」の意義
- 2 提訴権者
- 3 提訴前の手続
- 4 代表訴訟の手続
- 5 その他の会社訴訟

XI 子会社関係

- 1 100%子会社とその他の子会社
- 2 親会社の子会社管理責任

3時間でつかむ！金商法の全体像とポイント

セミナー概要

重要概念や基本的な適用場面を踏まえて、具体的事例を織り交ぜながら、上場会社等の実務担当者として幅広く対応できる「使える」基礎と実務について解説。

講師紹介 ▶ **峯岸健太郎** 弁護士（三浦法律事務所）

2001年一橋大学法学部卒業、2002年弁護士登録（第二東京弁護士会所属）。2006年金融庁 総務企画局企業開示課（現 企画市場局企業開示課）にて専門官として金融商品取引法制の企画立案に従事（～2007年）。2018年より商事法務研究会主催の金商法・実務研究会のメンバー。上場会社のM&A、資金調達、情報開示、インサイダー取引規制等の不正取引規制、金融法規制・業登録など、金融商品取引法に関する分野を全般的に取り扱う。著書として、『ポイント解説実務担当者のためのインセンティブ報酬』（商事法務、2025年〔共著〕）、『ポイント解説実務担当者のための金融商品取引法〔第2版〕』（商事法務、2022年〔共著〕）、『実務問答金商法』（商事法務、2022年〔共著〕）、『金融商品取引法コメンタリー1-定義・開示制度〔第2版〕』（商事法務、2019年〔共著〕）等、著書・論文多数。

講義時間

約3時間

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年8月13日（木）10時～2026年10月13日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月6日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆金融商品取引法（「金商法」）は、上場会社を含む市場関係者にとって、資金調達・M&A・組織再編・投資を規律し、コーポレートガバナンスにも関連する、資本市場の基本法として対象領域と関連分野が広く、条文構造も複雑なため、独学で取得が難しい分野です。
- ◆しかし、重要概念や基本的な適用場面を押さえることで、必要な分野毎に独力で知見を深めていくことも可能です。
- ◆そこで、本講座は、金商法の実務に取り組む上場会社の担当者や新人弁護士の皆様を主な対象に、全体像の概説後に、資金調達・M&A・インサイダー取引規制を中心として解説しつつ、上場会社として知っておきたい金融規制、金商法違反における責任と当局対応も含め、金商法の全体について解説します。上場会社において企画・法務・IR部門等で既に金商法に触れた経験がある等、ある程度の知識・経験はあるものの、それを体系的に整理されたい方にもおすすめの講座です。
- ◆2026年度は、5/1 施行の新たな公開買付規制・大量保有報告制度に加え、2025年末から相次いで金融庁から公表された金融審議会の報告（市場制度ワーキング・グループ報告におけるインサイダー取引規制の見直し、ディスクロージャーワーキング・グループ報告における開示制度の見直し、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告のサステナビリティ情報の開示と保証）とこれを踏まえた改正（改正法については国会での審議状況によります。）、コーポレートガバナンス・コードの2026年改訂等、近時の改正についても主要項目の各分野で触れます。
- ◆講師は、上場会社を含む市場関係者への法務アドバイスに長年従事しており、重要概念や基本的な適用場面を踏まえて、具体的事例を織り交ぜながら、上場会社等の実務担当者として幅広く対応できる「使える」基礎と実務について解説を行います。

株式会社法総合基礎講座

～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回）

セミナー概要

書籍無料贈呈

本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラム。

講義時間

約24時間

講師紹介 ▶ 第Ⅰ部 株式（新株予約権、社債） 河内 隆史 明治大学名誉教授／受川環大 明治大学教授

第Ⅱ部 機関 川島いづみ 早稲田大学教授／尾関幸美 中央大学教授

第Ⅲ部 計算、設立・組織再編等 尾崎 安央 早稲田大学名誉教授／尾形 祥 早稲田大学教授

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年4月1日（水）10時～2026年10月2日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月11日（金）
- 受講料：99,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆「会社法」の知識の習得とその不断のバージョンアップは、企業の総務・法務・株式・経理・財務等の担当者にとって必須の事柄です。
- ◆しかし、企業の実務担当者が日々生起する新しい課題と日常業務をこなしながら会社法を体系的・総合的に学ぶことのできる機会は、きわめて限られているのが実情と思われます。
- ◆そこで、会社法の基礎知識を集中的に学んでいただけるよう、標記の講座を開設してまいりました。企業の皆様にもご受講しやすいよう午前開催セミナー（午前10時～12時）として、回数を分けて開催します。また、後日改めて確認できるようオンデマンド配信方式をするため、「公開収録」として収録時の会場受講を実施いたします。
- ◆本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラムです。皆様の奮ってのご聴講をお待ち申し上げます。

※参考資料として『織込版 会社法関係法令全条文〔全訂第2版〕』（商事法務、2021年）を無料贈呈。



米国訴訟対応の要諦

～陪審審理・ディスカバリー・高額な訴訟費用といった構造から理解する米国訴訟～

セミナー概要

書籍無料贈呈

米国訴訟は、陪審審理、広範なディスカバリー、高額な訴訟費用など、日本とは大きく異なる制度構造を有する。本セミナーでは、これらの特徴が企業の意思決定や訴訟戦略にどのような影響を及ぼすのかを整理し、企業として押さえるべき実務対応の拠所を解説する。

講師紹介 一色太郎 米国弁護士（カリフォルニア州・ワシントンDC）（一色法律事務所・外国法共同事業）

一色法律事務所・外国法共同事業マネージングパートナー。クロスボーダー紛争および知的財産分野を中心として、日本企業を代理する米国訴訟・紛争を数多く手掛ける。一色国際特許事務所との連携のもと、特許分析や技術理解を要する知的財産案件を幅広く取り扱う。コーネル大学卒業（B.A.）、ジョージ・ワシントン大学ロースクール修了（J.D.）。1998年カリフォルニア州弁護士登録。モリソン・フォースター法律事務所パートナーを経て、2011年独立。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月2日（水）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月1日（火）
- 受講料：29,700円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月16日（水）10時～2026年11月30日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年11月23日（月）
- 受講料：29,700円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆米国民事訴訟は、日本の訴訟制度とは制度思想および運用の点で大きく異なり、企業のリスク管理および紛争対応において独特の判断を求められる場面が多くあります。特に、陪審審理、ディスカバリーおよび高額な訴訟費用といった制度的特徴は、訴訟の進行や結果に大きな影響を与える要素であり、これらを正確に理解することが重要です。
- ◆陪審審理では、事実認定を一般市民が担うため、専門的争点であっても、当事者の印象やストーリーの説得力が判断に影響を及ぼし得ます。また、ディスカバリーでは、内部メールや会議資料を含む企業内部資料が原則として開示対象となり、その内容が陪審の心証形成を左右することもあります。弁護士・依頼者間秘匿特権は重要な防御手段ですが、その適用には厳格な要件があり、平時からの対応が不可欠です。さらに、米国訴訟は多額の費用を要するため、多くの案件がトライアルに至る前に和解によって解決されます。
- ◆本セミナーでは、拙著『米国特許訴訟の実務』において整理した内容を踏まえ、特許訴訟を具体例としつつ、米国民事訴訟に共通する制度構造と実務上の考え方を解説します。企業の法務・知財担当者が、米国訴訟対応において実務上の判断を誤らないための思考枠組みを提示いたします。

※参考書籍として『米国特許訴訟の実務』（商事法務、2026年7月刊行）を無料贈呈。

主要講義項目

1. 米国民事訴訟の構造と特徴

- 1.1 米国民事訴訟の全体像
- 1.2 陪審審理
- 1.3 当事者対抗主義
- 1.4 管轄権と裁判地
- 1.5 訴答手続
- 1.6 ディスカバリー手続
- 1.7 トライアル

2. 陪審審理における不確実性

- 2.1 陪審の役割と特徴
- 2.2 裁判地選択の重要性
- 2.3 証拠法の枠組み
- 2.4 専門家証人の役割
- 2.5 陪審審理が訴訟戦略・和解判断に与える影響

3. ディスカバリーと秘匿特権対応

- 3.1 ディスカバリーの目的と範囲
- 3.2 弁護士・依頼者間秘匿特権
- 3.3 日本弁護士・弁理士との交信
- 3.4 共通利害関係者との交信
- 3.5 内部資料・社内コミュニケーションが陪審に与える影響
- 3.6 平時からの秘匿特権・文書管理対応の重要性

4. 高額な訴訟費用と高い和解率

- 4.1 米国訴訟費用が高額となる理由
- 4.2 交渉・競争戦略としての訴訟
- 4.3 高い和解率とその背景
- 4.4 企業に求められる訴訟マネジメント

場面別 労基署調査、労働審判、訴訟への企業対応の実務 — 人事労務トラブルにおける企業・役員リスクと実務対応 —

NEW

割引有

会場
限定

交流会

会場
開催LIVE
配信収録
配信

再募集

セミナー概要

人事労務トラブルは、労基署の立入調査や労働審判・訴訟など、公的機関が関与する局面へと発展することで、企業や役員に重大な法的・経営上のリスクをもたらします。本セミナーでは、各場面で企業が直面する手続の流れと初動対応の要点を整理し、平時から備えるべき実務対応とリスク管理のポイントを解説します。

講師紹介 佐藤久文 弁護士（外苑法律事務所）

外苑法律事務所 パートナー。裁判官として民事訴訟、労働関係訴訟等の裁判を担当した経験を活かして、企業間取引に関する訴訟・紛争の解決並びに人事労務問題の紛争解決に取り組んでいる。『人事労務の法律問題 対応の指針と手順 〔第2版〕』（2021年、商事法務）、『訴訟弁護士入門 民事事件の受任から解決まで』（2018年、中央経済社）、『訴訟の技能——会社訴訟・知財訴訟の現場から』（2015年、商事法務）など数多くの書籍も執筆している。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月17日（木）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月16日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


オンライン期間等

[〈申込画面〉](#)


- 視聴期間：2026年10月1日（木）10時～2027年1月29日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年1月22日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆企業における人事労務トラブルは、従業員との個別紛争にとどまらず、労働基準監督署による調査、労働審判・訴訟、労災認定など、公的機関による判断が関与する場面へと発展することが少なくありません。ひとたびこれらの手続に直面すると、企業の民事責任・刑事責任のみならず、役員責任や企業名公表といった形で、企業経営にも大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ◆近年は、労働関係法令の改正や労働行政の監督強化により、労基署による調査や労働紛争への企業対応は、これまで以上に重要な実務課題となっています。また、従業員からの申告や労災事故などを契機として、企業が突然、公的機関の調査や紛争手続への対応を迫られるケースも少なくありません。
- ◆本セミナーでは、人事労務トラブルが「公的機関対応」に発展する典型的な場面に焦点を当て、労基署による立入調査、労災事故発生時の調査、労働審判への対応などについて、企業として押さえておくべき初動対応と実務上のポイントを整理します。さらに、近時の労働基準法改正の動向にも触れながら、企業や役員に生じ得る法的リスクと、平時からの備えを含めた実務対応について解説します。

主要講義項目

第1 公的機関の判断が企業や役員に与える影響

- 1 裁判所の判決の影響
 - (1) 企業の法的責任（刑事責任／民事責任）
 - (2) 役員の法的責任（刑事責任／民事責任）
- 2 労基署の是正勧告・指導の影響
 - (1) 送検→刑事責任
 - (2) 企業名の公表
 - (3) その他企業経営への影響
- 3 労基署の労災認定の影響
- 4 近時の労働基準法改正と企業への影響
 - (1) 労働時間規制等の改正動向
 - (2) 企業のコンプライアンス体制への影響

第2 従業員からの申告に基づき労基署の立入調査が入る場面での対応

- 1 労基署調査の典型的な契機
- 2 立入調査の流れ
- 3 企業としての初動対応
- 4 是正勧告・是正報告への対応

第3 労災が発生して労基署・労働局の実務調査が入る場面での対応

- 1 労災事故発生時の調査の流れ
- 2 企業としての対応
- 3 労災認定と企業責任

第4 労働審判を提起された場面での対応

- 1 労働審判制度の概要
- 2 企業としての対応方針
- 3 調停・訴訟への移行判断

第5 その他の紛争解決手続への対応

- 1 労働局あっせん手続への対応
- 2 仲裁手続への対応



場面で学ぶ 民事訴訟実務の基礎知識

セミナー概要

企業の担当者が知っておくべき民事訴訟に関する基礎知識について、裁判官の経歴もある講師がわかりやすく解説。

講義時間

約 3.5 時間

講師紹介 佐藤久文 弁護士（外苑法律事務所）

外苑法律事務所 パートナー。裁判官として民事訴訟、労働関係訴訟等の裁判を担当した経験を活かして、企業間取引に関する訴訟・紛争の解決並びに人事労務問題の紛争解決に取り組んでいる。『人事労務の法律問題 対応の指針と手順 〔第2版〕』（2021年、商事法務）、『訴訟弁護士入門 民事事件の受任から解決まで』（2018年、中央経済社）、『訴訟の技能——会社訴訟・知財訴訟の現場から』（2015年、商事法務）など数多くの書籍も執筆している。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年6月15日（月）10時～2026年8月31日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月24日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆民事訴訟を提起し、あるいは提起された場合、企業の担当者は、訴訟手続や訴訟行為の意味を理解し、訴訟代理人を担当する弁護士とともに、訴訟の進行に応じた適切かつ入念な準備を行わなければなりません。
- ◆しかし、民事訴訟手続に関する知識不足が原因で、代理人弁護士と十分に意思疎通を図ることができず、必要な準備ができなことが少なくないと思われます。
- ◆そこで本講では、企業の担当者が知っておくべき民事訴訟に関する基礎知識について、ADR（裁判外紛争解決手続）や通常訴訟以外の各種手続（保全、執行、非訟）についても触れながら、裁判官の経歴もある講師に様々な視点からわかりやすく解説していただきます。
- ◆また、効率のよい準備の方法や弁護士との連携、社内報告の方法、訴訟戦略の立て方などにも言及し、実務に直結した実践的なポイントも盛り込んでいただく予定です。
- ◆加えて、近時の民事訴訟法改正により、争点整理の在り方やITを活用した手続運営等が見直されており、企業実務においても改正点を踏まえた対応が不可欠となっています。本講では、これら改正の要点と実務への影響についても解説します。

主要講義項目

I 民事訴訟についての理解が必要な理由

II 民事訴訟の一般論について理解する

- 1 民事訴訟の基礎知識
～民事訴訟の目的等～
- 2 裁判官はどのようにして判断するか（心証形成の過程）
～裁判所の心証を自己に有利に引き寄せる～
- 3 近時の民事訴訟法改正の概要と実務への影響
～争点整理の充実・迅速化、IT化の進展と企業担当者が留意すべきポイント～

III 訴え提起から判決言渡期日まで（各場面の解説）

- 場面1 訴訟提起前の社内検討
～訴訟を提起するか否かを判断する際に検討する事項～
・民事訴訟の期間・費用、他の手続との比較等
- 場面2 弁護士への相談
～弁護士に何を確認すべきか～
・弁護士の選択基準、弁護士との協同方法
- 場面3 訴訟提起（原告）又は訴訟を提起された（被告）
～最初が肝心～
・訴状と答弁書を作成する際の検討事項
- 場面4 口頭弁論期日
～裁判所ではどのように行動すべきか～
・裁判所でのお作法、訴訟行為の意味

場面5 弁論準備手続期日

- ～争点整理で訴訟を有利に進行する～
・争点整理とは何か、証拠の収集・選択

場面6 証人尋問

- ～訴訟の山場～
・証人尋問の準備の方法、よい証人尋問のポイント

場面7 和解期日

- ～和解を有利に進める方法～
・裁判上の和解の意味、和解における裁判官の頭のなか

場面8 判決言渡し及び控訴の申立て

- ～控訴審は1回勝負～
・第一審との違い、効果的な控訴理由書の作成方法

場面9 上告審（法律審）

- ～上告は非常に限定的～
・上告と上告受理申立てについて

こども性暴力防止法の制度解説と実務対応

—2026年12月施行に向けた事前準備と規程等の整備—

セミナー概要

2026年12月に施行される「こども性暴力防止法」は、学校や民間教育事業者に対し、性犯罪前科の確認（いわゆる日本版DBS）や防止措置の整備を求める重要な制度です。本講座では、制度の全体像を整理したうえで、採用プロセスの見直しや就業規則・各種書式の整備、犯罪事実確認への対応など、施行前から準備すべき実務対応を具体的に解説します。

講師紹介 **益原大亮** 弁護士（TMI総合法律事務所）

2017年12月東京弁護士会登録、2018年1月TMI総合法律事務所入所、2019年10月～2021年9月厚生労働省大臣官房総務課法務室法務指導官、2021年10月～2023年9月厚生労働省労働基準局労働条件政策課課長補佐・労働関係法専門官、2023年2月東京都社会保険労務士会登録、2023年10月厚生労働省医政局参与、2025年4月こども家庭庁こども性暴力防止法アドバイザー。人事労務分野におけるリーガルサービスを幅広く提供。著書に『医師の働き方改革 完全解説』（編著、日経BP）、『詳解 裁量労働制』（編著、中央経済社）、『実務逐条解説 フリーランス・事業者間取引適正化等法』（編著、中央経済社）等。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年7月31日（金）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近年、こどもと接する職業における安全確保（性暴力の防止）の重要性がより強く認識され、日本においても、2024年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が成立し、本年（2026年）12月25日に施行されます。
- ◆こども性暴力防止法においては、「学校設置者等」（小学校～高校、幼稚園・認可保育園など）や同法に基づく認定を受けた「民間教育保育等事業者」（認定を受けた学習塾や認可外保育など）に対し、職員の性犯罪前科の確認や、職員による児童対象性暴力等の防止措置等を講じることが求められています。性犯罪前科の確認については、イギリスのDBS制度を参考に導入されたことから、「日本版DBS」とも呼ばれています。
- ◆こども性暴力防止法において、実務上重要な点として、施行後・認定後の防止措置の有効性を担保するために、法施行以前のなるべく早い段階から、採用プロセスの見直しや就業規則・各種ひな型（求人票・内定通知書・誓約書）の整備を行う必要があるという点が挙げられます。また、施行後・認定後においても、犯罪事実確認に関する手続、防止措置として具体的な雇用上の措置（内定取消し、配置転換、解雇、懲戒等）、初犯防止対策として日頃から行っておくべき措置、従業員への研修、情報管理など、事業者として対応すべき事項は多岐にわたります。
- ◆本講座では、こども性暴力防止法の制度全体を解説したうえで、同法に対応した採用プロセスや規程等の整備、犯罪事実確認への実務対応など、同法の施行に向けた実務対応を解説します。
- ◆また、本講座では、受講者の皆様に簡単な挙手制で、参加企業における検討状況や対応方針について共有いただく時間を設けます。こども性暴力防止法への対応は、制度の理解だけでなく、各事業者がどの程度の対策を講じるのかという「他社事例の相場観」を参考にすることも有用です。なお、個別企業を特定する形ではなく、全体の傾向を把握するための形で実施します。他社・他校がどこまで検討を進めているのかを可視化することで、自社・自校の対応方針を検討する際の参考としていただくことを目的としています。

主要講義項目

1. こども性暴力防止法の概要
 2. こども性暴力防止法の制度解説
 - (1) 対象事業者・対象業務（職種）の範囲
 - (2) 安全確保措置
 - ①初犯防止対策
 - ②再犯防止対策（犯罪事実確認）
 - ③防止措置
 - (3) 情報管理措置
 3. こども性暴力防止法の実務対応
 - (1) 犯罪事実確認の実務対応
 - (2) 防止措置の実務対応
 - ①施行・認定前より準備すべき事項
 - ②実際に防止措置を講じる際の留意点
 4. その他
 5. 他社事例の相場観の把握（以下の内容（予定）を会場で挙手いただきます）
 - ・採用プロセスの見直しや就業規則・各種ひな型の整備や弁護士のリーガルチェックは済んでいるか
 - ・犯罪事実確認の対象範囲や具体的なフローについて整理できているか
 - ・犯罪事実確認が必要となること等について従業員への説明・周知は行っているか
 - ・防犯カメラを教室・個別指導ブースに設置する予定があるか
 - ・従業員向けの研修実施は開始しているか
 - ・（民間事業者においては）認定申請の準備（行政書士への依頼、必要書類の作成等）に着手しているか
- ※上記の主要講義項目は、制度動向等を踏まえ、内容を一部変更する場合がございます。

■本講座の到達目標■

受講後、参加者が、①こども性暴力防止法の対応に必要な知識を習得できる、②こども性暴力防止法の実務対応を実践できる

シナリオから学ぶ 株主総会

～新任担当者の「Why」にこたえる1日セミナー～

セミナー概要

本セミナーでは、近時、株主総会前後に求められる対応のほか、株主総会当日についてはシナリオ等をベースにし、新任担当者の方が、総会実務を通して持たれる疑問点などを若手弁護士が分かりやすく解説します。皆様がお持ちになった「なぜ」を解消し、自信をもって次年度以降の総会に臨んでいただくことを目指します。

講師紹介 **大屋広貴** 弁護士・**矢野皓大** 弁護士・**相原海斗** 弁護士・**高津洸至** 弁護士・
平松直樹 弁護士・**藤井祐輔** 弁護士・**根本拓弥** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
《監 修》**石井裕介** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

開催日程等

- 開催日程：2026年10月9日（金）10時～17時30分（質疑応答込み）
※本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月8日（木）
- 受講料：49,500円（税込）／1名分 ※事前に質問やエピソードをお寄せいただいた方は、同企業所属の方を1名無料でご招待いただけます（1名分の受講料で2名までご参加可能です）。

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株主総会の実務対応においては、前年までの自社のシナリオ、書類、書式等を用いることが多いと思われます。これらは長年培われた自社のノウハウや法令改正に過去が対応などしてきたいわば叢智の結晶と呼べるものです。
 - ◆しかし、実務担当者として「昨年もこうした」という対応だけでは、イレギュラーな事態や有事の際に実務が滞り、最悪の場合総会の決議取り消しなどのリスクにつながる可能性があります。そのような事態が生じることを防ぐためには、自社のシナリオ等がそのようになっている「背景」を掴む必要があります。
- また、大株主・安定株主の激減や株主に対する充実した情報開示の要請など、株主総会を取り巻く環境は変化しており、株主総会当日に限らず、前後の対応の重要性は年々増してきています。
- ◆そこで本セミナーでは、近時、株主総会前後に求められる対応のほか、株主総会当日についてはシナリオ等をベースにし、新任担当者の方が、総会実務を通して持たれる疑問点などを若手弁護士が分かりやすく解説します。皆様がお持ちになった「なぜ」を解消し、自信をもって次年度以降の総会に臨んでいただくことを目指します。

▶本セミナーでは、事前に質問やエピソードを募集し、当日はそれらを取り上げながら講義を進めます。日ごろ感じている疑問やご経験を、ぜひ率直にお寄せください（※社名・お名前は一切公表いたしません）。お寄せいただいた方は、特典として、同企業所属の方を1名無料でご招待いただけます。

【募集内容（①～④の中から1つ選び、ご記入ください ※最大100字）】

- ① 事前質問
- ② 本セミナーへの意気込み・本セミナーに求めていること など
- ③ ご自身の株主総会エピソード（例：失敗談・成功事例・お悩み・驚いたこと・大変だったこと など）
- ④ 先輩社員の株主総会エピソード（例：失敗談・苦労した点・成功事例 など）

▶セミナー終了後には、全体での質疑応答に代えて、講師への個別質問や参加者同士の交流のお時間をご用意しています（＝質問会）。軽食もご用意いたします。新任担当者と若手弁護士が気軽に情報交換できる場として、ぜひご活用ください。

主要講義項目

I 事前準備の部（10時～12時）

- 1 はじめに
- 2 株主総会の準備スケジュール
- 3 株主総会の議題
 - (1) 報告事項
 - (2) 決議事項
- 4 招集の決定
 - (1) 招集権者・招集の決定事項・招集時期
 - (2) 招集通知
 - (3) 株主総会参考書類
 - (4) 近時の株主総会招集通知
- 5 総会当日に向けた準備
 - (1) 事前質問の意義・対応
 - (2) 議事シナリオ・想定問答
 - (3) リハーサル
- 6 議決権の事前行使
 - (1) 書面投票と電子投票
 - (2) 取扱いの留意点
 - (3) 議決権行使促進に向けた各種取り組みの動向
- 7 その他

お昼休憩（12時～13時）

II 当日の部（13時～15時）

- 1 当日の受付事務（株主資格の確認・実質株主対応等）
- 2 議事運営方式（一括上程方式・個別上程方式）
- 3 当日の議事進行（シナリオの法的根拠の確認）
 - (1) 議長の議事整理
 - (2) 質疑応答
 - ア) 答弁者の指名
 - イ) 説明義務
 - ウ) 質疑打ち切り
 - (3) 動議の処理
 - ア) 必要的動議
 - イ) 実質的動議
 - (4) 採決

III 事後対応その他の部（15時～16時30分）

- 1 株主総会の事後処理手続
 - (1) 取締役会での議題
 - (2) 議事録作成
 - (3) 臨時報告書作成
 - (4) 登記手続の留意事項
- 2 備置書類の確認と閲覧謄写対応の留意点
- 3 総会対応全般のその他の留意事項
 - (1) パーチャルオンリー総会の留意点
 - (2) 有価証券報告書の総会前開示の留意点
- 4 会社法改正・CGコード改正の動向

質問会（16時30分～17時30分）

議事録作成の基礎

～株主総会・取締役会・監査役会等事務局対応の実務～

セミナー概要

議事録に関する基礎知識を確認した上で、具体的な記載例を用いながら、議事録の作成要領や今後の株主総会や取締役会等のあり方を踏まえた議事録の要点についてわかりやすく解説。

講義時間

約 3.5 時間

講師紹介 後藤晃輔 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）

中村・角田・松本法律事務所 パートナー

主な著作：『コンプライアンス・内部統制ハンドブックII』（共著）（商事法務、2019年）、『会社法を読み解く―実務と裁判例を踏まえて』（共著）（商事法務、2021年）など。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年6月18日（木）10時～2026年8月18日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月10日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株主総会、取締役会及び監査役会等の議事録作成業務は、事務局担当者の方々の重要な業務の一つですが、多忙な日常業務の中で、実務の根拠となる基本事項を整理し、理解を深める機会はそれほど多くないのではないかと思います。
- ◆ポストコロナの株主総会運営によるシナリオの見直しや、従来型株主総会・ハイブリッド参加型／出席型バーチャル株主総会・バーチャルオンリー株主総会と開催方式の選択肢の拡充、株主との建設的な対話の充実に向けた取組み、継続会の開催などイレギュラーな株主総会運営により、シナリオのさらなる工夫・変更なども要請されております。また、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、より一層取締役会の運営の重要性が高まっており、議事録の作成業務にも影響しております。このように応用が求められるときこそ、実務の根拠となる基本を整理し、理解を深めておくことが重要になります。
- ◆本講座では、議事録に関する基礎知識を確認した上で、具体的な記載例を用いながら、議事録の作成要領についてわかりやすく解説いただきます。また、今後の株主総会や取締役会等のあり方を踏まえた議事録の要点も解説いただきます。特に留意が必要な株主総会・取締役会議事録を中心に講義を進め、監査役会（監査等委員会）・任意の指名報酬委員会議事録についても適宜触れていただきます。
- ◆新任担当者の方々はもちろんのこと、実務を踏まえた議事録の作成にあたってのスキルアップ、アップデートとして、本講座のご受講をお勧めいたします。

対話と事例で学ぶ 新任担当者のための株主総会実務の基本

～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～

セミナー概要

根拠から丁寧に解きほぐすレクチャー＆対話で、総会実務対応の基礎を短時間で骨太に学びます。セミナーの各所に散りばめられた、講師2名による対話セッションを通じ、受講者もその場で悩み考えられるのが本セミナーの特徴です。

講義時間

約 3.5 時間

講師紹介 浦田悠一 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

李 政潤 弁護士（弁護士法人森・濱田松本法律事務所）

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年8月10日（月）10時～2026年10月13日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月5日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株式会社にとって、年に1度の定時株主総会是最重要イベントですが、自社の書式やシナリオ等が、なぜそのような文言、内容、構成となっているのか、その根拠と理由については十分に理解していなくても、何とか対応できてしまうのが実情ではないでしょうか。
- ◆しかし、想定外の出来事や変則的な事態に遭遇したときはどうでしょう。そのときに慌てて解説書や想定問答集、ひな型書式集を読んでも間に合いませんが、基本を理解していれば意外と簡単に対応できてしまうことも少なくありません。
- ◆また、株主総会実務には、ここ数年で、株主提案の増加、個人株主の増加、株主総会資料の電子提供制度の導入、ハイブリッド型バーチャル総会の浸透、有価証券報告書の総会前提出など、大きな変化が生じており、定時株主総会の開催時期を後ろ倒しする会社や、それに向けた定款変更を行う会社も出てきています。コロナ禍に定着した株主総会実務の見直しも一巡し、社会情勢の変化を踏まえた株主総会運営の一層の工夫も求められています。さらには、株主総会に関わる部分を含む会社法改正やコーポレートガバナンス・コード改訂の方向性も見えてきました。そのような変化に対処する上でも、どのような根拠に基づいて現在の実務が成り立っているのかを理解することは、なによりも重要です。
- ◆本講座は、特に最近になって総会担当となられた方を念頭に置いて、いざというときに慌てず、また新時代の総会実務にも柔軟に対応できるよう、短時間で根拠から丁寧に解きほぐし、総会実務対応の基礎を骨太に学べる構成となっています。
- ◆本セミナーの魅力は総会実務の経験豊富な弁護士2名による対話にもあります。実際に問題となった悩ましい事例の対処方法を対話形式で浮き彫りにしながら、基本を踏まえた実践的トレーニングを体験していただきます。

3時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務

セミナー概要

個人情報保護法の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で、実務上どのように対応すればよいかを身につけられるように具体的に解説。BtoB・BtoC問わず不可欠なデータの利活用と保護を両立させるポイントを掴み、次期法改正にも着実に対応できる強固な基礎を3時間で習得。

講師紹介 影島広泰 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『個人情報関連法令スピードチェック』（商事法務、2024）、『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2025の「TMT（技術、メディア及び通信）」でLeading individuals。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月7日（月）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月4日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



オンライン 受講期間等

〈申込画面〉



- 視聴期間：2026年9月21日（月）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は、BtoC企業のみならずBtoB企業にとっても、企業が事業を営む上で必ず接することになる規制の一つです。ビジネスそのものの対象ではないとしても、従業員や取引先とのかかわりの中でも守るべきルールです。さらに、企業が保有するデータをビジネスに利活用する動きが近年特に高まっていますが、データの代表格としても個人情報がまず意識されるでしょう。
- ◆この講座では、個人情報保護法というルールを守り、データとしての個人情報の有用性を発揮していくためのポイントを掴んでいただくことを目的としています。まずその軸として理解しておきたい基本の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で実際にどのように対応すればよいのかをイメージいただけたところまで解説します。
- ◆個人情報保護法は改正が予定されていますが、改正法は現行法の規制を前提としてそれを強化及び緩和するものとなっています。この講座を通じて、変化にキャッチアップできるようなしっかりとした基礎を身につけましょう。

主要講義項目

- I 個人情報保護法とは
 - 1 そもそも何のためのルールか～有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護～
 - 2 押さえておきたいキーワード～「個人情報」とは、「個人データ」とは～
 - 3 個人情報保護委員会とは
 - 4 個人情報保護法の5つのルール
- II 場面でわかるチェックポイント
 - 1 「取得」の場面
 - ・利用目的の特定と通知等～閲覧履歴を分析して広告を出す場合～
 - ・利用目的の変更～ダイレクトメール目的を後から追加できるか～
 - ・不適正取得～提供元が同意を得ていないのに取得したら違法か～
 - 2 「利用」の場面
 - ・目的外利用の禁止
 - ・不適正利用の禁止～不当な行為を助長するおそれとは？
 - 3 「保存・管理」の場面
 - ・安全管理措置～外国の個人情報保護法制を調査しなければならない場合とは～
 - ・委託先の監督～委託契約の条項のチェックポイント～
 - 4 「提供」の場面
 - ・第三者提供～社内での情報共有に同意が必要か～
 - ・委託～委託（同意不要）と第三者提供（同意必要）の切り分けの基準は～
 - ・共同利用～過去に取得済みの個人データは共同利用できるか～
 - ・外国にある第三者への提供～外国の現地法人と共同利用できるか～
 - ・個人関連情報～
 - 5 本人からの権利行使
 - ・開示請求～「私の個人情報を全て開示せよ」と請求があった場合の対応～
 - ・利用停止等の請求～「私の個人情報を全て消去せよ」と請求があった場合の対応～
 - 6 匿名加工情報と仮名加工情報
 - ・仮名加工情報～システムの運用保守用にテストデータを作成したら仮名加工情報か～
- III プライバシーポリシー
 - ・プライバシーポリシーに記載すべき項目
- IV 漏えい等が発生した場合の対応
 - ・氏名と住所しか分からなければ、全員に郵便を送付しなければならないのか？

実務の悩みを解決！

個人情報保護法の実務対応がわかる実践ケーススタディ
—生成 AI 時代のデータ利活用と執行事例を踏まえて—

セミナー概要

個人情報保護法の解釈が複雑化し、「自社はどこまで対応すべきか」悩む実務担当者は少なくありません。本セミナーでは個人情報保護委員会への出向経験を持つ講師が、生成 AI 時代のデータ利活用や SaaS インシデント等の課題をケーススタディで解説。執行事例や令和 8 年改正を踏まえ、実務判断の最適解を紐解きます。

講師紹介 ▶ 小川智史 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

2013年東京大学法学部卒業。2015年弁護士登録。2019年から2021年まで、個人情報保護委員会事務局に出向し、令和2年改正等を担当。2024年ニューヨーク大学ロースクール修了（フルブライト奨学生）。2024～2025年Bird&Bird法律事務所（デュッセルドルフオフィス）に出向。2025年ニューヨーク州弁護士登録。主たる業務分野は、データ保護法、IT、消費者保護、訴訟・紛争解決。著書として、『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』（共著、商事法務、2020年）、『個人情報保護法』（共著、商事法務、2024年）、「実務問答個人情報保護法」（NBLで連載中、共著）ほか多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年12月16日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年12月15日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



オンライン期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2027年1月8日（金）10時～2027年3月31日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年3月17日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は、近年、ガイドラインや Q&A 等の蓄積により様々な解釈が示される一方で、実務上求められる判断も複雑化している面があります。実務においては、実際の自社のビジネスモデルで、どの程度の対応をすれば十分か、判断に悩む場面は少なくありません。
- ◆本セミナーでは、個人情報保護委員会において法改正や法令解釈を担当した経験を有し、実務にも精通した講師が、実務の現場で生じる悩ましい論点について、ケーススタディを通じて整理します。これまでの実務動向や、近時の個人情報保護委員会による執行事例も取り上げながら、実務での判断に役立つ実践的な内容をお伝えいたします。
- ◆また、本セミナーにおいては、令和 8 年改正個人情報保護法の関連する論点についても取り上げます。

主要講義項目

1 個人情報保護法の解釈が特に問題となる場面

- (1) スキームの検討段階における整理
- (2) インシデント・不適正取扱発生時の当局対応

Case 5 共同利用者の範囲

- ・共同利用者の範囲の特定の仕方
- ・M&A・組織再編と共同利用

2 ケーススタディでみる重要論点

Case 1 個人情報の取得

- ・個人情報の「取得」該当性
- ・「不適正」取得の類型

Case 6 SaaSサービス提供事業者における漏えい発生時の対応

- ・前提となる法的整理と役割分担
- ・報告の要否の判断
- ・本人通知・公表の対応

Case 2 第三者提供規制

- ・提供と直接取得の区別
- ・氏名を削除・ID化すれば提供できるのか（提供元基準説）

Case3 生成AIサービスを利用する際の整理

- ・「OpenAIに対する注意喚起の概要」の解釈
- ・サービスを適法に利用するためのスキーム
- ・「委託先」となるAIサービス提供事業者の監督
- ・令和8年改正個人情報保護法の統計特例の影響

Case4 外国第三者規制・外的環境の把握と制度調査

- ・問題となる場面
- ・外国制度調査の方法

〔超速報〕改正個人情報保護法の実務への影響

—規制強化（ムチ）と利活用促進（アメ）、AI時代に企業が今押さえるべきポイント—

セミナー概要

2026年通常国会に提出予定の改正個人情報保護法案を〔超速報〕でLIVE配信解説。規制強化の「ムチ」とデータ利活用促進の「アメ」が併存する制度見直しにより、企業のデータ・AI活用とコンプライアンス対応には新たな判断が求められます。本講座では閣議決定された改正法案条文を踏まえ、実務への具体的影響を整理するとともに、萎縮しないための実務的な落としどころも検討します。

講師紹介 影島広泰 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『個人情報関連法令スピードチェック』（商事法務、2024）、『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2025の「TMT（技術、メディア及び通信）」でLeading individuals。

- 視聴期間：2026年4月13日（月）10時～2026年9月30日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月18日（金）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

講義時間

約2時間

オンデマンド期間等

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法の改正法案が2026年の通常国会に提出される見込みです。今回の見直しは、単なる規制強化ではなく、データ利活用を後押しする「アメ」と、違反行為に対する抑止を強化する「ムチ」を組み合わせた制度再設計が大きな特徴となる見通しです。
- ◆個人情報保護委員会の「制度的課題の再整理」では、本人同意規制の柔軟化や、統計・分析目的での利用、取得状況からみて本人の意思に反しない取扱いなど、利活用を促進する方向性が示される一方、漏えい時対応、子どもの個人情報、顔特徴データ等の新たなリスク領域への規律、さらには課徴金制度や刑事罰を含む実効性確保策の強化も検討対象とされています。AIを活用した分析・プロファイリングを巡る論点も、実務上無視できないテーマとなっています。
- ◆本講座では、閣議決定された改正法案の条文を踏まえ、「何が変わるのか」「企業は何を備えるべきか」をコンパクトに整理するとともに、法務・コンプライアンス部門が直面する実務対応（体制整備、社内ルール、委託管理、データ活用設計、リスク評価）について、具体的な視点から解説します。規制対応にとどまらず、AI・データ利活用を萎縮させないための実務的な落としどころを検討することを目的とします。

※本セミナーで解説した法案の修正はなく、2026年7月10日に成立しました。2026年4月10日の収録内容は成立法としてそのまま実務の参考としていただけます。

はじめてでもわかる ビジネスの流れで理解する個人情報保護法

書籍無料贈呈

セミナー概要

名刺交換や従業員情報の管理といった身近なビジネス場面を切り口に、取得・利用・管理・漏えい対応までを一連の流れで解説します。クラウドやAI活用、委託先管理など最新の実務動向も踏まえ、初学者にも現場の実務担当者にも役立つ内容です。

講師紹介 木村一輝 弁護士（丸の内総合法律事務所）

2014年早稲田大学法学部卒業、同年新司法試験合格。2015年弁護士登録、同年丸の内総合法律事務所入所。2022年個人情報保護委員会へ出向、2024年丸の内総合法律事務所復帰。個人情報保護法対応、株主総会、M&A、紛争対応を含む企業法務全般を担当している。『設例で学ぶ 個人情報保護法の基礎』（商事法務、2024）、『設例で学ぶ個人情報管理と漏えい等対応』（商事法務、2025）ほか著書多数。

- 視聴期間：2026年6月17日（水）10時～2026年8月31日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月24日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講義時間

約2.5時間

オンデマンド期間等

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は様々な概念が出てくるためわかりにくく、とっつきにくい内容です。また、個人情報保護法の一般的な考え方を説明する講義は多数ありますが、実際のビジネスの現場で何をしなければならないのかがわかりにくい場合があります。さらに言えば、現在ではクラウド・AIの利用や、委託先を使った事業における委託先管理など、新たな問題も出てきています。
- ◆この講義では、講師が個人情報保護委員会へ出向していた時に得た実務の動向を踏まえて、具体的なビジネスの現場で何をしなければならないかを具体的な場面に応じてわかりやすく、また、他の法律に触れながら、個人情報保護法を解説します。
- ◆個人情報保護法がわからない、個人情報の漏えいが問題になっているのはわかるが、どうすれば良いかわからない、という方向けの内容ですので、総務・法務部門の方だけでなく、営業部門の方も含めて、個人情報保護法を一から勉強したい方、個人情報保護法はわかっているものの、ビジネスの現場や他の法律から見た個人情報保護法を勉強したい方にもおすすめです。

※参考書籍として『設例で学ぶ個人情報管理と漏えい等対応』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

2時間でつかむ！世界の個人情報保護法制と実務

[欧州編・米国編セット]

セミナー概要

欧州、米国でビジネスを展開する日本企業の方を対象に、各データ法制をAI、SNS規制なども含めて体系的に解説。

講義時間

約4時間

講師紹介 中崎 尚 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

慶応義塾大学大学院法務科 非常勤講師、国立健康危機管理研究機構（IHHS）監事。
東京大学法学部卒業、2001年弁護士登録。2008年コロンビア大学ロースクールLL.M.卒業。2008年～2009年米国Arnold & Porter法律事務所にて勤務、同年復帰。2020年経済産業省「AI社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員、2022年経済産業省「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」ワーキンググループ構成員、2023年経済産業省「AIガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営」有識者検討委員会委員。
主要著書：『生成AI法務・ガバナンス』（商事法務）、『相談事例で学ぶ生成AIの活用と法務』（有斐閣）、『AI白書2025』（KADOKAWA）、『Q&Aで学ぶEU AI規則』（商事法務・近刊）、『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策』（商事法務・近刊）、『著作権判例百選 第6版』（有斐閣）、『Q&Aで学ぶメタバース・XRビジネスのリスクと対応策』（商事法務）。ほか論文・講演多数。

オンデマンド期間等

- 視聴期間：2026年7月7日（火）10時～2026年9月7日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月31日（月）
- 受講料：49,500円（税込）／1名分【セット受講】
：[欧州編]、[米国編]のどちらかのみのご受講は、27,500円（税込）

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

[欧州編]

◆欧州の個人データ保護法制は、近年、かつてない速度で大きく変化しています。GDPRは施行から数年を経てもなお積極的な執行が続いており、2025年だけでも多額の制裁金が課されるなど、企業に対する規制の実効性は一層高まっています。さらに近時は、AI規制の導入やデジタル市場規制の拡大に伴い、データ保護規制の全体構造そのものが再編されつつあります。欧州委員会は2025年以降、いわゆる「Digital Omnibus」などの政策パッケージを通じて、GDPRを含むデジタル規制の簡素化（Simplification）やAIとの関係整理を進めており、企業の実務への影響は今後さらに拡大することが見込まれます。

◆本セミナーでは、こうした急速な制度変化を踏まえ、まず欧州データ保護法制の全体像を整理した上で、GDPRの最新の執行状況と実務上のコンプライアンスの要点を解説します。さらに、現在進行中のSimplificationの議論やAI法とGDPRの関係、そしてDSA・DMAなど周辺デジタル規制との相互関係についても取り上げます。欧州でビジネスを展開する企業や、日本から欧州向けサービスを提供する事業者にとって、最新の規制動向を体系的に理解するための実務的な機会となります。

[米国編]

◆米国の個人データ保護法制は、近年、かつてない速度で大きく変化しています。従来は、分野別の連邦法と州法を中心とする制度として理解されてきましたが、近年は州レベルの包括的プライバシー法が急速に拡大し、規制環境は大きく再編されつつあります。カリフォルニア州のCCPA／CPRAを皮切りに、バージニア州、コロラド州、コネチカット州などに加え、近年はテキサス州、オレゴン州、デラウェア州などでも包括的なプライバシー法が施行又は成立しており、企業は州ごとに異なる規制への対応を求められる状況となっています。また、連邦レベルでは、FTC法に基づくプライバシー執行が引き続き重要な役割を果たしているほか、COPPA（児童データ）、HIPAA（医療データ）、GLBA（金融データ）などの分野別法が企業のデータ利用に大きな影響を及ぼしています。さらに近時は、未成年者のオンライン保護を巡る規制強化、AI利用に関する規制、ソーシャルメディア規制の拡大など、データ利用を取り巻く規制領域が急速に広がっています。

◆本セミナーでは、こうした急速な制度変化を踏まえ、まず米国における個人データ保護法制の全体像を整理した上で、COPPAを含む連邦レベルの規制動向、カリフォルニア州をはじめとする州レベルの包括的プライバシー法の最新状況を解説します。さらに、AI規制やソーシャルメディア規制など、データ保護と密接に関連する周辺法領域についても取り上げます。米国でビジネスを展開する企業や、日本から米国向けサービスを提供する事業者にとって、最新の規制動向を体系的に理解するための実務的な機会となります。

主要講義項目

[欧州編]

- 欧州におけるデータ保護法制の全体像
- GDPRの執行状況と法令順守のポイント
- Digital OmnibusとSimplificationの動向
- EU AI法とGDPR
- その他の周辺法域（DSA、DMA等）
- 日本法との比較と日本企業の注意ポイント

[米国編]

- 米国におけるデータ保護法制の全体像
- 連邦レベルの規制動向
- 州法レベルの規制動向
- その他の周辺法域
- 日本法との比較と日本企業の注意ポイント

執行段階に入った物流関連規制

— 改正物流関連二法・取適法対応の社内体制再点検のポイントと、 更なる規制強化に向けた備え —

セミナー概要

物流関連規制の施行から一定期間が経過し、企業には社内体制が実務として機能しているかの検証が求められています。本セミナーでは、改正物流二法や取適法、強化される優越的地位濫用規制への対応を再点検。さらに導入予定の「適正原価」制度など最新動向を踏まえ、行政指導を回避し安定的な輸送体制を築く実務を詳解します。

講師紹介 花本浩一郎 弁護士・ニューヨーク州弁護士（TMI総合法律事務所 パートナー）

第二東京弁護士会所属。大手メーカー勤務を経て2007年にTMI総合法律事務所入所。2011年から2014年まで公正取引委員会事務局審査局に勤務し、カルテル、優越的地位濫用事件を扱う。国内外の企業結合案件、カルテル、優越的地位濫用、取適法に関する当局対応の豊富な経験を有する。著書として、「条解独占禁止法第2版」（共著、弘文堂、2022年）等。

栗井勇貴 弁護士（TMI総合法律事務所 名古屋オフィス シニアアソシエイト）

愛知県弁護士会所属。2011年に神戸大学法科大学院卒業後、2013年にTMI総合法律事務所入所。大手自動車メーカーへの出向などを経て、2022年4月から2024年12月まで、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課に出向。2024年からはデジタル庁を併任するなど、特にデジタル技術を活用したモビリティサービスに関する政策立案等を担当。2025年4月からは、国土交通省デジタルアドバイザー（法務）に就任し、現在も、国土交通行政の政策立案等に関与。

開催日程等

- 開催日程：2026年8月26日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月25日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン
申込み
期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月9日（水）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆改正物流関連二法及び取適法の施行から一定期間が経過し、企業における規制対応は整備されつつあるものの、「実務として機能しているか」という観点で、社内体制の検証が求められる段階に入っています。
- ◆加えて、公正取引委員会は、優越的地位濫用規制を強化する方向で規制の見直しを進めており、①物流特殊指定の改正（着荷主による附帯業務等の要請の禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止の追加等）、②サプライチェーン全体での支払条件の適正化といった規制の整備により、物流取引も「価格」だけでなく「協議プロセス」まで含めた取引適正化の枠組みに組み込まれつつあります。
- ◆さらに、国土交通省は、トラック適正化二法に基づく「適正原価」の設定に向け、運送事業者に対する報告義務付き調査を実施しており、原価情報を前提とした運賃政策の展開が見込まれています。制度の詳細は、現在検討中ですが、運賃算定や価格協議の在り方に大きな影響が想定されるため、企業には将来にわたり安定的な輸送体制を確保する観点からも、早期の備えが求められます。
- ◆本セミナーでは、制度の条文解説にとどまらず、「機能不全に陥らないために何をするべきか」「今後の規制強化にどう備えるか」という観点から、企業の実務対応を再点検します。

主要講義項目

第1部 物流関連規制の概要

— 改正物流関連二法・トラック適正化二法・取適法対応の再点検 —

1. 取適法・物流特殊指定
 - ・特定運送委託の内容
 - ・物流特殊指定の適用範囲
2. 物流効率化法・貨物自動車運送事業法・トラック適正化二法
 - ・実務対応のポイント及びスケジュール
 - ・物流統括管理者（CLO）を中心としたコンプライアンス体制整備

3. 物流特殊指定の改正と優越的地位規制の強化

- ・着荷主による附帯業務等の要請の禁止
- ・協議なき価格決定の禁止
- ・支払条件規制の厳格化
- ・取適法と優越的地位濫用の関係

第3部 物流関連規制のQ&A

— 制度を知っていても判断に迷う実務論点を整理する —

- ・特定運送委託の該当性に迷うケース
- ・「代金決定にあたっての適切な協議」と評価されるためのポイント
- ・交付書面に関して留意すべきポイント
- ・荷待ち時間等を削減できない場合の対応
- ・着荷主による行為への対応 等

第2部 物流関連規制の最新動向

— 規制はどこに向かっているのか／企業はどう備えるべきか —

1. 適正原価制度の導入
 - ・企業への影響
 - ・適正原価制度を見据えた対応
2. 行政執行の変化：合同監視と面的執行
 - ・公取委×国交省×中企庁の連携
 - ・トラック・物流Gメンの調査対応

業務委託コンプライアンスの新実務

—独禁法・取適法・フリーランス法を横断的に読み解く—

セミナー概要

近時、取適法・フリーランス法を中心に業務委託規制・執行が活発化し、独禁法上の新たな規制対応も求められています。本セミナーでは、公取委への出向経験を有する弁護士が、独禁法・取適法・フリーランス法を横断的に整理し、実効的なコンプライアンス体制の整備と実務対応を解説します。

講師紹介 柿元将希 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士（日本・米国ニューヨーク州））

一橋大学法科大学院修了、コロンビア大学ロースクール修了。
Slaughter and May 法律事務所（ロンドンオフィス、ブリュッセルオフィス）にて執務（2019年～2020年）。
公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課に任期付公務員として赴任（2020年～2022年）。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月21日（水）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年10月20日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年11月4日（水）10時～2027年1月12日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年1月4日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

◆近時、取適法・フリーランス法を中心に、業務委託に対する規制及び執行がかつてないほどに活発化しています。加えて、独禁法上の物流特殊指定の改定や製造委託代金の支払いに関する新告示の制定等、新たな規制も導入予定であり、業務委託を巡るコンプライアンス体制の整備は益々複雑化するとともに、その重要性も一層高まっています。

他方、こうした状況下において実効的な業務委託コンプライアンスを実践していくためには、独禁法・取適法・フリーランス法といった個別の法令を理解するだけでは不十分であり、各法令の横断的な理解と、それらを有機的に結びつけた実務への落とし込みが欠かせません。

◆そこで、本セミナーでは、公正取引委員会への出向経験を有し、業務委託のコンプライアンスについて日頃から当局対応を含めたアドバイスを行っている弁護士が、各法令の内容とそれらを有機的に結びつけた実務対応という2つの側面にフォーカスを当て、実践的な業務委託コンプライアンスを解説します。

主要講義項目

1. 業務委託規制に関する近時の動き
2. 取適法の規制内容
3. フリーランス法の規制内容
4. 独禁法の規制内容（新告示を含む）
5. 業務委託コンプライアンスの実務対応（適用法令の確定・支払期日対応・法令ごとに特に留意すべき類型）
6. 業務委託コンプライアンス体制の構築に向けて

取適法の現在地と実務対応

書籍無料贈呈

セミナー概要

2026年1月施行の中小受託取引適正化法（取適法）は、下請法中心の実務に大きな転換を迫ります。適用対象の拡大や禁止行為の強化により、施行対応後も実務調整が不可欠です。本セミナーでは、取適法の基本と施行後に頭在化しやすい課題、今後の対応策を実務目線で解説します。初学者から実務担当者まで、運用定着の「次の一步」を示します。

講師紹介 ▶ **長澤哲也** 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

1994年東京大学法学部卒業、2001年ペンシルベニア大学ロースクール（LL.M.）修了。独禁法、下請法、景品表示法等の競争法を専門とし、公正取引委員会等による調査への対応や、競争法関連の民事訴訟対応、コンプライアンス体制の構築支援、競争法違反とならない積極的なビジネススキームの立案サポート等を得意とする。主著として、『独禁法務の実践知（第2版）』（有斐閣、2024）、『取引適正化法制の解説と分析』（商事法務、2026）。

- 視聴期間：2026年4月1日（水）10時～2026年8月31日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年8月24日（月）
- 受講料：35,200円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


オンライン視聴期間等

講座開設の趣旨

- ◆ 2026年1月1日に「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行され、これまで下請法を中心に構築されてきた取引適正化の枠組みは、大きな転換点を迎えました。適用対象の拡大や禁止行為の新設・強化、価格交渉の明文化など、企業の調達・営業・経理・法務における実務運用には、従来の下請法対応とは異なる視点と体制整備が求められています。
- ◆ 施行に向けた最低限の準備を行った企業であっても、「まずは施行日に間に合わせた」段階から、細かな実務の調整や後回しにしていた論点へと対応の焦点が移りつつあることでしょう。
- ◆ また、取適法の適用対象が拡大されたことなどに伴い、これまで下請法にあまりなじみのなかった方であっても、新たに取適法への対応が求められるようになっていきます。
- ◆ 本セミナーでは、入門と実務運用の双方を一度に把握できるよう、押さえておくべき取適法の基本ポイントを解説しつつ、取適法の施行後に浮かび上がりやすい追加的な実務課題と、企業が今から取り組むべき対応策など、現場で“かゆいところ”として残りやすい論点を具体的に解説します。はじめて取適法に携わる方から、取適法の実務対応にお悩みの方まで、最新の取適法の動向をわかりやすく知りたいの方に最適です。
- ◆ 講師には、下請法・取適法に精通し、企業支援の経験も豊富にもつ長澤哲也弁護士をお迎えします。2026年の運用初年度に向け、取適法対応を着実に定着させるための「次の一步」として、ぜひご活用ください。

※参考資料として『取引適正化法制の解説と分析』（商事法務、2026年2月刊行）を無料贈呈。

【速報解説】独占禁止法が導くサプライチェーンの新たな取引秩序への備え

—優越ガイドライン改正・新たな特殊指定と企業の実務対応—

セミナー概要

公正取引委員会が2026年6月に公表した「優越ガイドライン」改正と新たな「特殊指定」を速報解説！ 価格転嫁の義務化、支払期日の60日以内ルール、物流「着荷主」への規制拡大など、サプライチェーンの取引秩序は新たな局面を迎えます。2027年春の全面施行に向け、調達・法務・物流部門が今すぐ取るべき実務対応を紐解きます。

講師紹介 ▶ **松田世理奈** 弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士。2024年～公取委・中企庁「企業取引研究会」の委員として、サプライチェーンの取引適正化に向けた審議に関与。独禁法、取適法、フリーランス法、M&A、知的財産法等を専門とする。主な著書『全訂版 ビジネスを促進する独禁法の道標』（共同編著、第一法規、2023年）、『令和7年改正下請法（中小受託取引適正化法）のポイント』（分担執筆、有斐閣、2026年）。

- 視聴期間：2026年8月7日（金）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：16,500円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)


オンライン視聴期間等

講座開設の趣旨

- ◆ 2026年（令和8年）3月、公正取引委員会は「優越的地位の濫用に関するガイドライン」の改正および「特殊指定」に関する新たなルールの案を公表し、6月中に成案の策定が予定されています。
- ◆ 今回の改正は、昨今の物価高騰や労務費上昇を背景に、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁と取引適正化をより強力に推進することを目的とするもので、サプライチェーン全体での「支払期日60日以内ルール」の導入や、物流現場における「着荷主」への規制拡大など、企業の調達・法務・物流部門が直ちに確認すべき重要な変更が盛り込まれました。
- ◆ 本セミナーでは、公表されたばかりの新基準を精査し、2027年（令和9年）春の全面施行に向けた実務上の留意点と対応策をいち早く解説します。

企業を守る営業秘密実務ガイド

— 不正競争防止法・最新裁判例・実務対応を体系的に学ぶ —

セミナー概要

営業秘密の持出し・漏洩が増加し、内部統制・ガバナンスの観点からも企業の重要課題となっています。本セミナーでは、不正競争防止法の基本と最新裁判例を踏まえ、秘密管理性・有用性・非公知性について解説し、クラウド・生成 AI 時代の管理や転職者リスクへの実務対応を提示します。

講師紹介 山根崇邦 同志社大学法学部教授

2009年12月 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。

2010年4月 同志社大学法学部助教、2013年4月 同志社大学法学部准教授、2019年4月 同志社大学法学部教授（現職）

経済産業省不正競争防止法における営業秘密の保護及び一般条項に関する調査研究有識者委員、農林水産省農業分野におけるノウハウ等の保護方策検討会委員、日本弁理士会中央知的財産研究所研究員を歴任。弁護士・捜査機関からの事件相談、新聞社からの取材依頼も多数。

主著に「不正競争防止法における営業秘密の保護要件」同志社法学447号1頁（2025年）、「営業秘密侵害と差止請求」別冊パテント27号229頁（2022年）、「営業秘密侵害と損害賠償」特許研究70号51頁（2020年）

開催日程等

- 開催日程：2026年9月8日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年9月7日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月30日（水）10時～2026年12月25日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年12月18日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ 近年、従業員による営業秘密の持ち出しや、競業他社への漏洩リスクが一段と高まっています。営業秘密関係民事訴訟の新受件数（全国地裁第一審）は、令和元年の33件から令和5年には48件へと増加し、また、営業秘密侵害事犯の検挙事件数も、令和7年には過去最多の38事件を記録しています。営業秘密の適切な管理と侵害リスク対策は、内部統制やガバナンス強化の観点からも、今や企業にとって避けて通れない経営課題となっています。
- ◆ 本セミナーでは、不正競争防止法における営業秘密保護の基本的枠組みを確認したうえで、秘密管理性・有用性・非公知性の各要件について、最新の裁判例を踏まえた実践的な判断基準を解説します。特に、外部クラウドや生成 AI の利用が進む中での秘密管理性の考え方、市販製品のリバースエンジニアリングやダークウェブへの情報流出が非公知性に及ぼす影響など、近時の実務上の重要課題を重点的に取り上げます。あわせて、令和7年に改訂された営業秘密管理指針の主要な変更点を整理し、自社の管理体制を見直す視座を提供します。
- ◆ さらに、転職者が前職の営業秘密を持ち込んだ場合における受入企業側の法的リスクと実務対応についても詳説します。加えて、第三者の営業秘密を生成 AI に入力・利用する場合の法的問題や、営業秘密に該当しない情報の保護など、新たに浮上している実務課題にも言及します。法務部門・知的財産部門・コンプライアンス部門のご担当者にとって、自社の営業秘密管理体制を点検・強化するための実践的な指針を得られるセミナーです。

主要講義項目

I 不正競争防止法による営業秘密の保護【総論】

- 1 特許と営業秘密——知的財産戦略における位置づけ
- 2 営業秘密の保護と利用のバランス
- 3 営業秘密の保護要件（秘密管理性・有用性・非公知性）
- 4 令和7年改訂営業秘密管理指針のポイント

II 秘密管理性【各論①】

- 1 趣旨・判断基準
- 2 外部クラウドを利用して管理する場合
- 3 秘密情報を生成 AI に入力して利用する場合
- 4 従業員の私的デバイス・在宅勤務環境における秘密管理性

III 有用性・非公知性【各論②】

- 1 趣旨・判断基準
- 2 公知情報の組み合わせの場合
- 3 市販製品の解析等により抽出可能な場合
- 4 ダークウェブに流出した場合

IV 転職者が他社営業秘密を持ち込んだ場合の対応【各論③】

- 1 転職者による他社営業秘密の持ち込み事案の類型
- 2 転職先企業による「取得」の成否
- 3 転職先企業における侵害リスクの評価と実務対応

V 営業秘密をめぐる新たな実務課題

- 1 第三者の営業秘密を生成 AI に入力・利用する場合の法的問題
- 2 営業秘密に該当しない情報の保護

日台の営業秘密法制と企業実務

—日台の立案担当者が解き明かす対応の勘どころ—

セミナー概要

日本・台湾それぞれで営業秘密法制の立案・改正に携わった実務家が登壇し、両国の営業秘密保護法制を実務目線で解説する。秘密管理性の考え方や管理体制整備の勘どころを日台比較の視点から提供するほか、日系企業の台湾における子会社・サプライヤー管理の実態、営業秘密の管理および域外適用をめぐる日台の実務対応についても、企業法務担当者の視点に立った実践的な知見を提供する。

講師紹介 ▶ **黒川直毅** 弁護士・弁理士（三村小松法律事務所）

経済産業省知的財産政策室にて任期付公務員として4年間勤務し、不正競争防止法の2023年改正及び営業秘密管理指針の見直しを手がけた。現在は、その立案経験を生かし、企業の営業秘密管理・紛争対応に当たっている。

朱 帥俊 弁護士（有澤法律事務所 パートナー）

元検察官・台湾弁護士。検察官時代より知的財産権案件を専門に担当し、台湾經濟部長表彰及び米国国務省International Visitor Leadership Program招聘を受けた。台湾高等検察署知的財産検察支署にて10年間勤務し、営業秘密関連法令の起草・改正に携わるほか、司法院知的財産権法改正委員及びAIT・GCTF営業秘密分野講師も歴任した。

【翻訳】 **黄 馨慧** 弁護士（有澤法律事務所 パートナー）

台湾弁護士。労働法、企業法務、M&A、コンプライアンス及び営業秘密保護を主要取扱分野とする。日系企業を含む多数の企業に対し、営業秘密管理体制の構築、情報漏えい対応、内部調査及び紛争対応について助言を提供している。日台間の法務案件にも豊富な実務経験を有する。

開催日程等

- 開催日程：2026年10月20日（火）14時30分～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
 - 定 員：40名（先着順） ● 申込期限：2026年10月19日（月）
- ※会場受講は無料となります。後日のオンデマンド受講も希望される場合は「オンデマンド受講」でもお申込みください。

[〈申込画面〉](#)


オンデマンド期間等

[〈申込画面〉](#)


- 視聴期間：2026年11月2日（月）10時～2027年1月29日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2027年1月22日（金）
- 受講料：11,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆ グローバルなサプライチェーンの深化に伴い、企業が保有する技術情報・ノウハウの国際的な流出又は不注意な使用に関するリスクが高まっている。特に半導体・化学材料など日台双方が重要な地位を占める産業分野においては、子会社・サプライヤーを含めた多層的な営業秘密管理体制の整備が急務となっている。
- ◆ こうした状況を踏まえ、本セミナーでは、日本と台湾それぞれで営業秘密法制の立案・改正に深く関与してきた実務家が登壇し、両国の保護政策と企業実務を比較する形で議論を展開する。日本側からは、経済産業省において不正競争防止法の2023年改正および営業秘密管理指針の見直しを主導した黒川直毅弁護士・弁理士が、台湾側からは、台湾の営業秘密法改正に携わり豊富な実務経験を持つ朱帥俊弁護士が登壇する。
- ◆ 具体的には、秘密管理性の考え方、台湾における子会社・サプライヤーを含めた管理上の留意点、域外適用の問題など、企業法務担当者が直面する実践的テーマを取り上げる。国家の中核的重要技術に係る営業秘密の保護や域外使用に対する刑罰の加重等については、近年厳罰化が進む台湾の動向や、国境を越えた営業秘密侵害に対する日本企業の備えという観点から解説する。また、関連する事例も紹介しつつ、実務上のポイントを解説する。
- ◆ 日台両国の制度・実務を横断的に理解することで、グローバル展開する企業の営業秘密保護戦略の高度化に資することを目的とする。

主要講義項目

- I 日本と台湾の営業秘密法制の概観
 - 1 日本の営業秘密保護法制
 - 2 台湾の営業秘密保護法制
 - 3 日台両国制度の主要な共通点と相違点
- II 秘密管理性の考え方と営業秘密管理体制整備の実務
 - 1 日本の秘密管理性の考え方
 - 2 台湾の秘密管理性の考え方
 - 3 実務事例から見る台湾における子会社・サプライヤー管理に関する特別説明
 - 4 グローバルサプライチェーン及びAIが営業秘密管理に与える影響と対応策

法務（総務）担当者のための知財契約実務の基礎 ～契約レビューで活用したい知財リテラシー～

セミナー概要

知的財産を専門としないものの知的財産に関わる契約をレビューする機会のあるご担当者を主な対象として、知的財産法のエッセンスを概観したうえで、知的財産に関わる契約についての基本的な考え方や実務上の留意点を取り上げる。

講義時間
約3時間

講師紹介 末吉 亙 弁護士（K T S 法律事務所）

1981年東京大学法学部卒業。1983年森綜合法律事務所入所、2007年潮見坂綜合法律事務所共同開設、2020年K T S 法律事務所共同開設。約40年間、企業法務、知的財産及び訴訟に関する案件を担当。WSJ著作権事件（東京高判1994.10.27）、IFN特許事件（東京高判1997.7.17）、タウンページDB著作権事件（東京地判2000.3.17）、Nifty慰謝料請求事件（東京高判2001.9.5）、切り餅特許事件（知財高判2012.3.22）、釣りゲーム著作権事件（知財高判2012.8.8）、P社営業秘密事件（知財高判2019.9.20）、プログラム著作権事件（東京地判2022.8.30）等に関与。

佐藤安紘 弁護士（K T S 法律事務所）

弁護士、ニューヨーク州弁護士。2009年潮見坂綜合法律事務所入所、2020年K T S 法律事務所共同開設。企業の技術、デザイン、データ、システムに関わる紛争、契約交渉、国際案件を多く扱う。最近関与した主な知財訴訟にデータベースAI発明事件（知財高判2025.1.30）、タオル著作権事件（知財高判2025.3.26）など。最近の論稿に「プレスリリースと訴訟リスクー裁判例に学ぶ法的責任と判断基準」ビジネス法務2026年2月号など。月刊「発明」にて最新の知財判決を題材とする解説を隔月で連載中。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2026年8月21日（金）10時～2026年10月21日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月14日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 知的財産権の所管は特許・知財部門に置かれている企業が多いと思われます。一方で、実務では、秘密保持契約、競業禁止契約、業務委託契約、売買契約、共同開発契約、ライセンス契約などにおいて、知的財産に関わる条項をレビューする必要のある場面が少なからずあります。
- ◆ 法務（総務）担当者の多くは、日々様々な契約書をレビューする中で、知的財産が絡む契約の固有の論点を十分に整理する時間を取りにくく、論点に対する基本的な考え方やどこで折り合いをつけるのが合理的のかなどを把握しづらいこともあると考えられます。特に、最近ではAI、AI生成物、学習データなど従来の知的財産の枠組みに収まりきらない概念も契約書の中に登場するようになっており、知的財産に関わる契約はより複雑で高度になっています。
- ◆ 本講座では、知的財産を専門としないものの知的財産に関わる契約をレビューする機会のあるご担当者を主な対象として、知的財産法のエッセンスを概観したうえで、知的財産に関わる契約についての基本的な考え方や実務上の留意点を取り上げます。抽象論に留まらず、裁判例なども交えながら知財契約全般に対する具体的なイメージを描けるようになることを目標とします。

主要講義項目

I 知的財産法の基礎

- 1 知的財産とは何か
- 2 他の法分野と比較した場合の知的財産法の特徴

II 知的財産と契約実務

- 1 知的財産に関わる契約概観
- 2 秘密保持契約
 - ▶ 秘密保持契約の目的、実務で問題となる条項
(秘密情報の範囲、契約終了後の取扱い、存続期間、秘密情報を使用して得られた成果物の取扱い、営業秘密との関係性など)
- 3 競業禁止契約
 - ▶ 競業禁止契約の目的、競業禁止契約の実務上の留意点、労働法的な視点、競業禁止契約の締結がなくとも制約が生じる場合
(不当な顧客奪取、違法勧誘など)
- 4 業務委託契約・共同開発契約・共同研究契約
 - ▶ 成果物に関する権利帰属、成果物の利用、バックグラウンドIPとフォアグラウンドIP、個人情報の取扱い、データの取扱い、競業禁止合意
- 5 取引基本契約・売買契約
 - ▶ 目的物に関する非侵害の保証、紛争が生じた場合の補償、保証と補償の関係
- 6 ライセンス契約
 - ▶ ライセンス契約の目的、独占権と非独占権、許諾の範囲、サブライセンス、ロイヤリティの考え方、監査、派生物に関する権利帰属、実施義務、不爭義務
- 7 その他の一般条項
 - ▶ 損害賠償の制限条項、完全合意条項、紛争解決条項（準拠法、管轄、仲裁、調停前置、知財調停）
- 8 おわりに
 - ▶ 生成AIとの付き合い方

内部通報の従事者が知っておきたい

「2025 年改正公益通報者保護法（2026 年 12 月施行）・指針・指針の解説」の改正ポイント

「内部通報に関する実務講座」

セミナー概要

消費者庁に出向経験のある講師が、実務に直結する令和 7 年度公益通報者保護法の改正ポイント・指針・指針の解説のポイントを分かりやすく解説。

講師紹介 蜂須明日香 弁護士（のぞみ総合法律事務所）

慶應義塾大学法学部卒業、同大学法科大学院修了後、2012年司法試験合格（66期）。2013年に蜂須総合法律事務所入所。その後、民間企業法務部（2014年～2020年）や消費者庁（2020年10月～2024年3月）での執務を経て、2024年4月に蜂須総合法律事務所に復帰。2026年4月～のぞみ総合法律事務所オブ・カウンセラー弁護士。

主著に、『逐条解説公益通報者保護法（第2版）』（商事法務、2023年）、「内部通報制度導入支援キット」の概要—内部規程サンプルの解説を中心に」（商事法務NBL1259号（2024.2.1））、「DX時代の情報管理と通報者保護（上）（下）—生成AIに起因する偽・誤記憶の取扱いの観点も交え」（商事法務NBL1278号（2024.11.15）、1279号（2024.12.1））、「逐条解説 デジタル行政推進法」（ぎょうせい、2026年）、（いずれも共著）など。コンプライアンス、内部通報関連業務（民間向け・行政機関向け）、データ・デジタル関連業務を中心に扱う。

開催日程等

- 開催日程：2026年8月7日（金）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月6日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンデマンド期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年8月26日（水）10時～2026年10月29日（木）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月22日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆企業や行政機関などの不祥事により、あらためて注目を集めている「公益通報制度」「内部通報制度」について最新動向を適切にキャッチアップすることは、企業の健全なコンプライアンス経営に不可欠だけでなく、レピュテーションリスクをマネジメントすることにも有効です。
- ◆令和 7（2025）年 6 月 4 日、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年第 62 号）が成立し、令和 8（2026）年 12 月 1 日施行が予定されています。また、消費者庁から、法定指針の改正、指針の解説の改訂や関連資料が公表され、より具体的な遵守事項・留意事項が明らかになっています。
- ◆本講座では、法改正・法定指針の改正・指針の解説の改訂に漏れなく対応できるよう、改正事項を確認しつつ、具体的な実務にどう落とし込むかを解説していきます。

主要講義項目

- I はじめに
 - 1 最近の事例
 - 2 公益通報者保護法の概要
- II 令和 7 年改正法の概要
 - 1 改正の全体像・スケジュール
 - 2 法改正のポイント
 - 3 法定指針、指針の解説の改正・改訂ポイント—3つの観点から
- III 実務の業務フローに沿って、改正対応を総ざらい（消費者庁の内部通報制度導入支援キットも参考としつつ）
 - 1 制度設計
 - 2 従事者指定、情報管理
 - 3 通報前の相談対応
 - 4 受付
 - 5 調査（通報者探索を防ぎつつ対応するための留意点、指針改正で追記された「同様の措置をとる」への具体的対応等）
 - 6 是正措置
- 7 再発防止策
- 8 フォローアップ
- 9 運用実績の開示、開示に至るまでの情報管理
- 10 案件の資料保管（保管期限、保管対象資料（訴訟対応等を見据え、令和 7 年改正も踏まえての留意点等））
- 11 周知
- IV 社内外のリソース確保、業務効率向上と留意点
 - 1 予算、人員
 - 2 指針の解説での追記事項の確認
 - 3 （生成）AIの利活用と留意点
 - 4 経営幹部の深刻な不正が通報された場合
- V 質疑（会場限定）
- VI ケーススタディ・ディスカッション（会場限定）

ベシック公益通報者保護法

セミナー概要

「内部通報に関する実務講座」

改正法施行後の条文や改正後の法定指針に基づき、公益通報者保護法の全体を解説する、初任者の方から経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナー。

講師紹介 中野 真 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

2010年弁護士登録（東京弁護士会）。事業者から委託を受け、ハラスメントを含むコンプライアンス違反に関する調査、社外通報窓口としての内部通報対応、社内通報窓口で寄せられた内部通報対応の支援、内部通報制度の構築及び周知の支援、労使トラブルの解決等の人事労務案件への対応等を行う。過去には、2015年10月から約5年半の間、公益通報者保護法を所管する消費者庁において公益通報者保護制度の企画立案に携わり、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（2020年）の立案や同法に基づく事業者の義務の内容を定める指針案の立案等を担当。主著として『公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応（第2版）』（商事法務、2025年）、『解説 改正公益通報者保護法（第2版）』（弘文堂、共著、2023年）、『新労働事件実務マニュアル（第6版）』（ぎょうせい、共著、2024年）など。

開催日程等

- 開催日程：2026年8月18日（火）15時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3 階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月17日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年9月1日（火）10時～2026年11月4日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月28日（水）
- 受講料：27,500円（税込）／1 名分

講座開設の趣旨

- ◆公益通報者保護法は通報対応に関する適切なプラクティスを事業者が守るべき最低限のルールとして定めた法律であり、同法を遵守した通報対応を行うことにより、社内のコンプライアンス違反を早期に発見し、抑止することが期待できます。また、本年12月1日に施行予定の「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）や同法に基づく法定指針の改正により、事業者に新たな規制が課されるほか、規制違反に対する制裁や消費者庁長官の執行権限が強化されることとなり、公益通報者保護法を遵守しないこと自体のリスクがこれまで以上に高まることが予定されています。
- ◆公益通報者保護法は、事業者に対し、同法に沿った内部通報制度の整備を義務付けるだけでなく、内部通報の受付・調査・是正措置等の内部通報対応の各場面において、同法に沿った対応を行うことを義務付けており、同法を遵守するためには、内部通報制度を整備するだけでなく、個々の実務担当者において、同法や同法に基づく法定指針を正しく理解した上で、内部通報対応を行うことが必要です。
- ◆そこで、本セミナーでは、消費者庁において5年半にわたり公益通報者保護制度の企画立案に従事し、現在は事業者から委託を受け、内部通報者への対応、ハラスメントを含むコンプライアンス違反に関する調査等の実務を担っている講師が、講義時点における最新の改正法や改正後の法定指針に関する情報を踏まえ、改正法施行後の条文をベースとして、改正法施行後の公益通報者保護法全体の基本的な知識を分かりやすく解説します。
- ◆改正法施行後の条文に基づき、改正後の法定指針も含めた、公益通報者保護法の全体について解説を行いますので、内部通報対応業務に配属されて間もない初任者の方から改正法について正確な情報を得たいと考えている経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナーです。

主要講義項目

- I 公益通報者保護法の目的
- II 2025年改正の概要
- III 「公益通報」の要件
 - 1 要件の全体像
 - 2 個別の要件の解説
- IV 不利益な取扱いからの保護
 - 1 不利益な取扱いからの保護に係る規定の全体像
 - 2 各規定に共通する構造の解説
- V 事業者等のとるべき措置
 - 1 事業者等のとるべき措置に係る規定の全体像
 - 2 従事者指定義務の解説（法定指針の改正を踏まえて）
 - 3 体制整備等義務の解説（法定指針の改正を踏まえて）
 - 4 従事者守秘義務の解説
 - 5 行政機関のみに対する規制の解説
- VI その他の事項（今後の予定など）

公益通報対応業務従事者のための ストレスを軽減する対処スキル習得講座（全3回）

セミナー概要

公益通報対応業務従事者が日々感じるストレスの原因からその解消法、ストレスの少なくなる通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全3回の講座で習得することを目指す。

講師紹介 **五十嵐 治** 公認心理師・臨床心理士

精神科病院、精神科クリニック、教育相談所にて、カウンセリング、心理検査、リワークデイケア等に従事。
現在は、やまき心理臨床オフィスに所属。また、企業内カウンセラーとして、都内病院に入職し、病院職員の個別カウンセリング、管理監督者とのコンサルテーション、職員対象のメンタルヘルス研修を行う。

開催日程等

- 開催日程：第1講 2026年9月3日（木）14時～17時、第2講 2026年10月22日（木）14時～17時
第3講 2026年11月5日（木）14時～17時
※本セミナーは会場限定セミナーです。後日のオンデマンド配信はございません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月2日（水）
- 受講料：88,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆公益通報窓口は、企業の健全な経営やコンプライアンス体制を支える重要な役割を担っており、不正・不祥事への対応に加え、ハラスメント等の多様な通報案件に日々向き合っています。一方で、従事者の方は、様々な心理的状态にある通報者等とのやり取り、組織対応への責任感、ミスが許されない業務内容等により、大きな心理的負担やストレスを抱えていると聞きます。
- ◆さらに、守秘義務により業務内容だけでなく心理的負担やストレスも共有しにくいいため、ストレスを一人で抱え込みやすい一方で、セルフケアやストレスを軽減する方法を学ぶ機会が少なく、ストレスが蓄積して疲弊しやすいという課題があります。
- ◆本セミナーでは、公認心理師・臨床心理士として活躍する講師を招き、公益通報対応業務従事者が業務の中で日々感じるストレスの原因からその対処法、ストレスを少なくする通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全3回の講座で習得することを目指します。

※57頁の「自分に合ったストレス対処法を内側から見つけ、セルフケア力を高める」と、「公益通報対応業務従事者のためのストレスを軽減する対処スキル習得講座（全2回）」を合わせた全3回の講座です。

主要講義項目

第1講 自分に合ったストレス対処法を内側から見つけ、セルフケア力を高める 【開催日：9月3日（木）】

公益通報対応業務従事者に限らず法務担当者は、ミスが許されない法務特有の業務が多く、強い緊張感や心理的負荷を感じています。業務で受けるストレスに対して、自分に合ったストレス対処法を見つめ、セルフケアするための方法を解説します。また、ワークを通して参加者それぞれがセルフケアリストを作成します。

1. ストレスへのセルフケアの概要
 - ・ ストレッサーとストレス反応
 - ・ ストレスへのセルフケアの全体像
2. ストレッサー
 - ・ ストレッサーとは
 - ・ 自分のストレッサーを知る（※ワークあり）
3. ストレス反応
 - ・ ストレス反応の例
 - ・ 自分のストレス反応を知る（※ワークあり）
4. セルフケア
 - ・ 効果的なセルフケアを考える上でのポイント
 - ・ 自分に合ったセルフケアリストを作る（※ワークあり）

第2講 対応が難しい通報者に振り回されにくくなるコミュニケーションスキルを学ぶ 【開催日：10月22日（木）】

公益通報対応業務従事者を対象に、対応が難しい通報者とのコミュニケーション場面において、「情報収集のための聴取スキルの向上」そのものではなく、「従事者自身のストレスを軽減するためのコミュニケーションスキルの習得」を目的としています。本セミナーはロールプレイ（従事者役、通報者役）を中心に行います。

1. 本セミナーの目的の共有
2. 従事者がストレスを感じやすい場面、人の特徴
3. 従事者がストレスを感じる要因
4. ストレス場面への対処の考え方
5. コミュニケーションスキルの習得（※ワークあり）

第3講 ストレスを軽減するための認知（物事の受け止め方・考え方）を柔軟にする 【開催日：11月5日（木）】

公益通報対応業務において、通報者とのやり取りの中で生じるストレスに対し、自身の受け止め方や考え方（認知という）を柔軟にすることでストレスを軽減するスキルを学びます。具体的な方法の説明と個人ワーク・グループワークを通じて、活用できるスキルの習得を目指します。

1. ストレスを生じさせる認知
 - ・ 認知とは
 - ・ ストレスと認知の関係
2. 認知を柔軟にしてストレスを減らすスキル
 - ・ 柔軟な認知とは
 - ・ 認知を柔軟にするスキルを身に着けるワーク（※ワークあり）

※各講とも、知識を学ぶための講義時間はできるだけ短くし、参加者自身が実際に「考える」「書く」「話す」といったワークを通じて、実践的なスキルを身につけられる構成を予定しています。参加型の研修として進行します。

自分に合ったストレス対処法を内側から見つけ、セルフケア力を高める

セミナー概要

法務担当者は、ミスが許されない法務特有の業務が多く、強い緊張感や心理的負荷を感じています。業務で受けるストレスに対して、自分に合ったストレス対処法を見つけ、セルフケアするための方法を解説します。また、ワークを通して参加者それぞれがセルフケアリストを作成します。

講師紹介 五十嵐 治 公認心理師・臨床心理士

精神科病院、精神科クリニック、教育相談所にて、カウンセリング、心理検査、リワークデイケア等に従事。現在は、やまき心理臨床オフィスに所属。また、企業内カウンセラーとして、都内病院に入職し、病院職員の個別カウンセリング、管理監督者とのコンサルテーション、職員対象のメンタルヘルス研修を行う。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月3日（木）14時～17時
※本セミナーは会場限定セミナーです。後日のオンデマンド配信はございません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月2日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、業務量の増加や業務内容の高度化、人間関係の複雑化などにより、働く人が受けるストレスは増えてきています。一方で、ストレスへの対処やメンタル不調の予防は後回しにされやすく、セルフケアの必要性や重要性についての認識は不十分であるため、メンタル不調を自覚した時点では、すでに状態が悪化しているケースも少なくありません。
 - ◆本セミナーは、公益通報対応業務従事者だけでなく幅広いビジネスパーソンを対象としています。セルフケアの必要性について理解を深め、自身のストレス状態やメンタル不調の早期発見、セルフケアによる早期対応ができるようになることを目的としています。
 - ◆ストレス軽減に効果的な対処法は人それぞれ異なるため、自分に生じやすいストレス反応の傾向を理解し、自分に適した対処法を持つことが、継続的なメンタルヘルスの維持につながります。本セミナーでは、個人ワークを通して「セルフケアリスト」を作成するとともに、グループワークで共有を行うことで、多様な対処方法に触れ、自身のセルフケアの選択肢を広げる機会とします。
- 本セミナーを通じて、明日から実践できる具体的なセルフケア方法を身につけ、メンタルヘルスの維持・向上につなげていくことを目指します。

※主要講義項目は、56 頁の第 1 講をご確認ください。

公益通報対応業務従事者のためのストレスを軽減する対処スキル習得講座（全 2 回）

セミナー概要

公益通報対応業務従事者が日々感じるストレスの原因からその解消法、ストレスの少なくなる通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全 2 回の講座で習得することを目指す。

講師紹介 五十嵐 治 公認心理師・臨床心理士

精神科病院、精神科クリニック、教育相談所にて、カウンセリング、心理検査、リワークデイケア等に従事。現在は、やまき心理臨床オフィスに所属。また、企業内カウンセラーとして、都内病院に入職し、病院職員の個別カウンセリング、管理監督者とのコンサルテーション、職員対象のメンタルヘルス研修を行う。

開催日程等

- 開催日程：第 1 講 2026年10月22日（木）14時～17時、第 2 講 2026年11月 5 日（木）14時～17時
※本セミナーは会場限定セミナーです。後日のオンデマンド配信はございません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年10月21日（水）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆公益通報窓口は、企業の健全な経営やコンプライアンス体制を支える重要な役割を担っており、不正・不祥事への対応に加え、ハラスメント等の多様な通報案件に日々向き合っています。一方で、従事者の方は、様々な心理的状態にある通報者等とのやり取り、組織対応への責任感、ミスが許されない業務内容等により、大きな心理的負担やストレスを抱えていると聞きます。
- ◆さらに、守秘義務により業務内容だけでなく心理的負担やストレスも共有しにくいいため、ストレスを一人で抱え込みやすい一方で、セルフケアやストレスを軽減する方法を学ぶ機会が少なく、ストレスが蓄積して疲弊しやすいという課題があります。
- ◆本セミナーでは、公認心理師・臨床心理士として活躍する講師を招き、公益通報対応業務従事者が業務の中で日々感じるストレスの原因からその対処法、ストレスを少なくする通報者とのコミュニケーションスキル等、従事者自身の心を守るためのスキル等を全 2 回の講座で習得することを目指します。

※主要講義項目は、56 頁の第 2 講、第 3 講をご確認ください。

ケーススタディ内部通報

～ハラスメントの限界事例から調査対応の実務を考える～

セミナー概要

「内部通報に関する実務講座」

内部通報体制を一応整備したものの運用に満足していない企業の方、ハラスメント事案について悩んでおられる企業の方、従来存在する内部通報の講座に飽き足らない企業の方等に最適の経験者向け講座。

講師紹介 大月雅博 弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士）

東京大学法学部卒業、1999年弁護士登録(51期)、阿部・井窪・片山法律事務所入所。2007年米国ニューヨーク州弁護士登録。海外・国内を問わず、会社法、コンプライアンス、競争法、倒産法、知的財産権法、AI、不動産・金融等の種々の分野に広く携わっている。依頼者の価値観、理念を最大限尊重し、迅速なリーガルサービスの提供を心掛けている。経営法友会公益通報者保護法研究会アドバイザー。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月4日（金）13時～18時（質疑応答込み）
※本セミナーは会場限定セミナーです。後日のオンデマンド配信はございません。
- 開催場所：株式会社商事法律会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年8月28日（金）
- 受講料：49,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆2020年および2025年に公益通報者保護法が改正され、その結果、通報者保護が強化され、不利益取扱いの禁止、体制整備義務等において刑事罰や行政措置が新設されるなど、企業としては、ますます緊張感をもって公益通報を含めた内部通報対応を行わなければならなくなりました。
- ◆しかし、調査業務を実際に行うと、法的知識を習得しただけでは対応できず、調査に関する実践的な経験や判断力の涵養が重要であることを痛感するはずです。特に通報の過半を占めると言われるハラスメント対応は、その類型ごとに調査対応のポイントが異なる上、事実認定・法的評価が難しいために判断に悩み、対応がうまくいかないことも少なくありません。場合によって通報者がクレーム化することもあり、予めその対応方針を定めておくことが大切です。
- ◆本講座は、受講生の皆様に、2025年改正公益通報者保護法の施行直前に、その内容を先取りして取り込む形で、過去の裁判例等を踏まえたハラスメントの限界事案を調査担当者の目線で実際に検討してもらい、調査、事実認定、法的評価のエッセンスを体得してもらう、少人数限定の寺子屋式講座です。講師は、法改正前から長年にわたって、内部通報体制の構築、調査・是正、具体的案件の個別相談、法的評価、調査対応等に従事してきたベテラン弁護士です。内部通報体制を一応整備したものの運用に満足していない企業の方、ハラスメント事案について悩んでおられる企業の方、従来存在する内部通報の講座に飽き足らない企業の方等に最適の内部通報対応業務経験者向け講座です。奮ってご応募ください。

主要講義項目

I 2025年改正公益通報者保護法との関係で、内部通報対応において留意すべき点

II パワハラ編

1. パワハラの基礎知識
2. パワハラ通報における受付時の留意点
3. 調査に関する留意点
(ケースに関するグループディスカッション・発表、パワハラ通報における調査時の留意点、ケースに関する調査の解説を含む)
4. 事実認定、法的評価に関する留意点
(ケースに関するグループディスカッション・発表、パワハラ通報における事実認定、法的評価時の留意点、ケースに関する事実認定、法的評価の解説を含む)
5. 質疑応答

III セクハラ編

1. セクハラの基礎知識
2. セクハラ通報における受付時の留意点
3. 調査に関する留意点
(ケースに関するグループディスカッション・発表、セクハラ通報における調査時の留意点、ケースに関する調査の解説を含む)
4. 事実認定、法的評価に関する留意点
(ケースに関するグループディスカッション・発表、セクハラ通報における事実認定、法的評価時の留意点、ケースに関する事実認定、法的評価の解説を含む)
5. 質疑応答

公益通報対応業務の実務ガイド 2026

～従事者・担当者のためのQ & A～

セミナー概要

「内部通報に関する実務講座」

公益通報対応業務従事者の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイント・悩みどころ、各社の実務対応について詳しく解説。

講師紹介 中村克己 弁護士（国広総合法律事務所）

兵庫県出身。東京大学法学部卒。1993年、全日本空輸株式会社に入社。1997年、大蔵省（当時）財政金融研究所で発展途上国への税制勧告等の知的支援業務に従事した後、1999年に全日空法務部に復帰。民商法、労働法、航空運送法、保険業務等を担当する傍ら、法曹を志し、弁護士資格を取得。第二東京弁護士会所属。2012年1月、国広総合法律事務所パートナー就任。専門は、コンプライアンス態勢・リスク管理体制の構築、企業の危機管理対応、内部通報対応、不正・ハラスメント調査、人事労務問題対応等。

開催日程等

- 開催日程：2026年9月10日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2026年9月9日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



オンライン視聴期間等

＜申込画面＞



- 視聴期間：2026年10月1日（木）10時～2026年12月1日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年11月24日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

- ◆コンプライアンス態勢の一環としての内部通報制度の構築に関しては、すでにさまざまな施策が実施され、社内や企業グループ内でも一定の周知が図られ、不祥事の抑止や早期発見といった機能を果たしている例も多いと思われます。
- ◆他方で、「制度は作ったが、職場の人間関係に関する相談ばかりで有効に機能しているという実感に乏しい」「制度の見直しを考えているがどうすればよいか」「攻撃的な通報者や過剰な対応を求める通報者への対応に苦慮している」「通報案件の調査を進めたいが被害者の同意が得られず困っている」といった担当者の実務上の悩みも多く聞かれます。
- ◆本講座は、これまで多くの通報事案のアドバイスや対応に関与されてきた講師により、内部通報窓口担当者（および部門管理者）を対象として、実務対応の進め方について具体的に解説してきた定番講座です。
- ◆「公益通報対応業務従事者」（通報窓口担当者や社内調査・是正業務に関わる担当者）の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイントについて詳しく解説します。他社における実務上の対応状況や、内部通報制度をめぐる最近の問題も取り上げますので、これまで内部通報担当を務めてきた方のアップデートにもご活用いただけます。
- ◆内部通報制度の課題は、社内だけではなくなかなか解決の糸口が見えない内容でもありますので、この機会に実務のヒントとしてご聴講されることをお勧めいたします。

※本セミナーでは会場限定パートを設定いたします。会場限定パートで講師にお聞きになりたいこと等を事前にアンケートさせていただきます。

主要講義項目

- I 内部通報制度の振り返りとアップデート
 - 1 企業不祥事にみる内部通報制度の機能不全（不正見逃し型と対応失敗型）
 - 2 内部通報制度の位置づけ・目的
 - 3 2025年改正公益通報者保護法の概要と留意点
- II 公益通報対応業務従事者に求められる実務対応
 - 1 従事者の範囲と指定方法
 - 2 守秘義務に関する留意点
～従事者に求められるリスクマネジメント～
 - 3 通報対応のポイント
（受付から、調査、事実認定、フィードバック、再発防止まで）
- III 内部通報制度の実効化に必要な視点と対応
 - 1 通報の阻害要因
 - 2 阻害要因の解消策
 - 3 社内広報の重要性 ～4つの「見える化」～
- IV 担当者のためのQ & A
～実務の悩み所・各社の実務対応～
 - ・通報窓口のミッションは何か
 - ・常に意識すべき2つの視点
 - ・職場や人事に関する不平・不満と不正に関する通報をどのように整理すべきか
 - ・「経営者から独立した窓口」のあり方
 - ・国内外のグループ企業における制度運用のあり方
 - ・通報者保護のための具体的対応
 - ・通報者保護の実態・実情
 - ・通報者の意向にどこまで配慮すべきか
 - ・通報制度の有効性・浸透度をどう検証するか
 - ・社内アンケート・意識調査の使い方
 - ・通報者へのフィードバック上の留意点
 - ・悪質な通報事案への対応 等
- V 終わりに
～従事者・担当者に求められる資質とマインド～
- VI 会場限定パート

公益通報対応業務従事者入門講座

～法務経験の有無を問わずに学べる公益通報制度の意義とポイント～

セミナー概要

「内部通報に関する実務講座」・法人申込あり

企業の不正調査、コンプライアンス案件に精通した2名の弁護士が公益通報制度の意義から実務対応のポイントまでを分かりやすく短時間で解説。

講義時間

約 1.5 時間

講師紹介 竹内 朗 弁護士・公認不正検査士（プロアクト法律事務所 代表パートナー）

1996年弁護士登録。2001-06年日興コーディアル証券（現SMBC日興証券）法務部勤務。2010年企業リスクマネジメントを専門とする同事務所開設。これまで上場会社5社の社外取締役・監査役を歴任。第三者委員会調査も多数手がける。2023年12月日本経済新聞社「企業法務税務・弁護士調査」危機管理分野で総合ランキング5位。『図解不祥事のグローバル対応がわかる本』『図解不祥事の予防・発見・対応がわかる本』『図解不祥事の社内調査がわかる本』（中央経済社）『企業不祥事インデックス第3版』（商事法務）など著書多数。月刊監査役に「企業不祥事の事例分析」シリーズを不定期掲載。

岩淵恵理 弁護士・公認不正検査士（プロアクト法律事務所 カウンセル）

2016年弁護士登録、2016～19年三井住友信託銀行（株）証券代行コンサルティング部勤務、2019年より同事務所所属。専門は企業のリスクマネジメント、有事の危機管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス等。上場会社を含む複数の社外取締役に就任。『図解不祥事の予防・発見・対応がわかる本』（中央経済社）、『図解不祥事の社内調査がわかる本』（中央経済社）、『図解不祥事のグローバル対応がわかる本』（中央経済社）などを執筆。

オンライン
視聴期間等

- 視聴期間：2025年10月29日（水）10時～2026年10月30日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年10月23日（金）
- 受講料：5,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆ 企業にとって公益通報とは、自社におけるリスク情報を早期に把握するための重要な手段の1つです。
- ◆ 企業および公益通報対応業務従事者（以下、従事者）は公益通報者保護法に沿った対応を求められていることから、従事者には同法への理解が求められるところではありますが、法務部ではない方（法学部等出身ではない方）が従事者に指定されることも少なくありません。
- ◆ いざ、通報対応をしようとした際に、リスク情報を早期に把握する手段であるという点を理解せずに、例えば「懲戒にあたるかどうか」のみを基準に対応をしてしまい、「懲戒までには至らない」と思われる通報を軽んじてしまうということや、通報者の意に沿わない対応や通報者に不利益が及びかねない対応をしてしまい問題になるという話も聞きます。そのような通報対応を行った結果、内部通報制度への社内の信頼を損ない、結果として重要な通報案件が外部通報され、自社の企業価値を低下させてしまうということもあります。
- ◆ 本セミナーでは企業の不正調査、コンプライアンス案件に精通した竹内朗弁護士、岩淵恵理弁護士を講師に迎え、公益通報制度の意義から実務対応のポイントまでを分かりやすく短時間でご解説いただきます。
- ◆ 従事者に指定された方にまず第一歩としてご受講いただきたいセミナーです。

※本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は1社につき33,000円（税込））。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。

商事法務ビジネス・ロー・スクール 申込要領・注意事項

- 受講のお申込みは、弊社WEBサイト（<https://www.shojihomu.co.jp/>）の各セミナー案内画面からお申し込みください。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降（複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降）はお受けいたしません。WEB受講の場合、視聴用URLのご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社WEBサイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- 上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。
なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

商事法務WEBサイトはこちら



内部通報企業実務研究会

内部通報対応の“現場”で、課題や悩みが生じていませんか

公益通報対応業務は、業種・企業規模を問わず多くの企業で共通する課題を抱えています。しかし、実務上の課題、悩みを共有し、解決を目指す専門的なネットワークはこれまで十分に存在していませんでした。内部通報企業実務研究会は、公益通報対応業務に携わる皆さまのための、「学び」「実務力向上」「交流」を目的とした研究会です。

〈ご入会のメリット〉

1. 実務に直結する知識と対応力が学べる

弁護士等の専門家による研修会（セミナー）や、実務課題に即した意見交換を通じ、公益通報対応業務に必要な実践的な知識や対応力を体系的に学べます。

2. 他社の担当者と「本音」で交流できる

業種や企業規模を超えて、日常業務での課題や相談しづらい悩み、他社事例を共有・ディスカッションできます。

3. 法改正・制度の最新動向を把握できる

消費者庁担当官や弁護士との意見交換等を通じ、公益通報者保護法をはじめとする法改正・制度の最新動向を把握できます。

〈主な活動内容〉

1. 研修会（セミナー）

従事者育成や最新の法改正対応など、商事法務主催の内部通報関連セミナーと連携し提供いたします。

2. 意見交換会

実務課題に即したテーマを設定し、参加者同士で意見交換を行います。東京・大阪の2会場およびオンラインを併用し、2カ月に1回（各回2時間）開催しています。

3. 消費者庁担当官との意見交換

担当官を講師に迎え、法改正や制度の最新動向についての解説および意見交換を行います。

〈参加費用（実費負担制）〉

1. 研修会（セミナー）

商事法務主催の内部通報関連セミナーを特別優待価格にてご提供

2. 意見交換会（メンバー限定）

会場参加／オンライン参加：1,000円（1回・1名あたり（税込））

懇親会付：6,000円（1回・1名あたり（税込））

3. 意見交換会（外部講師招聘）

会場参加／オンライン参加：10,000円（1回・1名あたり（税込））

懇親会付：15,000円（1回・1名あたり（税込））

〈ご入会資格〉

本研究会の活動趣旨にご賛同いただける国内企業（法人単位）で、公益通報対応業務従事者を置いている企業であれば、いつでもご入会いただけます。

〈お問い合わせ・お申込み〉

株式会社 商事法務 内部通報企業実務研究会事務局
TEL: 03-6262-6758 / E-mail: cwpf@shojihomu.co.jp

ビジネス・ロー・スクールでは、毎年多くの皆様にご好評をいただき、現在もお色あせない実務に役立つセミナーを厳選して再配信しております。新任の方や見逃してしまった方はぜひこの機会にご視聴ください。

セミナー名		講師	配信期間	申込画面
セミナー概要				受講料（税込）
法務一般	法務の基礎のその手前 ～法的な「ものの見方」と「文章の書き方」～	壺岐祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	5/11（月）～12/25（金） 申込期限12/18（金）	
	法務業務を初めて担当される方がはじめての一步を踏み出せるように、法的な「ものの見方」と「文章の書き方」を会得し、他者に伝わるわかりやすい文章・ビジネスメールを書くためのエッセンスを、講師の経験談を交えながら惜しみなく披露する。 講義時間：約2時間（2025年4月23日収録）			27,500円／1名分
	リーガルマインド 法律入門 ～法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ	弥永真生 明治大学 会計専門職研究科教授	7/1（水）～10/30（金） 申込期限10/23（金）	
	体系的に法律を学んだ経験のない総務・法務担当者を対象に、身近な素材や最近の時事問題を例に、雑多な情報から法的に重要なポイントを見極めるために必要な「考え方」を涵養していただく。 講義時間：約3時間（2024年6月14日収録）			33,000円／1名分
取引法務	契約実務入門 ～基本と個別契約類型で理解を深める～〔全4講〕	村田充章 弁護士	4/10（金）～27/3/31（水） 申込期限27/3/24（水）	
	初めて契約業務に携わることとなった担当者を対象として、あらゆる契約形態に共通する基本事項を確認するとともに、それを土台に、個別の契約類型について理解を深める構成で解説。 講義時間：約3時間（2025年6月収録）			38,500円／1名分
	契約交渉ロールプレイング ～実務的な落としどころを探る～	壺岐祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	5/11（月）～12/25（金） 申込期限12/18（金）	
	弁護士2名によるロールプレイ（直接交渉・Wordを使った間接交渉）や受講者同士の意見交換を通じて、契約書作成と交渉の実務を体感。雛形の使い方や修正の判断基準といった実務的な疑問に触れつつ、交渉学の知見を踏まえた「落としどころ」の見極め方を習得。秘密保持・業務委託契約等の基礎も解説し、確認テストで知識の定着を図る。 講義時間：約2時間（2025年9月19日収録）			27,500円／1名分
会社法	会社法の体幹を鍛えよう ～押さえておきたい7割の基本と掘っておきたい3割の最新動向～	倉橋雄作 弁護士	7/1（水）～10/30（金） 申込期限10/23（金）	
	コーポレート実務をより面白く、よりやりがいのあるものと感じていただけるよう、会社法の基本に立ち返りながら、現在起きているさまざまな事象を整理し、条文・判例・裁判例を取り上げながらわかりやすく解説。 講義時間：約4時間（2025年7月23日収録）			38,500円／1名分
	株式会社法基礎講座 ～「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説～	川口恭弘 同志社 大学法学部教授	7/1（水）～10/30（金） 申込期限10/23（金）	
	激動する社会情勢への対応や経営基盤強化の中で生じる企業体制の変化への確に対応するための前提として、株式会社法の全体像を把握し、基礎知識を短時間で効率的に習得。20年以上続くロングランセミナー。 ※講義テキストとして『新・日本の会社法〔第2版〕』（商事法務、2020年）を無料贈呈。 講義時間：約9.5時間（2024年6月14日収録）			58,300円／1名分
	Introduction to Japan Corporate Law ～外国人役員・管理職に日本の会社法を伝えるポイント～	高木 弘明 弁護士・ ニューヨーク州弁護士	7/9（木）～10/9（金） 申込期限10/2（金）	
日本の会社法について、外国人役員、管理職の方が戸惑いやすいポイントを踏まえながら、外資系法律事務所活躍する弁護士が英語で解説。また、講師が外国人役員、管理職に日本の会社法を伝えることを想定して工夫した点をポイントごとに日本語で解説。 講義時間：約2.5時間（日本語：2024年4月9日、英語：2025年3月7日収録収録）				39,600円／1名分

〔受講要領〕

- Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

企業法務に携わる皆様へお届けする、実務の最前線。

法的思考に、推進力を。

正確性を、いち早く。

ビジネス関連の新規立法や改正動向、ソフトウェアについて、立案担当者による解説を掲載。官公庁に密着し、実務の基礎となる公式情報をいち早くお届けします。

第一人者による、多角的な視点。

実務・学界の第一人者による実務解説や論文、座談会を掲載。不確実性の高い時代に、実務に確たる示唆を与える情報をお届けし、経営と現場を架橋します。

AI時代に、情報を選ぶということ。

誰もが気軽に情報を発信・享受できる時代に、あえて「雑誌」を読むこと。最前線に立つ執筆陣の法的思考力に裏打ちされ厳選された記事で、AIの「もっともらしさ」に流されない知的体力を強化します。

定期購読

毎月1・15日発行

年間 33,880 円
(本体 30,800 円+税)
半年 17,600 円
(本体 16,000 円+税)

見本誌のお申し込みも可能です。

詳細は QR コードから



データベース

定期購読に加えて、データベース（電子版）もご契約いただけます。バックナンバーを創刊号から最新号まで閲覧可能。

年間 54,230 円
(本体 49,300 円+税)
半年 27,720 円
(本体 25,200 円+税)

※データベース単体ではご契約いただけません。

ISSN 0287-9670

令和8年7月1日 通巻第

取引実務の法律ガイド

NBL

New Business Law

No. 1317 2026.7.1

[座談会]

AGI(汎用人工知能)時代の社会

榮藤 稔／鳥居大祐／飯田 高／清水 亘

[論 説]

優越的地位濫用をめぐるエディオ提起する重要論点

白石忠志

「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する
「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する
関係法律の整備等に関する法律」の解説(12
笹井朋昭／伊賀和幸／浅野航平／工藤 智／寺畑亜
森下宏輝／遠藤 隆／金崎哲平／日下部祥史／廣瀬

AI利活用における
民事責任の解釈適用に関する
手引きについて
宇田川翔／宮下博樹

2025
クロス
近内京
吉村

資料版 商事法務

お申込み・
見本誌請求



資料版
商事法務
— ONLINE —



株主総会の 専門誌

株主総会の最新動向を
本誌調査に基づき分析。
招集通知作成担当者の
参考となる事例を豊富
に紹介。

重要裁判例を 掲載

会社法・金商法にかか
る近時の裁判例をコメ
ント付きで紹介

例えば……

株式買取会社が当事者とな
る譲渡制限株式に係る株主
権確認等請求事件

＞定期購読

毎月 25 日発行
年間 47,300 円
(本体 43,000 円+税)

＞データベース付プラン

定期購読に加えて、パッ
クナンバーを創刊号から
最新号まで閲覧可能。
(データベース単体ではご
契約いただけません。)

年間 71,060 円
(本体 64,600 円+税)

総会担当者の 知りたいに 応える

オンラインで
より便利に！



資料版
商事法務
— ONLINE —

雑誌×ウェブで より便利に

2025 年 6 月に購読者
専用ウェブサイト「資
料版商事法務オンライ
ン」を開設。誌面内容
を HTML 形式でパソ
コン、タブレット、ス
マートフォンからいつ
でも読むことができます。

■便利な機能①

記載事例を ワンクリックで参照

株主総会招集通知の記載
事例等について、ウェブ
上のリンクから実際の記
載内容を参照することが
できます。

■便利な機能②

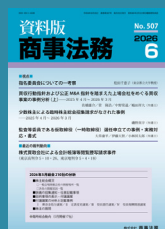
効率的にリサーチ

「同業他社の株主総会の状
況を調べたい」「総会会場
の候補を検索したい」等
の際に必要な情報を一覧
データから簡単に検索す
ることができます。

■便利な機能③

ブックマーク機能

気になる記事は後からす
ばやく確認することがで
きます。



商事法務 新刊・好評既刊書籍 ご案内

書名	編・著者	ISBN 978-4-7857-	判型	頁数	税込価格	発売年月
 コンプラを語る	中村 直人 著	3256-1	四六判並製	172	¥2,200	2026年7月
 加藤新太郎×中村直人 法律家とキャリア(上)	加藤 新太郎・中村 直人 著	3258-5	四六判並製	216	¥2,860	2026年8月
 加藤新太郎×中村直人 法律家とキャリア(下)	加藤 新太郎・中村 直人 著	3259-2	四六判並製	192	¥2,860	2026年8月
 取締役会事務局 取締役会の「現場の声」	富永 誠一 著	3248-6	A5判並製	440	¥4,620	2026年4月
 米国特許訴訟の実務	一色 太郎 著	3254-7	A5判並製	256	¥4,180	2026年7月
 アドバンス金融商品取引法 [第4版]	長島・大野・常松法律事務所 編	3250-9	A5判上製	1,524	¥14,300	2026年5月
 Q&A 企業価値担保の実務	井上 聡・志甫 治宣・堀内 秀晃 著	3228-8	A5判並製	460	¥4,950	2026年4月
 遺産分割手続	関 述之 著	3257-8	A5判並製	736	¥7,150	2026年7月
 アグリ・フードビジネスの法務	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 代 宗剛・高宮 雄介・中野 玲也・奥田 亮輔 編著	3251-6	A5判並製	344	¥4,180	2026年6月
 特商法・景表法の執行と 危機管理の実務	村田 昇洋 著	3203-5	A5判並製	260	¥3,520	2026年5月

申込締切: 2026年9月30日

お近くの書店でお求めいただけます。

ホームページから購入も可能です。

送料は、冊数にかかわらず1回の発送につき 660円(税込) を頂戴いたします。

* 代金は本体価格合計金額に消費税を付加して(1円未満の端数は四捨五入処理)ご請求申し上げます。

【決済方法について】

ホームページから購入の場合、請求書払い、クレジットカード、PayPay、代引き(手数料330円)からお選びいただけます。

ご不明な点がございましたら、商事法務 カスタマー業務部までお問い合わせください。

・Email: order@shojihomu.co.jp ・TEL: 03-6262-6756 ・FAX: 03-6262-6804



新刊・既刊一覧

企業法務の“今”がわかり、“先”が読める インテリジェンス基盤 始動！



無料
トライアル
実施中！

企業法務に影響を与える制度・社会規範の変化を、確かな資料と専門家の解説で迅速に提供。「CODE」は、変化を捉え、リスクを読み、実務対応を構築するための企業法務向けオンライン情報プラットフォームです。リーガルリスクを早期に発見し、法務組織のインテリジェンス機能を力強く支援します。

① 多様な“変化”を網羅し、日々アップデート

法令・指針、社会規範の動き、企業開示、裁判動向、パブコメなど、企業法務に影響を与える多様な情報を日々配信。商事法務刊行雑誌の記事、有識者の解説、編集部取材も横断的に連携し、相互に参照できる情報プラットフォームとして機能します。

② 実務に直結する情報を自動収集「マイボード」

必要な実務分野・ビジネス領域・トピックをフォローすると、最新の関連情報や実務資料が個人専用の「マイボード」に自動集約。お客様に必要な情報だけを効率的に入手できます。

③ フォロー対象の情報をメール通知「マイCODE通知」

フォローした実務分野等の新着情報はメールでも受け取れ、見逃しを防ぎます。通知対象の情報源や通知の間隔は任意に設定できます。

④ 深いリサーチを1箇所で完結「タイムライン」

重要立法・制度は検討段階から施行後のフォローアップまで、関連情報を時系列で整理。自社の実務対応を構築するために必要な資料・他社事例・解説を一気通貫で確認できます。

CODEの料金プラン・サービス内容は、商事法務ホームページにてご案内しています。
導入やデモのご相談もお気軽にお問い合わせください。



商事法務研究会会員で「CODE」の利用をご希望される方は、商事法務研究会のHPのマイページからトライアルをお申し込みください。

お問い合わせ（CODE担当） code@mail.shojihomu.jp



株式会社 商事法務

<https://www.shojihomu.co.jp>